

平成30年10月10日から  
平成30年10月11日まで

平成29年度標茶町各会計  
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

## 平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

### 第1号(10月10日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 平成29年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 平成29年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	5
認定第7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	34
内容質疑	41
散会の宣告	60

### 第2号(10月11日)

開議の宣告	65
付議事件	
認定第1号 平成29年度標茶町一般会計決算認定について	65
認定第2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	65
認定第3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	65
認定第4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	65
認定第5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	65
認定第6号 平成29年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	65
認定第7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算認定について	65
認定第8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算認定について	65
総括質疑	
櫻井一隆君	80
後藤勲君	84
渡邊定之君	92

本 多 耕 平 君 .....	95
鈴 木 裕 美 君 .....	116
平 川 昌 昭 君 .....	117
深 見 迪 君 .....	124
閉会の宣告 .....	127

## 平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

### ○議事日程（第1号）

平成30年10月10日（水曜日） 午前 9時56分 開会

### 付議事件

- 認定第 1号 平成29年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算

### ○出席委員（11名）

委員長	黒 沼 俊 幸 君	副委員長	深 見 迪 君
委員	櫻 井 一 隆 君	委員	後 藤 勲 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	平 川 昌 昭 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	菊 地 誠 道 君		

### ○欠席委員（0名）

### ○その他の出席者

議長 館 田 賢 治 君

### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
総 務 課 長	牛 崎 康 人 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	服 部 重 典 君
管 理 課 長	相 原 一 久 君
住 民 課 長	松 本 修 君

保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
観光商工課長	多津美悟君
育成牧場長	常陸勝敏君
水道課長	平間正通君
建設課長	狩野克則君
病院事務長	齊藤正行君
やすらぎ園長	中村義人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君
監査委員	佐々木幹彦君
監査委員	川村多美男君
会計管理者	
兼出納室長	飯島猛美君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前 9時56分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたしたいと思っております。

休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員(菊地誠道君) 委員長には黒沼君を推選いたしますので、よろしくお取り計らい

を願います。

○年長委員（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、委員長に黒沼の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。  
よって、委員長には黒沼が当選いたしました。

#### ◎副委員長の互選

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮りを願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、菊地委員からの指名推選に決定いたしました。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 副委員長には深見君を推選いたしますので、よろしくお取り計らいを願います。

○委員長（黒沼俊幸君） ただいま菊地委員から、副委員長に深見委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には深見委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの平成29年度標茶町一般会計と、5特別会計の決算概要についてご説明いたします。

まず、本町を取り巻く経済情勢ですが、長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたと言われており、さらに地方創生の深化と一億総活躍社会の実現により人口減少対策等の課題解決を図り、成長力の底上げを目指す方針でしたが、北海道では一部の都市部を除き依然として厳しい状況下に置かれ、光熱費の高騰、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっております。

このような情勢の中、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携のもとに、協働のまちづくりに向けた施策を着実に実施してまいりました。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税については、トップランナー方式の導入など、総枠で減少しており、今後の不確定要素含みとなっております。歳出におきましては、物件費や扶助費の増高、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進め、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取り組み等を行ってまいりました。

それぞれの決算数値等の詳細については、後ほど資料によりご説明いたしますが、一般会計の歳入決算額は135億5,600万9,705円、歳出決算額は133億8,496万4,843円、歳入歳出差し引き1億7,104万4,862円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税については、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取り組みを、納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰越を合わせた収納率は94.2%、対前年度比0.6ポイントの増となりました。

歳出については、当初予算可決後、9回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってまいりました。平成29年度の主要財政数値については、財政力指数が0.202、対前年度比0.005ポイントの増加、経常収支比率では82.3%、対前年度比2.3ポイントの減と

なっております。実質公債費比率は9.5%、0.5ポイントの減、将来負担比率は26.4%、5.5ポイントの増と前年度より悪化しております。

後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4比率については、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第1号から第6号にかかわる決算資料、歳入歳出決算に係る主な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、健全化判断比率報告書及び認定第3号、認定第6号、認定第7号、認定第8号にかかわる資金不足比率報告書についてご説明を申し上げます。

決算資料の1ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表です。

一般会計の歳入決算額135億5,600万9,705円、歳出決算額は133億8,496万4,843円、歳入歳出差し引き1億7,104万4,862円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額12億9,936万3,305円、歳出決算額12億7,044万7,718円、差し引き額は2,891万5,587円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額とも5億6,498万8,260円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額8億8,047万9,060円、歳出決算額8億4,111万2,378円で、差し引き額は3,936万6,682円となり、サービス事業勘定では歳入決算額5億1,271万5,592円、歳出決算額5億1,268万5,625円で、差し引き額は2万9,967円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額9,968万8,760円、歳出決算額は9,910万2,982円で、差し引き額は58万5,778円となりました。

今年度新たにできました簡易水道事業特別会計ですが、歳入決算額1億1,130万2,489円、歳出決算額9,394万3,217円で、差し引き額は1,735万9,272円となりました。

一般会計と5特別会計の合計では、歳入決算額170億2,454万7,171円で、歳出決算額は167億6,724万5,023円、差し引き額は2億5,730万2,148円となりました。

平成28年度の歳出決算額と比較しますと、18億4,614万9,266円の増、率にして12.4%の増となりました。

次に、2ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1款町税から20款町債までの合計では、調定額は139億2,703万2,658円で、収入済額は135億5,600万9,705円となり、不納欠損額は393万9,176円、収入未済額は3億6,708万3,777円で、収納率は97.3%となりました。財源区分については、自主財源の比率が30.1%と対前年度比1.8ポイント低くなっております。

次に、3ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1款議会費から15款予備費までの合計

では、最終予算額135億5,828万5,000円に対して、支出済額は133億8,496万4,843円で、翌年度繰越額6,045万7,000円、不用額は1億1,286万3,157円で、執行率は98.7%です。

次に、4ページの一般会計歳出性質別決算内訳ですが、決算額は主なものについて申し上げます。

人件費については、決算額14億1,215万5,000円で、前年度対比516万5,000円の増、率では0.4%の増となりました。

物件費は、決算額17億1,346万1,000円で、前年度対比1,055万4,000円の増、率では0.6%の増となりました。

扶助費は、決算額4億6,254万4,000円で、前年度対比1,563万8,000円の増、率では3.5%の増となりました。

補助費等は、決算額23億4,734万2,000円で、前年度対比2,693万6,000円の増、率では1.2%の増となりました。

普通建設事業費は、決算額42億4,869万9,000円で、前年度対比18億5,628万9,000円の増、率では77.6%の増となりました。

公債費は、決算額10億7,369万4,000円で、前年度対比4,539万7,000円の減、率では4.1%の減となりました。

積立金は、決算額9億4,347万3,000円で、前年度対比6,050万円の減、率では6.0%の減となりました。

繰出金は、決算額7億4,244万4,000円で、前年度対比2,958万8,000円の減、率では4.0%の減となりました。

次に、5ページから7ページについては、ただいま説明した歳入と歳出及び歳出の性質別であり、平成25年度を基準とした趨勢比較となっていますが、説明については省略いたします。

次に、8ページ、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は3億9,290万3,720円、収入済額は3億4,657万5,337円、不納欠損額202万7,545円、収入未済額は4,430万838円で、収納率は88.2%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額13億4,569万1,688円、収入済額は12億9,936万3,305円で、不納欠損額202万7,545円、収入未済額は4,430万838円で、収納率は96.6%となりました。

歳出については、2款保険給付費は、最終予算額7億3,992万8,000円に対して、支出済額は6億7,745万5,791円で、執行率は91.6%となりました。

1款総務費から12款予備費までの合計で、最終予算額13億9,360万1,000円に対して、支

出済額は12億7,044万7,718円、不用額は1億2,315万3,282円で、執行率は91.2%となりました。

なお、本決算資料の後段14ページから16ページに添付の国民健康保険事業決算の参考資料については、説明を省略いたします。

次に、9ページ、下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額375万7,060円、収入済額188万3,880円で、収入未済額は187万3,180円、収納率は50.1%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,788万1,730円、収入済額は8,080万6,520円で、収入未済額は707万5,210円、収納率は91.9%となりました。

以下、合計で、調定額5億7,393万6,650円、収入済額は5億6,498万8,260円で、収入未済額は894万8,390円で、収納率は98.4%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額5億7,296万2,000円に対して、支出済額5億6,498万8,260円、不用額は797万3,740円で、執行率は98.6%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算です。

歳入、1款保険料は、調定額1億7,002万2,395円、収入済額は1億6,201万5,575円、不納欠損額56万1,000円、収入未済額は744万5,820円で、収納率は95.3%となりました。

以下、合計で、調定額8億8,848万5,880円、収入済額は8億8,047万9,060円、不納欠損額56万1,000円、収入未済額は744万5,820円で、収納率は99.1%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億8,628万6,000円に対して、支出済額は7億2,183万9,400円で、執行率は91.8%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額9億2,196万6,000円に対して、支出済額8億4,111万2,378円、不用額は8,085万3,622円で、執行率は91.2%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額4億839万1,122円、収入済額は4億762万4,712円で、収入未済額は76万6,410円で、収納率は99.8%となりました。

以下、合計で、調定額5億1,348万2,002円、収入済額は5億1,271万5,592円で、収入未済額は76万6,410円で、収納率は99.9%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額5億4,647万9,000円に対して、支出済額5億1,268万5,625円、不用額は3,379万3,375円で、執行率は93.8%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額6,682万1,111円、収入済額は6,467万2,790円、収入未済額は214万

8,321円で、収納率は96.8%となりました。

以下、合計で、調定額 1 億183万7,081円、収入済額は9,968万8,760円、収入未済額は214万8,321円で、収納率は97.9%となりました。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計で、最終予算額 1 億962万8,000円に対して、支出済額9,910万2,982円、不用額は1,052万5,018円で、執行率は90.4%となりました。

次に、13ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1 款分担金及び負担金は、調定額、収入済額ともに255万7,241円で、収納率は100%となりました。

2 款使用料及び手数料は、調定額 1 億133万1,220円、収入済額は 1 億89万2,130円で、収入未済額は43万9,090円、収納率は99.6%となりました。

以下、合計で、調定額 1 億1,174万1,579円、収入済額は 1 億1,130万2,489円で、収入未済額は43万9,090円で、収納率は99.6%となりました。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計で、最終予算額 1 億1,193万6,000円に対して、支出済額9,394万3,217円、不用額は1,799万2,783円で、執行率は83.9%となりました。

以上で平成29年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。

初めに、産業の振興ですが、酪農情勢については、主要な指標である生乳生産量は、昨年の台風被害で越冬飼料の質の低下による生産量への影響も懸念されましたが、生産拡大支援策や生産者の努力もあり、平成29年度においては前年比99.8%、およそ15万5,900トンとなりました。日欧EPAやTPP11などの国際貿易交渉の加速で生産者に不安が広がる中、将来にわたっても酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続け得るよう、平成29年度までを集中対策期間とする標茶酪農再興事業等の支援を行いました。

また、農業研修センター「しべちや農楽校」では、初の卒業生 2 組が経営継承する形で就農を開始したほか、就農希望者、短期酪農体験者を受け入れるなど、担い手の拠点化を図りました。環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に、関係機関と連携しながら、家畜排せつ物の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策や乳質向上の取り組みを推進しました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金の取り組みでは、集落協定参加327件、協定面積 2 万4,079ヘクタール、交付金額は 3 億7,536万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取り組みとして、49の個人等が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げています。

育成牧場では、良質な粗飼料の確保、預託頭数の適正化等、利用者からさらに安心される飼養衛生管理の向上を図りました。

林業の振興については、造林事業の積極的な展開と林業専用道の路線整備を行いました。

なお、農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策については、前年を上回る約2,500頭の捕獲実績を上げ、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所にエゾシカ侵入防止柵の整備を行いました。

水産業の振興については、漁場環境の保全とワカサギふ化事業の安定化に努めました。

商工業の振興については、商工団体をサポートするとともに、地域経済の活性化と消費者支援を目的とした取り組みへの支援と、町内での起業促進と商店街の空洞化対策のための事業を実施し、にぎわいの創出と経済循環を図りました。

労働対策については、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉の向上に努めました。

観光の振興については、観光協会や近隣自治体との連携を強め、都市部における観光物産PR事業の充実、町内イベントや観光情報を積極的に発信するとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道については、町内各地で整備を進め、平成29年度末道路現況では、508路線729キロメートル、改良延長399キロメートル、舗装延長373キロメートルとなり、改良率は54.7%、舗装率は51.2%となりました。

冬期間の道路維持管理については、直営及び委託業者17社により525キロメートル余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園については、麻生児童公園、駒ヶ丘公園の施設改修等を実施し、公営住宅については、桜南団地で2棟8戸の整備とあわせ、川上団地1棟18戸の改修を実施しました。

農業用水道については、簡易水道事業に移行し、上水道事業とあわせ、今後も安心・安全・安定的な水の供給に向け、施設の維持管理に努めてまいります。

下水道事業については、標茶終末処理場の長寿命化計画策定委託業務及び耐震診断委託業務等を行いました。今後は、施設全体のストックマネジメントを策定し、計画的な更新・改修・改築を行っていきます。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてです。

社会保障を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、各種保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療の連携

強化、また各関係機関・団体との連携のもと、施策の推進を図りました。

高齢者福祉については、各種事業を円滑に進めるとともに、介護サービス事業については、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めることとあわせ、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた作業に着手しました。また、各事業者の協力を得ながら「新しい総合事業」による介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症初期集中支援事業等を実施しました。

障害者福祉については、安心して暮らせる地域社会の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見に向けての支援体制の構築を行うとともに、「第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の策定に向けた作業に着手しました。

児童福祉については、保育の充実や子育て応援給付金、子育て応援チケットの贈呈を行い、高校生までの医療費無料化など子育て支援に努めました。さらに、子供を産み育てたいと願う夫婦の不妊治療の負担軽減のため、助成を行いました。

住民の健康増進については、脳ドック検診費用を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見に努め、歯周病疾患の早期発見と口腔保健意識の向上を図るため、歯周病検診を実施しました。また、各種予防接種への費用助成を行い、感染症やがん予防対策に努めました。

町立病院の運営については、患者の立場に立った医療サービスの提供に努めました。また、持続可能な経営を目指すため、新改革プランを策定しました。

廃棄物の処理については、住民の協力のもと減量化・資源化に努めるとともに、ごみ焼却施設、第2期最終処分場については予定どおり竣工し、平成30年度から供用を開始します。

また、合併処理浄化槽の設置に支援を行い、地域の生活排水処理対策を講じたほか、自然の番人宣言に基づく清掃活動等を実施しました。

安全・安心な暮らしの施策の一環として、毎年、総合防災訓練を実施しておりますが、それにかえ、6月に北海道開発局、北海道など多くの関係機関とともに、本町を主会場とした「釧路川総合水防演習・広域防災訓練」を実施しました。

また、平成28年度の大雨洪水災害の経験から、本町を初め釧路開発建設部、釧路地方気象台など12の関係機関で「釧路川標茶地区水害タイムライン検討会」を設置し、標茶地区における「水害タイムライン」の作成に取り組んでおります。

公共施設の耐震化については、「標茶町耐震改修計画」に沿って進めていますが、耐震化が進んでいない施設は引き続き改修方法を検討していきます。

交通安全対策については、関係団体や地域会等と連携し取り組みを進めるとともに、

「安全で安心な町づくり」として各種防犯活動も積極的に進めました。

次に、教育の振興についてですが、心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれの教育機能を有機的に関連づけられるよう努めました。

学校教育については、子供一人一人の能力や可能性を見出し、みずから学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した「知・徳・体」の調和のとれた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上については、実物投影機などを初めとしたICT機器の効果的な活用や、8月から2名体制となったALTの学校訪問の回数をふやすことにより、より多くの児童生徒が本物の英語に触れられることができました。また、沼幌小学校、塘路小中学校、標茶中学校を研究指定校とし、学校教育の充実を図りました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校・いじめ防止にかかわる「一学校一運動」の取り組みを推進しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防に努めました。

「特別支援教育」については、標茶小学校に5名、標茶中学校に2名の特別支援教育支援員を配置し、また、校内委員会等が十分機能する体制づくりや特別支援教育連絡協議会の事業を通して指導力の向上に努めました。

教育環境の整備につきましては、課題である医師、獣医師、薬剤師などの人材確保を図るとともに、児童生徒が資格専門職を目指し、大学等へ進学する際の後押しとなるよう、育英資金貸付金制度の拡充を図りました。

教職員の多忙化に対する取り組みは、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を整えていくため、「学校における働き方改革」に関し学校現場の実情に応じた検討をするとともに、引き続き時間外勤務等の縮減に向け、重点取り組み項目を設定し、各学校の実態に即した効果的な取り組みを継続するなど、教職員の多忙化の解消に努めました。

通学路等の安全確保については、交通安全教室を開催するとともに、通学路安全マップを作成し、各学校における通学路の定期的な安全点検など、安全確保の充実に努めました。

学校施設の整備については、標茶中学校校舎・講堂防音事業の実施設計を進め、虹別小学校教員住宅1棟1戸を整備し、学校施設整備基金により学校教育施設の維持補修に努めました。

学校給食については、食中毒防止のため徹底した安全管理を図り、ふるさと給食など、地場産品利用を図り、より安全・安心で栄養バランスのとれた献立に努めるとともに、給

食用食器の更新を行いました。

遠距離通学については、16路線のスクールバス運行により通学の確保を図り、スクールバス2台の更新を行いました。

社会教育については、第7次中期計画の最終年となることから、社会教育委員を中心に事務事業の評価・検証と体育施設の管理運営並びに体育施設使用料の見直し検討などを盛り込み、第8次中期計画を策定しました。

幼少年教育については、「しべちゃアドベンチャースクール」の開講、「子どもの夢を育てるまつり」等を開催し、「子ども朝活」事業の実施も2年目となりました。

また、家庭教育支援として、絵本の読み聞かせや親子ふれあい体操、お薦めの絵本の紹介などを活用されるよう努め、各公民館において親子を対象とした各事業等を開催し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育については、「成人式前夜祭」をみずから企画する活動機会として提供し、仲間づくりやまちづくりを考える機会にするとともに、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育については、公民館事業を中心として、地域課題解決のための学習や各種教室・講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育については、6館共同事業による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりに努めました。

文化の振興については、認定団体、実行委員会の自主的活動の支援を行うとともに、文化講演会、文化バスの運行など、鑑賞等の機会充実に努めました。

文化財保護につきましては、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館を含む有形文化財や天然記念物、埋蔵文化財包蔵地について適正な保護に努め、郷土館展示機能移転に伴い、旧北海道集治監釧路分監本館の耐震改修に向けた実施設計を行いました。

スポーツの振興については、各種スポーツ団体の活動支援を図るとともに、広報「スポーツしべちゃ」による情報発信に努めました。

図書館については、図書館資料の充実に努めるとともに、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着に努めました。また、移動図書館車の運行や、26カ所の配本所の設置、個人住宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

郷土館については、館外の移動展示にも力を注ぐほか、多様な学習要望に対応するよう努めるとともに、貴重な動植物の学術調査を行いました。また、郷土館展示機能移転施設である旧食材供給施設の改修工事を実施しました。

次に、地域活動の振興については、地域の特性や魅力を生かしながら、個性ある自律したまちづくりの構築に向けて、地域力向上のため支援措置を講じました。

また、都市地域からの人材を積極的に誘致し、定住、定着及び起業等、地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊を募集し、その活動を支援しました。

今後さらなる拡充が図られるよう、地域との連携のもと、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、11ページからの予算執行の実績については、主なものについて説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額9,797万3,000円、執行率はおおむね100%であり、施設の長寿命化を図りました。

12ページの町営バス運行では、決算額4,942万5,000円、執行率は99.7%であり、6路線の運行により地域交通の確保を図りました。

地域振興事業では、決算額2,217万7,000円、執行率は99.1%であり、地域文化振興事業による人材育成、自主的な自治会活動を支援する地域振興事業、自治会振興事業を通じコミュニティの形成に努めました。また、乗馬ファンにターゲットを絞った移住・定住の取り組みとして、移住促進事業を実施しました。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億4,507万6,000円、執行率は99.8%であり、社会福祉協議会を初めとする各団体の支援により自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ7,695万8,000円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

高齢者福祉の増進では、決算額2,438万6,000円、執行率は99.1%であり、1、敬老会助成から、14ページの14、高齢者等住宅改良費の助成までの事業を実施し、記載の成果をおさめました。

心身障害者福祉の向上では、決算額3億1,794万4,000円、執行率は99.4%であり、1、福祉団体活動助成から、15ページの14、重度心身障害者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

16ページの介護保険事業では、決算額2億6,353万8,000円で、特別会計保険事業勘定へ1億5,915万4,000円、サービス事業勘定へ1億438万4,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

17ページの児童福祉の増進では、決算額5,234万円、執行率は99.1%であり、1、学童保育所の運営から、18ページの7、子育て応援給付金までの事業を実施し、記載の成果をおさめました。

次に、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額5,113万8,000円、執行率

は98.9%であり、20ページの10、予防事業では、感染予防のため各種予防接種費用の助成を行いました。

21ページの病院事業では、負担金4億606万2,000円、補助金8,993万8,000円を支出し、医療提供体制の充実と会計の安定を図りました。

清掃事業では、決算額5,486万2,000円で、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、22ページの塵介処理事業では、決算額17億142万7,000円で、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、また、エネルギー改修施設等最終処分場建設のため、業務を発注しました。

次に、5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果をおさめました。

次に、6款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額4億1,028万2,000円、執行率は91.6%であり、農道5本の整備や道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額9億1,568万4,000円、執行率は96.9%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、24ページの標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持、確立が図られ、畜産競争力強化対策整備事業により、新たな国際環境のもとで収益力、生産基盤強化のため、農業施設の整備を支援するなど、記載の成果をおさめました。

25ページの育成牧場運営事業では、決算額5億6,372万8,000円、執行率は99.9%であり、育成と哺育の受託による酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献しました。

林業の振興では、決算額1億6,985万9,000円、執行率は99.6%であり、1、有害鳥獣駆除事業から、26ページの11、森林所有者情報活用推進事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組んでおります。

水産業の振興では、決算額88万5,000円であり、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の振興と安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興については、決算額は2億3,231万2,000円、執行率はおおむね100%であり、施策の成果では、中小企業への低利の融資及び保証料補助、利子補給補助を行うとともに、買い物不便地域の出前商店街や、うまいもん発見市場、SL乗客案内事業などを行い、地域経済の活性化と地域内消費の拡大を図りました。

観光の振興では、決算額2,484万6,000円で、産業まつりへの支援、観光PR事業や施設の維持管理に努めました。

次に、8款土木費ですが、町道の整備では、決算額6億5,960万5,000円、執行率は99.9%であり、28ページですが、虹別61号線舗装改良、橋りょう長寿命化等の整備を行うとともに、補修工事、冬期の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

都市公園整備事業では、決算額5,290万5,000円、執行率はおおむね100%であり、各公園の維持管理に努めるとともに、駒ヶ丘公園、麻生公園の施設改修工事などを行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額は3億9,270万4,000円であり、桜南団地の建てかえ、川上団地の改修工事等を行いました。

9款消防費では、一部事務組合であります鉦路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、非常用備蓄品の購入を行うなど、防災対策の充実に努めました。

10款教育費ですが、小学校教育では、決算額6,182万5,000円、執行率は99.6%であり、施策の成果では、30ページの虹別小学校の管理職用教職員住宅建設工事やスクールバスの更新を行い、教育環境及び安全性の向上を図るとともに、父母負担の軽減、特別支援教育の推進などを行い、記載の成果をおさめました。

中学校教育では、決算額9,674万6,000円、執行率は98.9%であり、施策の成果では、標茶中学校の校舎講堂防音事業の実施設計やALTの派遣、中体連運営費の助成などを行い、教育振興の増進を図るとともに、小学校教育と同じく、父母負担の軽減、特別支援教育の推進等を行い、記載の成果をおさめました。

社会教育では、決算額1,250万1,000円で、1、幼少年教育から、32ページの8、鉦路集治監耐震改修事業まで、公民館活動の充実では決算額1,974万9,000円で、6館共同事業から各公民館事業まで、35ページの郷土館の機能充実では、決算額1億7,821万8,000円、保健体育の振興では決算額731万2,000円で、1、体育団体育成支援から6、各種大会や教室等の推進まで、それぞれ記載の成果を得ました。

学校教育施設整備ですが、決算額は2,654万7,000円で、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

36ページの11款災害復旧費ですが、道路・橋りょう災害では決算額1,579万9,000円、都市公園災害では決算額62万6,000円、農業用施設災害では決算額1億193万1,000円で、それぞれ迅速な復旧工事に努めました。

13款諸支出金、下水道事業の決算額は3億1,728万6,000円で、特別会計へ助成を行い、記載の成果をおさめました。

以上が平成29年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、平成29年度基金の運用状況についてご説明いたします。

1 ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は19件で232万500円、貸付けは新規2件、継続1件で72万円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,114万1,000円、貸付けで29件1,118万9,500円となっております。

次に、2 ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況ですが、繰り出しによる基金の額は920万円で、貸付け及び返済の件数は1件、金額はともに920万円で、利子収入は20万9,281円です。

3 ページ、医療資金貸付基金の運用状況ですが、基金の額は300万円で、当該年度の運用実績はありませんでした。

次に、4 ページ、土地開発基金の運用状況調書ですが、基金の前年度末現在高は3億1,627万167円で、本年度運用状況については、利子積み立てが8,482円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で1億4,631万7,712円、土地では1億6,996万737円となっております。

次に、平成29年度財産に関する調書についてご説明いたします。

1 ページ、総括です。

公有財産、(1)、土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、その他の施設で1万3,531平方メートルの増、山林で1,320平方メートルの増、その他で2,843平方メートルの減、合計で1万2,008平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,715万1,484平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で、公営住宅で351平方メートルの減、その他施設で1,461平方メートルの減、その他で581平方メートルの増、合計で1,231平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万2,305平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林ですが、所有面積で1,320平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,687万8,312平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万2,223立方メートルの増、分収量で827立方メートルの増、合計で2万3,050立方メートルの増となり、決算年度末現在高は75万310立方メートルとなりました。

(3)、有価証券ですが、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は1,834万円です。

次に、2 ページ、(4)、出資による権利についても、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円です。

次に、3ページ、物品ですが、増減のあった区分のみ申し上げます。

2、バンは1台の減、6、スクールバスは1台の増、8、貨物車は2台の減、9、軽四輪車は4台の増、11、ワゴン車は1台の減、18、ショベルローダーは2台の増、22、除雪専用車は1台の増、26、オートバイは2台の増、42、ラッピングマシンは1台の増で、合計では7台増の合計249台となりました。

次に、4ページ、基金についてです。

(1)、育英資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)、財政調整基金については、元金積み立て5億1,066万7,000円と利子積み立て5万980円から取り崩し5億5,000万円との差し引き3,928万2,020円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は17億5,441万9,767円となりました。

(3)、土地開発基金については、不動産、土地について決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3万2,767平方メートルとなりました。現金については、利子積み立て8,482円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億4,631万7,712円となりました。

(4)、医療資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円です。

(5)、国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円です。

(6)、減債基金については、元金積み立て3億56万1,000円と利子積み立て1万7,671円から取り崩し2億8,878万2,000円との差し引き1,179万6,671円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は7億7,450万2,248円となりました。

(7)、福祉基金については、利子積み立て4,241円から取り崩し191万800円との差し引き190万6,559円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億5,827万4,880円となりました。

(8)、町営住宅整備基金については、元金積み立て4,088万2,000円と利子積み立て3,987円から取り崩し1,644万500円との差し引き2,444万287円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億5,435万5,190円となりました。

(9)、町有施設整備基金については、元金積み立て5,820万7,000円から取り崩し7,518万944円との差し引き1,697万3,994円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億9,468万1,654円となりました。

(10)、介護給付費準備基金については、元金積み立て2,076万9,075円と利子積み立て

3,534円を合わせた2,077万2,609円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億100万3,371円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金については、元金積み立て3,000万円と利子積み立て7,068円から取り崩し2,654万7,281円との差し引き345万9,787円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億6,082万8,547円となりました。

(12)、地域交通対策基金については、元金積み立て307万1,960円から取り崩し1,144万2,947円との差し引き837万987円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億8,173万7,205円となりました。

(13)、地域文化振興基金については、取り崩し187万9,429円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は9,418万396円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書については、ただいまの説明と内容が重複しますので、説明を省略いたします。

次に、平成29年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率は出ておりません。実質公債費比率は9.5%で、対前年比0.5ポイントの減、将来負担比率は26.4%で、対前年比5.5ポイントの増となり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしております。

次ページ、最後のページですが、資金不足比率については、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書については、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 病院事務長・齊藤君。

○病院事務長（齊藤正行君）（登壇） 認定第7号、平成29年度標茶町病院事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、附属資料からご説明いたします。

資料7ページをお開きください。

1の概況について。

(1)、総括事項については、平成29年度の町立病院診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

運営体制は、固定医は内科医師2名(院長、副院長)のみで、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Iから週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週1回の派遣、産婦人科は札幌医科大学附属病院産婦人科医局のご協力により、町立中標津病院から週1回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、北大消化器外科I及び医療法人あつまクリニックから昨年同様の医師派遣を得られたことによって24時間の診療体制が確保できましたし、内科医師の勤務負担軽減にもつながりました。

道内3医育大学の医局状況は、平成16年から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少し、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣していただいたことに感謝申し上げます。

また、薬剤師の退職後、後任の確保ができず、一般社団法人北海道薬剤師会及び帯広市の社会医療法人北斗より薬剤師の派遣をいただいたことに対し、重ねて感謝申し上げます。

平成29年10月に旭川医科大学小児科学講座の棚橋祐典先生を講師として招聘し、子供の体の状況について理解を深め、健やかな成長を生かすことを目的に「子どもの成長とは特に低身長・肥満について」と題し、医療講演会を開催しました。

総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき平成28年度に策定した標茶町立病院新改革プランに基づき、町民の生命と健康を守り、また、持続可能な経営を目指していくために、当院の果たすべき役割や経営の効率化など新改革プランの実行に努めてきました。

収益的収支の状況は、収入が一般会計からの繰入金4億9,600万円(前年度比1,127万3,000円減)を含め、前年度と比べ前年度比429万5,000円減の10億7,196万9,000円となったのに対し、支出は、委託料の支出が増加となりましたが、給与費や減価償却費などの医業費用及び支払利息などの医業外費用が減少したことにより前年度比455万9,000円減の10億7,105万2,000円となり、結果91万6,000円(前年度比26万3,000円増)の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入がゼロ円(前年度と同額)で、支出は放射線室の老朽化した一般撮影装置などの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比854万6,000円増の1億2,013万5,000円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくた

めに良質な医療サービスの提供と信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいる所存であります。

次に、8ページをごらんください。

(2)、議会議決事項について記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)、職員に関する事項について。

職員数は、年度末現在の人数であります。前年度と比較して増減のあった箇所についてのみご説明いたします。検査技師が1名の増、リハビリが1名の減、薬局が2名の減、看護部のうち正看護師について1名減、准看護師については1名増となっており、合計では89名となり、平成28年度末と比較して2名の減であります。

次に、9ページに参ります。

2の工事等に関する事項について。

(1)、器械・器具等の購入については、こちらの金額につきましては、消費税込みの金額で記載してございます。電動ベッドからベッドパンウオッシャーまで6品目の購入金額は税込みで1,999万5,120円であります。

次に、10ページに参ります。

3の業務について。

(1)の患者受け入れ状況についてですが、入院が1万1,491人で、前年度と比べて929人の増、外来は3万524人で、前年度と比べ2,577人の減です。こちらの外来には、時間外でかかれた患者数822人が含まれております。

1日当たりの患者数については、入院が31.5人で前年度と比べて2.6人の増で、外来は125.6人で前年度と比べて10.6人の減です。

患者1人1日当たりの診療収入については、入院が2万7,119円で前年度と比べて475円の減、外来は6,364円で前年度と比べて42円の増です。

次に、(2)、事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。こちらの金額は、消費税を抜いた額となっております。

医業収益は7億1,799万4,443円で、前年度と比べて824万7,381円の増となっております。内訳は、入院収益が3億1,162万5,702円で前年度と比べて2,018万840円の増、外来収益は1億9,425万7,421円で前年度と比べて1,499万8,303円の減、他会計負担金は1億5,456万6,000円で前年度と比べて130万2,000円の増、その他医業収益は5,754万5,320円で前年度と比べて176万2,844円の増です。

医業外収益は3億5,397万4,183円で、前年度と比べ1,254万2,598円の減となっております。内訳は、受取利息配当金が334万2,997円で前年度と比べ3,997円の増、他会計補助金は8,993万8,000円で前年度と比べて1,256万2,000円の減、他会計負担金は2億5,149万6,000円で前年度と比べ1万3,000円の減、患者外給食収益は137万8,593円で前年度と比べて5万7,111円の減、長期前受金戻入は481万7,823円で前年度と比べ10万7,460円の減、その他医業外収益は300万770円で、前年度と比べ19万2,976円の増です。

収入合計では10億7,196万8,626円で、前年度と比べ429万5,217円の減です。構成比は、記載のとおりでございます。

11ページに参ります。

支出についてですが、医業費用については10億1,635万6,160円で、前年度と比べ9万8,794円の減です。内訳は、給与費が6億8,471万2,542円で前年度と比べ648万9,843円の減です。材料費は9,897万9,629円で前年度と比べ364万5,556円の増、経費は1億6,936万3,172円で前年度と比べ1,141万3,888円の増、減価償却費は5,920万2,362円で前年度と比べ694万7,269円の減、資産減耗費は79万6,935円で前年度と比べ79万1,315円の減、研究研修費は330万1,520円で前年度と比べ92万9,811円の減です。

医業外費用は5,469万6,141円で、前年度と比べ208万7,285円の減となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が3,159万2,541円で前年度と比べ338万7,231円の減、患者外給食材料費は126万9,444円で前年度と比べ11万186円の減、消費税及び地方消費税は327万9,200円で前年度と比べ1万3,000円の増、雑損失は1,855万4,956円で前年度と比べ139万7,132円の増です。

特別損失、その他特別損失ではゼロ円で、前年度と比べ237万2,513円の減となっております。

支出合計は10億7,105万2,301円で、前年度と比べ455万8,592円の減となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりであります。

次に、資本的収支の状況についてですが、こちらも消費税を抜いた金額になっております。

収入についてはゼロ円です。前年度と同額です。

支出については、建設改良費が2,020万8,386円で、前年度と比べ519万8,689円の増です。こちらは有形固定資産購入費の分になります。9ページに記載した器械・器具等の購入費のほか、病室にある冷蔵庫とセットになったテレビなどのリース資産の購入費も含んでおります。企業債償還金は9,992万7,066円で、前年度と比べ334万8,141円の増です。

支出合計は1億2,013万5,452円です。前年度と比べ854万6,830円の増となっております。

構成比は、記載のとおりです。

次に、12ページに参ります。

こちらは会計に関する事項についてです。

(1)の企業債の状況についてであります。18ページをお開きください。一番下の企業債明細書をごらんください。表の一番下の合計金額で申し上げます。発行総額は21億7,630万円に対し、当年度償還高は9,992万7,066円、償還高累計は13億3,303万6,685円で、未償還残高は8億4,326万3,315円となっております。償還が終わるのは、それぞれ記載のとおりであります。

次に、13ページにお戻りください。

こちらは、キャッシュフロー計算書です。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れをあらわしたものです。

1の業務活動によるキャッシュフローは、(1)の当年度純利益から(15)の利息の支払額までの合計で申し上げます。プラス4,307万7,811円です。

2の投資活動によるキャッシュフローは、(1)の有形固定資産の取得による支出から(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計で、マイナス2,020万8,386円です。

3の財務活動によるキャッシュフローは、(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計で、マイナス9,992万7,066円です。

以上のことから、4の資金増加額はマイナス7,705万7,641円となり、5の資金期首残高は1億5,137万7,865円でしたが、6の資金期末残高は7,432万224円であります。

次に、14ページに参ります。

こちらは、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出の明細書でありまして、17ページまで続いております。こちらの説明は、省略をさせていただきます。

18ページをお開きください。

固定資産の明細書についてご説明いたします。

(1)の有形固定資産につきましては、土地からリース資産までの合計金額で申し上げます。

年度当初の現在高は31億9,349万342円。当年度増加額1,851万4,000円、こちらは9ページに記載の器械・器具等の購入分で、消費税を抜いた金額です。当年度減少額1,784万1,409円、こちらはエックス線装置、麻酔器、訓練用腰かけ、上部消化管用ビデオスコープ、全自動尿中有形成分分析装置の用途廃止によるものです。年度末現在高31億9,416万2,933円、減価償却累計額のうち、当年度増加額5,920万2,362円、当年度減少額1,704万

4,474円、累計15億3,591万461円、年度末償却未済額は16億5,825万2,472円であります。

(2)の無形固定資産については電話加入権で、年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもゼロ円で、年度末現在高38万8,032円です。

(3)の投資については長期貸付金で、一般会計への貸付金です。年度当初の現在高3億円、当年度増加額、当年度減少額、いずれもゼロ円で、年度末現在高3億円です。

次に、3ページをお開きください。

こちらは損益計算書です。

1の医業収益は、(1)の入院収益から(4)のその他医業収益までの合計で7億1,799万4,443円となり、2の医業費用は、(1)の給与費から(6)の研究研修費までの合計で10億1,635万6,160円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は2億9,836万1,717円であります。3の医業外収益は、(1)の受取利息配当金から(6)のその他医業外収益までの合計で3億5,397万4,183円で、4の医業外費用は、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(4)の雑損失までの合計で5,469万6,141円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は2億9,927万8,042円で、この額から医業損失額を差し引いた経常利益は91万6,325円の黒字となりました。5の特別損失についてはありませんので、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益については91万6,325円であります。前年度繰越利益剰余金はゼロ円ありますので、当年度未処分利益剰余金は91万6,325円あります。

次のページ、4ページをごらんください。

こちらは、剰余金計算書です。表の一番下、当年度末残高をもって申し上げます。

資本金は9億8,296万1,584円で、剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金はどちらもゼロ円で、未処分利益剰余金は91万6,325円で、当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は91万6,325円で、資本合計は9億8,718万4,909円です。

下段の表は、剰余金処分計算書です。資本金については処分額ゼロで、処分後残高は9億8,296万1,584円です。資本剰余金については、処分額ゼロ円で、処分後残高は330万7,000円です。未処分利益剰余金については、当年度末残高91万6,325円を全額企業債の償還に充てるため、減債積立金として積み立てましたので、処分後の残高、繰越利益剰余金はゼロ円あります。

5ページに参ります。

こちらは、貸借対照表で29年度末現在です。

資産の部について。

1の固定資産については、(1)の有形固定資産は、土地からリース資産までの合計で申し上げます。16億5,825万2,472円で、(2)の無形固定資産は38万8,032円、(3)の投資は3億円で、固定資産合計は19億5,864万504円です。

2の流動資産は、(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までの合計で1億6,032万2,505円です。なお、(2)の未収金と(3)の貯蔵品の内訳は、それぞれ19ページに記載しております。

資産合計、これは固定資産と流動資産の合計ですが、21億1,896万3,009円です。

次のページに参ります。

負債の部について。

3の固定負債は、(1)の企業債と(2)のリース債務の合計で7億3,994万2,872円です。

4の流動負債は、(1)の企業債から(5)の預り金までの合計で2億2,932万8,946円です。なお、(3)の未払金と(5)の預り金の内訳は、それぞれ20ページに記載しております。

5の繰延収益は、(1)の長期前受金から(2)の長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、1億6,250万6,282円です。

負債合計、これは固定負債と流動負債と繰延収益の合計ですが、11億3,177万8,100円となりました。

次に、資本の部について。

6の資本金は、9億8,296万1,584円です。こちらの内訳は、20ページに記載しております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金の合計で422万3,325円で、資本合計、これは資本金と剰余金の合計ですが、9億8,718万4,909円です。負債と資本の合計金額は21億1,896万3,009円です。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、消費税を含んだ金額になっています。

収益的収支の状況について。

収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益について。予算額の合計が11億6,183万1,000円に対し、決算額は10億7,685万1,605円です。予算額に比べ決算額の増減は8,497万9,395円の減であります。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は488万2,979円となっております。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計が7億1,541万1,000円に対し、決算額は7億2,260万8,239円です。予算額に比べ決算額の増減は719万7,239円の増であります。

第2項医業外収益は、予算額の合計が4億4,642万円に対し、決算額は3億5,424万3,366円です。予算額に比べ決算額の増減は9,217万6,634円の減であります。

次に、支出です。

第1款病院事業費用は、予算額の合計が11億6,183万1,000円に対し、決算額は10億7,436万9,440円です。不用額は8,746万1,560円で、予算執行率92.5%です。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,187万2,095円です。

第1項医業費用は、予算額の合計が11億2,413万5,000円に対し、決算額は10億3,812万4,838円です。不用額は8,601万162円で、予算執行率92.3%です。

第2項医業外費用は、予算額の合計が3,719万6,000円に対し、決算額は3,624万4,602円です。不用額は95万1,398円で、予算執行率97.4%です。

第3項予備費は、予算額の合計が50万円に対し、決算額はゼロ円で、不用額50万円です。次のページに参ります。

こちらは資本的収支になります。こちらにも消費税を含んだ金額となっております。

初めに、収入のほうからご説明します。

第1款資本的収入、第1項固定資産売却代金の予算額の合計は2万円に対し、決算額はゼロ円で、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減です。

支出について。

第1款資本的支出は、予算額の合計が1億2,182万9,000円に対し、決算額は1億2,170万1,292円で、不用額は12万7,708円です。予算執行率は99.9%です。決算額のうち、仮払消費税及び仮払地方消費税の額は156万5,840円です。

第1項建設改良費は、予算額の合計が2,190万1,000円に対し、決算額2,177万4,226円で、不用額は12万6,774円です。予算執行率は99.4%です。

第2項企業債償還金は、予算額の合計が9,992万8,000円に対し、決算額9,992万7,066円で、不用額934円です。予算執行率はおおむね100%です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,170万1,292円は、減債積立金処分額65万2,950円と過年度分損益勘定留保資金1億2,104万8,342円で補填し、決算を終えたところでは、

本件につきましては、8月28日開催の第1回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されていることをご報告申し上げます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 認定第8号、平成29年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

7ページをお開きください。

決算附属書類、平成29年度標茶町上水道事業報告書。

## 1、概要。

### （1）、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,194戸、給水人口4,218人と計画人口5,020人に対して普及率84%であり、前年度と比較し22人の減少となっております。

年間配水量は54万7,760立方メートルで、前年度より1.45%の増加となりました。また、有収水量においては42万6,577立方メートルで、有収率77.9%と前年度を0.4ポイント下回ったところです。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり158円23銭となり、供給単価157円60銭に対し、その差はゼロ円63銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,722万7,185円（消費税込み7,260万5,360円）を主として収入合計8,284万7,577円（消費税込み8,827万238円）であり、支出については、人件費1,294万2,022円を初め、企業債利息743万9,581円を含め支出合計7,208万9,103円（消費税込み7,644万2,356円）となり、1,075万8,474円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,656万7,398円、配水管布設工事等の建設改良費1,443万4,200円（うち消費税106万9,200円）で、支出合計4,100万1,598円（消費税込み）に対し、収入は企業債410万円であり、3,690万1,598円の不足が生じたので、この不足金は、減債積立金処分量875万8,252円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額106万9,200円、過年度分損益勘定留保資金2,707万4,146円で補填し、決算を終えたところであります。

したがいまして、本年度末においては、当年度利益剰余金1,075万8,474円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

上水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

（2）、議会の議決事項につきましては、記載の4件でございますが、説明を省略させ

ていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員5名。ロ、給与改定は29年4月1日に実施しております。

(5)、料金その他条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

## 2、工事。

(1)、建設改良工事の概要でございます。記載のとおり4件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取りかえ工事は2件で107基の交換を行い、工事費は550万440円。上水道配水管布設がえ工事は、桜地区で107.3メートルを行い、工事費は770万7,960円。上水道配水管新設工事は、常盤地区で180メートルを行い、工事費は122万5,800円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

## 3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,218人、ロ、年度末給水戸数2,194戸、ハ、年間配水量54万7,060立方メートル、ニ、月平均給水量4万5,647立方メートルです。

9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項です。

収益的収入及び支出の収入でございます。金額については、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入でございます。

1、営業収益は7,255万5,485円で、前年度比493万393円の増となっております。うち(1)、給水収益は6,722万7,185円で、前年度比87万9,093円の増。(2)、受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金は510万円で、前年度費420万円の増。(4)、その他営業収益は22万8,300円で、前年度比14万8,700円の減です。

2、営業外収益は1,029万2,092円で、前年度比1,478万7,952円の減となっております。うち(1)、受取利息及び配当金は997円で、前年度比3円の減。(2)、他会計負担金は496万9,000円で、前年度比1,485万5,000円の減。(3)、長期前受金戻入は459万2,470円で、前年度と同じです。(4)、雑収益は、下水道料金が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針にかかわる費用の下水道負担分で72

万9,625円で、前年度比6万7,051円の増です。

水道事業収益合計では8,284万7,577円で、前年度比985万7,559円の減です。

次に、支出でございます。

1、営業費用は6,464万9,522円で、前年度比1,119万9,612円の減となっております。うち（１）、配水及び給水費は2,688万5,181円で、前年度比870万8,446円の減です。（２）、受託工事費はゼロ円で前年度と同じ。（３）、減価償却費は3,680万3,213円で、前年度比117万149円の減。（４）、資産減耗費は96万1,128円で、前年度比132万1,017円の減です。

2、営業外費用は743万9,581円で、前年度比65万8,169円の減。うち（１）、支払利息及び企業債取扱諸費は743万9,581円で、前年度比65万8,169円の減。（２）、雑支出はゼロ円で、前年度比も同じです。

3、特別損失、（１）、その他特別損失はゼロ円で、前年度比も同じです。

水道事業費用合計では7,208万9,103円で、前年度比1,185万7,781円の減となったところであり、また、構成比につきましては、それぞれの記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

収入、1、資本的収入は、（１）、企業債の410万円で、前年度比60万円の減となっております。

次に、支出でございます。1、資本的支出は3,993万2,398円で、前年度比967万5,487円の減となっております。うち（１）、企業債等償還金は2,656万7,398円で、前年度比64万8,513円の増。（２）、建設改良費は1,336万5,000円で、前年度比1,032万4,000円の減です。なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項でございます。

（１）、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

（２）、企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で1億9,017万3,703円となっております。また、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高は1億6,679万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業キャッシュフロー計算書です。平成29年4月1日から平成

30年3月31日までの期首と期末の現金の流れをあらわしたものです。

1、業務活動によるキャッシュフローでございます。

(1)、当年度純利益から(14)、利息の支払額までの支払い合計で申し上げます。  
4,644万1,514円です。

2、投資活動によるキャッシュフローでございます。

(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計の繰入金までの合計で、マイナス1,336万5,000円です。

3、財務活動によるキャッシュフローです。

(1)、建設改良企業債による収入から(3)、他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス2,246万7,398円です。

資金減少額は1,060万9,116円、資金期首残高は2億2,505万9,421円、資金期末残高は2億3,566万8,537円となります。

次の12ページから14ページまでの平成29年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今までの説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は10億9,444万3,444円で、当年度増加額は構築物で827万2,000円、機械及び装置は量水器で509万3,000円、合計で1,336万5,000円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で13万3,824円、機械及び装置で426万5,917円、合計で439万9,741円の減少となり、年度末現在高は、合計で11億340万8,703円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,600万7,363円、機械及び装置で1,973万8,571円、車両運搬具で52万2,000円、合計で3,626万7,934円。当年度減少額は、機械及び装置で343万8,613円、累計4億5,928万4,275円、年度末償却未済額は、合計で6億4,412万4,428円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、当年度増加額が53万5,279円、当年度減少額はありません。累計合計は1,224万4,439円、年度末償却未済額は214万1,688円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。平成29年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明し申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のみを報告させていただきます。

きます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計7,255万5,485円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で6,464万9,522円、よって営業利益は790万5,963円となりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(4)、雑収益までの合計で1,029万2,092円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で743万9,581円、よって営業外利益は285万2,511円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は1,075万8,474円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は1,075万8,474円となります。

次の4ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。年度末残高で申し上げます。

初めに、資本金については3億2,134万8,205円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金及び減債積立金についてはゼロ円となります。

利益積立金は変動なしで1,200万円。未処分利益剰余金は1,075万8,474円、利益剰余金合計は2,275万8,474円となります。

したがって、資本合計は3億4,410万6,679円となります。

次に、下表の平成29年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金は3億2,134万8,205円、資本剰余金はゼロとなっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高1,075万8,474円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積み立てで1,075万8,474円を減額し、処分後残高、繰越利益剰余金はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は6億4,412万4,428円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権、無形固定資産合計は214万1,688円。固定資産合計は6億4,626万6,116円です。

2、流動資産、(1)、現金・預金から(3)、貸倒引当金合計で2億4,261万7,507円。  
したがって、資産合計は8億8,888万3,623円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3、固定負債、(1)、企業債から(3)、修繕引当金までの固定負債合計は3億5,988万8,379円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債までの流動負債合計は3,276万3,244円です。

5、繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億5,212万5,321円で、負債合計額は5億4,477万6,944円となります。

資本の部。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6、資本金につきましては3億2,134万8,205円。

7、剰余金、利益剰余金合計は2,275万8,474円。

したがって、資本合計は3億4,410万6,679円、負債資本合計は8億8,888万3,623円となります。

1ページをお開きください。

平成29年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算合計8,990万円に対し、決算額は8,827万238円で、予算額に比べ決算額の増減は162万9,762円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額7,976万8,000円に対し、決算額7,793万3,660円で、予算額に比べ決算額の増減は183万4,340円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は537万8,175円です。

第2項営業外収益、予算額1,013万2,000円に対し、決算額は1,033万6,578円で、予算額に比べ決算額の増減は20万4,578円の増で、うち仮受消費税及び地方消費税は4万4,486円です。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、予算額は8,883万円に対し、決算額は7,644万2,356円、不用額は1,238万7,644円、執行率は86.1%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は7,753万円に対し、決算額は6,563万1,175円で、不用額は1,189万8,825円、執行率は84.7%、うち仮払消費税及び地方消費税は98万1,653円となっております。

第2項営業外費用、予算額は1,097万7,000円に対し、決算額1,081万1,181円で、不用額は16万5,819円、執行率が98.5%となっております。

第3項予備費32万3,000円、不用額は32万3,000円で、執行率はゼロでございます。

次の2ページでございます。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債だけで予算額410万円で、決算額も同額で予算額に比べ決算額の増減はゼロでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は4,100万3,000円に対し、決算額は4,100万1,598円、不用額は1,402円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,656万8,000円に対し、決算額2,656万7,398円で、不用額は602円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は1,443万5,000円に対し、決算額は1,443万4,200円、不用額は800円、執行率はおおむね100%です。うち仮受消費税及び地方消費税は106万9,200円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,690万1,598円は、減債積立金処分別875万8,252円、当年度消費税及び地方税資本的収支調整額106万9,200円、過年度分損益勘定留保資金2,707万4,146円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号、平成29年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時13分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） さきに行いました説明の中に一部説明漏れがございましたので、ご説明申し上げます。

平成29年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（エネルギー回収推進施設）で全体計画の年割額は、平成27年度5,740万円、平成28年度4億6,392万8,000円、平成29年度10億1,855万円、合計で15億3,987万8,000円。財源内訳は、計で、国道支出金3億9,260万9,000円、地方債11億4,480万円、一般財源246万9,000円であります。実績につきましては、平成28年度4億6,392万7,200円で、年割額との差は800円の減、合計で15億3,987万7,200円で、年割額との差は800円の減となりました。財源内訳は、計で、国道支出金は4億3,633万3,000円で4,372万4,000円の増、地方債は10億9,290万円で5,190万円の減、一般財源は1,064万4,200円で817万5,200円の増となりました。

同じく、事業名、標茶町一般廃棄物処理施設整備事業（最終処分場整備）で全体計画の年割額は、平成28年度1億3,380万円、平成29年度5億4,590万円、合計で6億7,908万円。財源内訳は、計で国道支出金2億16万3,000円、地方債4億7,880万円、一般財源11万7,000円であります。実績につきましては、財源内訳に変更があり、計で国道支出金は2億360万6,000円で344万3,000円の増、地方債は4億7,220万円で660万円の減、一般財源は327万4,000円で315万7,000円の増となりました。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は、平成28年度3,050万円、平成29年度1億4,491万4,000円で、合計1億7,541万4,000円、財源内訳は、計で国道支出金1億2,278万9,000円、地方債5,250万円、一般財源12万5,000円あります。実績につきましては、平成29年度1億4,491万3,600円で、年割額との差は400円の減、合計で1億7,541万3,600円で、年割額との差は400円の減となりました。財源内訳は、計で一般財源が12万4,600円で、400円の減となったところでございます。

以上で平成29年度標茶町一般会計継続費精算報告書の説明を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 続いて、監査委員から決算審査意見書の補足説明がありましたら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、私のほうから決算審査の意見書について補足説明をいたします。

まず、1ページであります。平成29年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、（1）、平成29年度標茶町一般会計歳入歳出決算、（2）、平成29年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定特別会計、下水道事業特別会計、介護保

険事業特別会計の保険事業勘定と介護サービス事業勘定、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計の歳入歳出の決算であります。(3)、附属書類は、平成29年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、平成29年度標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、平成29年度財産に関する調書であります。

2、審査の期間は、平成30年7月24日から7月27日まで4日間実施いたしました。

3、審査の手続、この決算審査に当たっては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところであります。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、全て法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められたところであります。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりであります。13ページまで省略をさせていただきます。14ページの結びの欄でご報告申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせました総決算額を見ますと、歳入170億2,454万7,171円、歳出167億6,724万5,023円で、歳入歳出差し引き額は2億5,730万2,148円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は5,287万8,000円、実質収支の額は2億442万4,148円の黒字、単年度収支については6,273万2,724円の黒字となっております。また、一般会計の歳入歳出決算の状況は、歳入135億5,600万9,705円、歳出133億8,496万4,843円で、前年度に比し歳入は114.7%、歳出も114.8%となり、歳入歳出差し引き額は1億7,104万4,862円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は5,287万8,000円で、実質収支の額は1億1,816万6,862円の黒字、単年度収支につきましては3,041万2,059円で黒字となっております。

一般会計の財政構造について見てみますと、歳入は主軸となる町税が前年対比104.7%の10億5,294万2,849円となり、地方交付税は前年対比96.9%の45億8,985万3,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借入れや基金の取り崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が30.1%、依存財源が69.9%となっております。

一方、歳出の執行率は98.7%で、その構成割合を見ても義務的経費は22.0%、經常経費は31.4%で、前年度より減少していますが、投資的経費は32.6%で前年度より増加しております。

次に、主要な財務比率で見ますと、經常収支比率は82.3%でございまして、通常75%程度におさまることが妥当とされていますことから、依然として財政は厳しい状況にあります。財政力指数につきましては、前年度よりわずかに上昇し0.202となりました。公債費比率が9.3%で1.4ポイント改善し、通常15%とされています警戒ラインをクリアしております。実質公債費比率も9.5%で0.5ポイント改善され、地方債許可団体の18%をクリアしています。

基金積立金につきましては、歳出の増加等により財政調整基金などの13の基金全体で793万5,153円減少し、本年度末残高は42億5,573万1,869円となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化基準以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下ではありますが、長引くデフレ経済で、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況の中、基幹産業であります酪農畜産情勢が比較的好景気であることは明るい兆しではありますが、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望を含め適切に答えなければならないと考えます。

また、自主財源の中でも大きな割合を占めます町税や、町民が直接受益を得ています税外収入金に多額な収入未済額が発生しております。収納対策において各担当課でそれぞれ努力されているものの、29年度収入未済額は、町民税においては、個人、法人で1,620万9,124円で189万4,475円減少しました。特に、現年度個人の徴収率が99%と努力をされております。また、固定資産の収入未済額は4,691万5,585円となっています。

税外収入未済額は3億369万7,068円で、収納率は上がっているものもありますが、依然として農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉負担金、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、滞納繰越金の徴収に力を入れながら、現年度におけます収入未済額を出さない、ふやさないことが今後の課題であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし協働のまちづくりの理念のもとに理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するところであります。

次に、15ページ、3番目の特別会計であります。

(1) の国民健康保険事業事業勘定特別会計でございます。

16ページの中ほどの結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は2,891万5,587円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により、平成29年度の収納率は88.2%で、収入未済額は4,430万838円となっています。歳出では、保険給付費6億7,745万5,791円で、前年度より3,116万8,599円増加しております。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が重要な課題でありまして、総体として依然厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも、引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進とあわせて、財政の健全経営の確保に努めることを期待いたします。

(2)、下水道事業特別会計でございます。

17ページ、中段の結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額はゼロであります。

また、本事業の基本財源であります下水道使用料については、調定額、収入額はほぼ前年同額ではありますが、収入未済額は前年度に比べ19万4,040円の増となっております。今年度は不納欠損処理は行っていませんが、今後も収納対策に努力されるとともに、法に従い処理を進めることも必要であります。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであることから、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望みます。

(3)、介護保険事業特別会計の保険事業勘定、次のページの(4)の介護サービス事業勘定、あわせて18ページの結びのところで報告いたします。

保険事業勘定では、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は3,936万6,682円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億6,201万5,575円で、収入未済額は744万5,820円です。収入未済額は微減していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。歳出では、保険給付費が7億2,183万9,400円で、前年度より3,039万3,244円減少していますが、高齢化が進む中、今後増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は2万9,967円の黒字であります。歳入では基本財源のサービス収入が4億762万4,712円で前年度より1,185万4,455円減少し、歳出ではサービス事業費が5億

1,268万5,625円で、前年度より461万4,863円の増加となりました。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

(5)、後期高齢者医療特別会計であります。19ページの結びのところで簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出差し引き額は58万5,778円の黒字であります。歳入では基本財源の保険料で収入未済額が前年度より34万1,710円増加しており、引き続き収納対策の強化が望まれるところであります。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加などにより、今後さらに町の負担が増加することが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

(6)、簡易水道事業特別会計であります。下段の結びの欄で簡単に申し上げます。

当会計は、水道法の規定により水道事業者として経営認可を受け、平成29年度より経営を開始したもので、今年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差し引き額は1,735万9,272円の黒字であります。歳入では、基本財源の使用料で収入未済額が43万9,090円発生しており、今後は滞納繰り越しとならない収納対策の強化を望むとともに、今後さらなる健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

次に、20ページの4、財産に関する調書であります。これにつきましては省略をさせていただきます。

次に、21ページの平成29年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

1、2、3につきましては、省略をさせていただきます。審査の結果であります。審査に付された平成29年度の基金の運用状況を示す書類の計数、関係帳簿と照合した結果、誤りはないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められたところであります。表につきましては、省略をさせていただきます。

次に、22ページ、平成29年度標茶町財政健全化審査意見であります。

1、2、3につきましては省略をさせていただきます。4の審査の結果及び意見であります。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となった事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められたところであります。健全化判断比率では、実質公債費比率9.5%、将来負担比率26.4%、資金不足比率につきましては、資金不足比額が発生していないということであります。

続きまして、別冊の標茶町公営企業会計決算審査意見であります。

まず、1ページの平成29年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

## 第1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成29年度標茶町病院事業会計決算であります。

2、審査の期日は、平成30年6月21日に実施をいたしました。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類等々であります。

4、審査の方法、審査に当たっては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

## 第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、平成30年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認めたところでございます。

財務事務につきましては、総体として適正に執行されているものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりであります。6ページまでは省略をさせていただきます。7ページの結びの欄で5行目から説明をさせていただきます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万1,491人、外来延べ患者数3万524人で、前年度と比較すると入院は929人の増加、外来は2,577人の減少となっております。

経営成績は、総収益10億7,196万8,626円、総費用10億7,105万2,301円で、差し引き純利益は91万6,324円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益は7億1,799万4,443円、医業費用が10億1,635万6,160円で、差し引き2億9,836万1,717円費用が上回っていますが、不足額につきましては一般会計からの補助金と負担金3億4,143万4,000円を主なものといたします医業外収益により補填をされております。

医業収益は、前年度比101.2%であり、これは入院患者数の増加が主な要因であります。

また、医業費用では、前年度比100%で、総体的に費用の圧縮が継続されております。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動がより大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって、医業収益の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待するところであります。

資本的収支につきましては、器械・器具購入、企業債償還金等の資本的支出額1億2,013万5,452円執行されております。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師、看護師等の医療従事者の確保、診療報酬改定

等で非常に厳しい状況にありますが、自治体病院は「地域住民の命、健康、暮らしを守る」地域の財産であることから、病院関係者を初め行政や住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

続きまして、標茶町上水道事業会計であります。

平成29年度標茶町上水道事業会計決算審査意見。

#### 第1、審査の概要。

1、審査の対象は、平成29年度標茶町上水道事業会計決算であります。

2、審査の期日、平成30年6月22日に実施をいたしました。

3、審査の書類、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、(3)、附属書類等々でございます。

4、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

#### 第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、平成30年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められました。

財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められたところであります。

審査の結果の概要は以下のとおりであります。8ページまで省略させていただきまして、9ページの結びのところでご報告申し上げます。

9行目から入りますけれども、平成29年度の経営成績は、総収益8,284万7,577円、総費用は7,208万9,103円の決算額で、差し引き1,075万8,470円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計8億8,888万3,623円で、前年度と比較して1,366万9,435円の減少となっております。

次に、資本的収支は、総額4,100万1,598円執行されており、この資金は企業債の発行で410万円を調達し、不足する3,690万1,598円は、過年度分損益勘定留保資金2,707万4,146円、減債積立金875万8,252円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額106万9,200円で補填されております。

水道使用料の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策の効果は見られますが、当年度は698万970円で前年度より5万4,790円増加していますが、今後もさらなる収納対策に努力されるよう望みます。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから、給水収益は年々減少するものと予測されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれることと、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行による健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進を図られるよう努められることを望むところであります。

以上で決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（黒沼俊幸君） これより認定8案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第6号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、各案ごとに歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 32ページ、地籍調査費の委託料と使用料及び賃借料でありますけれども、この委託料の内容を説明願います。

さらに、この地籍調査については、年次ごとに地区を決めてやっているのかも伺いたしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

地籍調査費の13、委託料でございますが、中身につきましては、保守点検委託料といたしまして142万6,000円、測量の委託料としまして329万4,000円、作成委託料としまして数値情報化とGISのデータ、それぞれ合わせまして170万7,000円、その3項目を合わせまして643万1,820円の支出となっております。

使用料及び賃借料ですが、内訳としまして、リース車両の使用料として90万600円、大型プリンターほかの使用料としまして53万1,777円の支出をしております。また、調査委託の箇所ですが、年次計画で進めておりますが、29年度につきましてはコッタロ地区等2地区を実施しております。また30年も引き続き同じ地区を実施しているところでございまして、31年以降また新たなところを考えておりますが、残っている場所がもうほぼない中で、改造列島のときに大部分分譲されました山の中の所有者が多数おられるようなところしか残っておりませんので、31年以降はまた計画を煮詰めてまいりたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 6款、50ページの3目19節負担金補助及び交付金の中身についてお知らせ願います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

主なものにつきまして、お答えいたします。まず、この中身については中山間の事業の負担金でございます。中身については3億7,536万2,000円、あとはクラスター事業の負担

金でございます。それにつきましては4億9,253万8,000円になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） もし差し支えなければ、クラスターの事業で何件この事業に対応されているのか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

平成29年度のクラスター事業につきましては、4戸の農家で実施しております。3戸については虹別地区、1戸については磯分内地区の実績となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 同じく、51ページの牧野の管理費でありますけれども、13の委託料、これはよく内容がわかりませんので、私のほうからお聞きいたしますけれども、簡単に言えば外注費というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

主にといいますと、外注費が多くなります。主なものをお答えさせていただきますけれども、外注に当たる委託料につきましては、牧草、あとは重機等々の運搬をする委託料、それが約1,000万円、それから業務委託料として牧草収穫、それからコーンの収穫、施設の修繕といいますか、施設の見回り等々の部分で業務発注する部分で合わせまして1,900万円ほど。それから、頭数もふえてきたということで、堆肥の関係の処理も含めた切り返し等の委託料が900万円ほど、それから管理清掃委託ということで、これは事務所の管理委託、あとは夜警さんも含めた施設見回り警備含めた外注をしております。それが約600万円ほど。そのほかには、保守点検の委託料とか、肥料のスラリーを、先ほど堆肥散布と言いましたけれども、スラリー散布の委託をしている部分もありまして、そういうのが、小さいですが、50万円ほどの金額になっております。それら合わせまして4,800万円ほどの委託料になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） それで、今、場長の説明の中に堆肥の切り返しがありますね。昨年度から約3倍の金額になっていますね。去年は300万円前後、今回900万円ということで3倍になった理由。

もう一点お聞きしたいのは、ここで、この中でキャンプ場のトイレ清掃ですとか、キャンプ場の草刈りですとか、キャンプ場の受け付けというふうになっておりますけれども、

これはまた明日ゆっくりとお聞きしたいのですけれども、観光商工のほうと、どのような連携を持って牧場でこういうキャンプ場の関係をやっているのか、その点だけきょうお聞きしておきたいと思いますが。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

前段の堆肥の切り返しのふえている部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり、預託頭数が近年ふえておりまして、出てくる堆肥が相当の量になっております。直営で散布切り返し等を行えば問題はないのですが、なかなかやはり業務の中でできなくなってきている部分もございます。そういう部分で委託がふえたというのが大きな要因になっております。

それから、キャンプ場の部分をあわせた管理含めた委託でございますが、観光との連携という部分であります。施設のキャンプ場、それから多和平の展望台を含めた部分の管理につきましては、観光課のほうになっておりますが、牧場の敷地施設という部分もありますので、草刈りの委託、それからキャンプ場の受け付けの部分については、こちらのほうから業者に委託をしているという状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 余り詳しくなると総括になってしまいますので、1点だけさらにお聞きしておきたいと思うのですが、堆肥の切りかえですよね。頭数もふえてという話ですけれども、まさか28年度から3倍になったわけじゃないでしょうし、かなりの機械が補充されております。実は私もきのう牧場内をずっと一回りしてきましたけれども、かなりいい機械が整備されて。ただ、コンポストも含めて、かなり利用はされているという事はわかりますし、美幌地区とのあそこの堆肥舎、あれも利用するという事になっています。見てまいりました。確かに利用しています。そんな関係で、これは育成牧場だけでできないのか、あれだけ重機がそろって、どうしても民間委託しなければならない事態になっているのか、頭数も含めて3倍になっているわけではないと思うのです、決して。後ほどまた延べ頭数なんかも調べますけれども、そんなことで、何らかの事情があつてこのような施工方法にしたために料金もかかったのだというふうに理解してよろしいのでしょうか。単純に今、場長がおっしゃるように、頭数がふえたからこれだけ金額がかかったのだというふうに私が捉えていいのでしょうか。それだけお聞きしておきます、きょうは。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

単純に頭数がふえて、3倍に堆肥がふえたということではございません。直営で当然、

今までは主に堆肥散布・切り返しをメインにやってきて、作業としてやってきた部分もあるかと思えます。

ただ、頭数がふえた中で、やはりその部分が職員の中でなかなか追いつかなくなってきた部分がありまして、委員も場内をごらんになってわかるかと思えますが、堆肥の処理は待ったなしでございます。29年度からは、その部分でやはり公共の牧場として堆肥が野積みだとか、堆肥舎におさまっていないとか、そういう状況があつては困りますので、その部分で業者委託も重点にして、その部分で金額的にちょっと3倍ぐらいになってしまった部分もありますが、集中的に処理をした経過があります。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 52ページの6款7目、8目、9目、これ一括して聞きたいと思えます。

この委託費なのですけれども、それぞれの開発センターの委託費及び酪農センター及び農業トレーニングセンターの委託費、これについてご説明願いたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

まず、7目開発センター費の委託料につきましては、施設の管理委託料が主なものでございます。また、暖房設備等の業務委託も入っておりますが、主な金額としては管理委託料、清掃委託料等になっております。

次に、8目酪農センター費の委託料につきましては、これも2カ所、虹別酪農センター、それから磯分内酪農センター、2つありますが、これにつきましても施設の管理委託料が主な費用となっております。

それから、9目農業者トレーニングセンター費の委託料につきましても、トレーニングセンター、それから併設しております室内運動場プラザゆうの両施設の管理委託料が約530万円に清掃委託料120万円、合わせてこの金額になっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） この管理委託先というのは、どういう会社ですかね。入札できちっと決めてと、こういうことでよろしいでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

まず、7目開発センター費の管理委託先につきましては、民間の警備会社となっております。

ます。

それから、8目酪農センター費の虹別酪農センターにつきましてもは虹別連合振興会、それから磯分内酪農センターにつきましてもは施設の管理委託はしておりません。清掃も含めて直営でやっております。

次に、9目農業者トレーニングセンター、それから併設プラザ、清掃については武道館も含めまして標茶町体育協会に管理委託をしておりますし、年度当初に長期継続契約ということで、4月1日から契約ができるように指名委員会に提案しまして、それぞれ契約を結んでおります。

ですから、虹別酪農センター、それからトレーニングセンター、これにつきましては、1社随契ということでやっております。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） これ総括になってしまうかな。いや、いいです。総括になったら困りますから。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ござい

ませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員(本多耕平君) この予備費については、私、昨年もちよっと質問したのですが、また今回もあれしていただきますけれども、予備費は当初予算2,000万円で使用されているのがごくわずかであります。しかしながら、この款については、私は具体的な説明を求めたいと思いますので、款ごとに課長にご答弁をどのような内容なのかということをお答えを願いたいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君) ここの15款でご質問がございましたので、一応予備費の支出の内容について、私の中でわかる範囲でお答えをしたいと思います。

まず、2款1項5目財産管理費、これは町有財産の関係で、町有施設内での事故に対する賠償金で1件で2万円。

それから、2款1項12目車両管理費、これは町有車両の事故による賠償金で4件で117万5,390円。

次に、2款1項14目諸費でございますが、過誤納還付金で36万7,700円。

次に、3款2項3目常設保育所費、これは、みどり保育園の炊飯器の購入で7万5,000円。

次に、3款2項4目特別保育諸費、ひしのみ保育園のガス給湯器の購入で12万円。

次に、6款1項8目酪農センター費、これは磯分内酪農センターのストーブの購入で2件で34万200円。

それから、6款1項10目農村集落環境改善センター費、これは中オソベツ集落改善センターのストーブの購入で13万4,784円。

そして、10款6項1目保健体育総務費でございますが、武道館のストーブの購入で18万

7,688円。

合わせて242万762円を、ただいま説明いたしました項目について充用をさせていただいております。

○委員長（黒沼俊幸君） いいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質問ございませんか。

平川委員。

○委員（平川昌昭君） ちょっと1点だけお聞きいたします。

歳入の2ページに1款2項2目、この国有資産等の所在市町村に交付金というのは、これは毎年度、そんなに流動的ではないのですが、この算定基礎というのをちょっと教えていただきたいのは、事務報告書には、その評価的なものが載っております。これに対してパーセンテージが市町村交付金というのはなされるのか、この予算額、そしてあと、これも決算変わりません。ただ、交付金の知るべきことは、どのぐらいの割合で交付されるのか。ただただいて、いただけるからこうなのではなくて、行政として交付金というのはどういう内容なのかということをお聞きしたい。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

国有資産等所在市町村の交付金につきましては、国及び道の固定資産税に係る部分の交付金でございます。通常であれば課税標準額の1.4%が税額として一般の方は税金がかかるわけですが、国、道につきましては、一定の算定によって毎年、国・道から示されてくる金額がそのまま入ってくるという仕組みになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） それはわかるのですよ。国から示された金額が標茶町にとって交付される金額、これはわかるのですよ。そこに資料として事務報告書に載っております、11ページ。これは29年度の交付金の、いわゆる償却資産とか、そういう概算ですね。これとの関連というのは、見ても例えば本町の場合は国有資産ですから、道路あり、土地、建物含めて試算されるのだなど。流動的でないにしても、固定されれば当然毎年度同じですが、基礎として、行政として、どういう内容ですかというのは、国から示されるばかりではなくて、その基礎的なものをご存じですかということを知りたいということをお聞きし

たわけです。ちょっと難しいかな。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時20分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

国有資産等所在市町村交付金であります。国有財産及び道有財産のものについてかかるものでありまして、割合につきましては、それぞれちょっといろいろあるのですが、土地につきましては、3分の1該当部分及び6分の1該当部分、家屋につきましては5分の2等の割合で賦課されております。金額につきましては、一応毎年度国・道のほうから示された金額で算定しておりまして、町としては特にその部分の評価というのはちょっと持ってはおりません。

以上であります。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 単純なことを聞きます。例えば、昨年度、五十石の391の跨線橋の橋が立派になりました。あれは国の機関でやりました。そういう国の施設が本町内に例えば築造物等々が建った場合にも、それは当然ふえてくるという、一つの因子の中にもどんどん入ってくるのかなと、そういうことも年度別に流動的になってくるのかなということでお聞きしたのですが、その辺はそういうふうになるのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

固定資産税につきましては、あくまで土地家屋及び償却資産が課税対象になりますので、そういった橋等の構築物につきましては、課税対象にはなっておりませんので、あくまでも土地家屋償却資産という部分でございます。

ちなみに、償却資産につきましては、本町内には該当はございません。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊定之君） 12款、ページ数は7ページです。5目農林水産業使用料の3節農

業用水道使用料について収入未済額、先ほどの監査の方の報告にもありましたけれども、この未済額の中身についてどのような形で未済が発生しているのか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

農業水道の使用料につきましては、29年度から簡易水道のほうに移行しておりますので、28年度までの滞納分の積み重ねというかになっております。過年度分の積み上げになっております。

（「金額のどういう」の声あり）

（「何で未済になったのかと」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） もう少し踏み込んだ中身、どういう立場の人たちが未済とか、そういうのは説明していただけないでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

収入未済額につきましては、1,403万7,450円であります。これの件数といたしましては、1,030件になります。これは延べです。

（「延べ」の声あり）

○水道課長（平間正通君） はい。月ごとの積み上げとなっておりますので。

（「今までの何年か分の」の声あり）

○水道課長（平間正通君） 同じ人がダブっているような形になっていることになります。農業水道の中では割合といたしましては、農業経営している方々が約80%、一般の方々が20%の割合となっております。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、農業者が80%、一般の方が20%という説明でしたけれども、一般的に考えて農業者であれば、自動的に組勘というような、そういう形でない農業者の方もかなりいるということでしょうか。

それと、時効といいますか、そういう何年かたつとこれが時効になるというような不納欠損額に対応する可能性はあるのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 先ほどの80%、20%といった割合につきましてはですけども、

年間の調定額の割合で言うと、それぐらいの割合になっているという意味でお話ししました。滞納分が農業者80%の20%ということではありません。

それと、時効につきましては、督促状だとか、催告だとか、その辺は継続しまして、不納欠損とならないように努力しているところであります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） では、私も今の渡邊委員の水道の未済額について、まず1点、最初にお聞きしたいと思います。

これは特に先ほどの監査の答弁の意見にもありますように、簡易水道に移るということで、本年度の未済額がかなりの額で終わっております。

まず、第1点として、この未済額の今後の決算のあり方をどのようにしていくのか、それをお伺いしたい。

それと、これは先ほどの渡邊委員の話もありまして再度私からもお聞きしたいのですが、この1,400万円の未済額の、いわゆる昨年同期と、私、実はちょっと書類手元になかったものですから、去年とどのような差異になっているのか、さらにその未済の方々の件数、何件でどのようになっているのか、それも同時に昨年から完納された方がいるのか、あるいはまた昨年のままなのか、さらにはまた、昨年よりことしまたふえたのかということも続けてお聞きしたいと思います。

ごめんなさい。もう一点、農業費分担金のことについてお聞きしておきたいと思えます。

6ページの1項1目でありますけれども、農業費分担金、この未済額であります。28年度より52万5,000円減額されておりますけれども、私、昨年もお聞きいたしました。この事業につきましては、国営、道営があったということで、記憶ではこの未済になっている方々の件数が11件だったかなと、ちょっともし数字が間違っていれば訂正させていただきますが、それで未済額が今年度52万5,000円減額になったということは、去年の件数より完納者がふえたのか、あるいは同じく2億1,600万円の、これの件数をお教えいただきたい、それも事業別に教えていただきたいと、このように思います。

以上、2点お聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 私のほうから、農業費分担金の件でお答えいたしたいと思えます。

まず、農業費分担金、先ほどご指摘ありましたように昨年より52万5,000円ほど減っております。平成28年度現在、地区別で言いますと、下御卒別地区が28件、阿歴内地区が28

件、茶安別地区が14件、磯分内地区が129件、萩野地区が20件、標茶西部地区においては134件の、件数では滞納件数が374件ございました。先ほどご指摘ありました平成29年に52万5,000円の納入をいただいて、このうちの標茶西部地区において1件完納されているということになっております。残額が52万5,395円を引いて現在2億1,623万9,146円が滞納繰越分となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 水道課のは後で。

今の農業費分担金のことですけれども、実はこの数字、驚きました。去年の数字を、私ちょっと今手元にないと言いましたけれども、こんな中茶安別が15件、どういう収入未済額という表示の仕方なのですか。これは払うべきものを払っていない人たちだということに私は考えるのですが、ちょっとこの数字、私、合点がいきませんが、もう一度ちょっと繰り返しますけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほど件数というふうに聞かれたものですから、私のほうで滞納者の人数と、別に例えば滞納者が1名いたら、何年度かに分けて納付書を発行しています。3年あればその納付書を発行したのが1件、2件、3件と年度別に、その件数を先ほど述べたので、このほかに人数ですと、先ほど言った件数よりも減りまして、人数で申し上げます。それでは、平成28年度、下御卒別が3名、阿歴内地区が4名、茶安別地区が2名、磯分内地区が17名、萩野地区が2名、標茶西部地区が19名となっております、先ほど納入された方が1名、1件完納になっているということで、平成29年においては標茶西部地区で18名となっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） その数字でも私ちょっと記憶にないのですが、もう一度お聞きします。

この収入未済額というのは、その事業が完了して自己負担を払うべき人たちが払っていないと。したがって、国営事業でも道営事業でも、中茶安別でも国営事業が終わってもう30年もたつのですけれども、1件いたとかという話、私、去年のこの委員会でもって聞いてちょっとびっくりしたのですけれども、私の記憶では西部地区というのですか、沼幌とかあちらのほうか4件とか7件とかということで、総体で11件と私ちょっと記憶していたのですが、この収入未済額というのは、繰り返しますけれども、事業が終わってから払うべき自己負担の分を払っていない受益者の方々の総額ですよ。

したがって、課長が言うように3件、4件、2件、17件というのは、いずれも国営事業あるいは道営事業の事業と私は理解いたしますが、その方々が、ほとんど国営事業は終わっています、町内では。道営事業は各地区でやっていますけれども、国営事業でもまだまだこのように多くの方々が、私は払わないと言うのではないのです、払えていない方がいらっしゃると。それをどのように処置するかということをお聞きしたかったのですが、もう一度だけお聞きいたします。

この2億1,600万円のいわゆる未済の方々は、今言われた3、4、2、17でよろしいのでしょうか。その中で、ことし28年度に完納された方、何件いらっしゃいますかというふうにまずお聞きしておきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほども述べたとおり、今現在、滞納されている方が、これは国営ですが、国営だけについて46名で、先ほど言いました2億1,623万9,146円が国営事業の滞納繰越分ということです。平成29年度に1名の方が完納されています。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長29年と言いましたけれども、28年度に1名ですね。

○委員長（黒沼俊幸君） 29年度だ。

（「29年」の声あり）

○委員（本多耕平君） ああ、そうだ。ごめんなさい。29年に1名ですね。それで、残りの、残りといったら私もまことに失礼な言い方ですが、46の受益者の方々が何名の方々がいわゆる未済についての返納努力をなさっていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

滞納繰越分の分納誓約をいただいている方が、たしか記憶では何名いたかな……。ちょっと今、定かでないのですが、今現在、滞納繰り越しされて分納されている方については5名の方がされております。

（「委員長」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課のほうは、もう4回質問したから。委員会だから。

（何事か言う声あり）

（「ぶっ続けやらせてください」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 水道のほうは答えられないのか。

(「再度」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) そうしたら、本多君。

○委員(本多耕平君) 課長、46名の方のうち分納ということで約束されている方が5名だと。では、40名前後の方々が全く町との接触を持たず、2億円、これについてのいわゆる完納努力というのは町としてはどのように見ておられますか。受益者の方々が町のほうからの分納手続にも意を示してくれない、あるいは当然、町のほうとしては請求を出していると思います。それに応えていただけないとすれば、どのようにこれを、今後2億1,000万円という未済の額を処置なさるおつもりでしょうか。

○委員長(黒沼俊幸君) 本多さん、総括に限りなく……

○委員(本多耕平君) なってしまうのだね。はい。

○委員長(黒沼俊幸君) なっているから、あしたお願いします。

○委員(本多耕平君) はい。では、あした。考えておいてください。

○委員長(黒沼俊幸君) そうしたら、簡単に答弁をお願いします。

農林課長。

(「いや、あした答えていい」の声あり)

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

分納誓約をいただいていない方は今後どうするのかということなのですが、今、委員おっしゃられたとおりに督促状とかで促して納入されるように、これは毎年毎年しております。それでも応えていただけない方については、うまく接触が持てないのですが、今後はそういう方については接触を持てる場所は接触を持って分納をしていただけるように説得をしたいなというふうに考えておりますし、今後もし、個人の方でほとんど離農されておりますので、資産等の現況を考えまして、将来的には何らかの措置をとらなければならないのかなというふうにも考えております。

いずれにしましても、普通の税金と同じような扱いで今後も滞納繰り越しの完納に向けて努力をしたいなというふうに考えていますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長(黒沼俊幸君) 水道課長・平間君。

○水道課長(平間正通君) 先ほどの件についてお答えいたします。

平成28年度が1,089件ありました。それで金額が1,498万900円、29年度が1,403万450円で1,030件。59件の減になっております。金額では94万3,450円の減となっております。

滞納について今後どう進めるかということだったかと思うのですが、これらについては上水道も含めた料金徴収については、特に現年度分の滞納額が出ないよう、督促及び催告を発布するとともに、電話だとか面談等によって努力していきたいと思っています

ので、その辺で努力していきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ごめんなさい。すぐ終わります、これで。

今、課長言われたように、努力していくことは当然です。努力しなければならないのです。ただ、私聞きたいのは、さっき言ったように、この1,400万円の未済額を、今後、簡易水道にかわるわけですから、残るあれば、これをどのようにこの中で決算として処置をしていくのか、それをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 今言われたどういうふうにとというのは、この28年度以前の分につきましては、一般会計のほうでずっと残っていきます。29年度からについては、簡易水道のほうで処理するような形になります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） 同じ6ページで、11款2項1目1節民生費の負担金についてお伺いしたいのですが、これ29年度になって新たにこの不納欠損の欄に入ってきたという数字はございますか。28年度から継続でこの数字でしょうか。そこを聞きたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 民生費、どこだ。

○委員（櫻井一隆君） ページ6。もう一回、そうしたら言いますか。いいですか。6ページ。11款2項1目1節。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

6ページ、2項1目民生費負担金の1節児童福祉費負担金の不納欠損額の部分ですけれども、内訳としましては、この部分につきましては、平成6年度から平成19年度にかけて滞納のあった方について不納欠損をしているという状況でございます。9名の方につきまして総額198万190円の不納欠損ということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 9名の方ということはわかったのですが、この方についても5年で時効が来るわけですけれども、そういうことのないように督促とかそういうものを出して、これを求めていくという姿勢に変わりないですね。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） この方につきましては、不納欠損処理ということで、今後、負担金の請求はしていかないということで、納付義務が消滅したということでの処理

というふうになります。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） これ欠損で計上してしまっているのです、ちょっと僕もよくわからないのですけれども、これはずっとこのまま計上しっ放しでいくわけですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 今回、29年度におきまして不納欠損処理された9名の方につきましては、次年度以降はここでは請求しないということになりますので、新たに30年度において不納欠損処理が出てくれば新たな方がのることになりますけれども、今回の方についてはこれで消滅しますので、のっかってこないということになります。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井委員。

○委員（櫻井一隆君） ということは、これはこれで終わっても、まだ予備軍が次の年にあるというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

今後、滞納処分していく中で、負担金を納めていただけない方については督促なり催告なりをしていくことになると思うのですけれども、その中でどうしても経済的に難しいであるとか、本人の所在を追えないという方につきましては、不納欠損処理するということはあるかと思えます。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第2号を終わります。

(「手を挙げていたのですけれども」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 済みません。

そうしたら、櫻井君。

○委員(櫻井一隆君) ちょっとわからないので、お聞きしたいのですが、80ページのところなのですが、ここの国民健康保険が変わっていくわけなのですが……

(何事か言う声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) 80ページはだめなのだ。

(何事か言う声あり)

○委員(櫻井一隆君) 国保一括が……、だめ。

○委員長(黒沼俊幸君) 実質収支のほうは終わってしまったから。

○委員(櫻井一隆君) ああ、そうですか。はい。わかりました。いいですよ。

○委員長(黒沼俊幸君) 今はだめです。

なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(黒沼俊幸君) なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、簡易水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 簡易水道は29年度からの決算を計上するということで、ちょっと質問が集中していたようですが、私、お聞きしたいのは、147ページの簡易水道事業の中で1目の簡易水道事業費、この11、13、15、16、19、22の節の中で不用額が結構多いなどと思って見ていました。この不用額について、例えば工事請負費等々はかなり不用になってきたと、請負費がなかったかどうかは別にしまして。ちょっとこの不用額について少し説明をしていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

この中で一番大きい部分で言いますと工事請負費になりますけれども、この中身が、当初計画していた配水管の移設工事が、それが中止になったという内容になっております。ここが、西熊牛の2号幹線という配水管があるのですけれども、その中で工事用の火山灰を採取したいという要望がありまして、そこを1,200万円程度で移設するということを予定していたのですけれども、採取場所を変更するというので、その分がなくなったことにより大きく減っております。そのほか、請負残等が発生しております。

需用費につきましても、これらは大きなもので言いますと、この中に滅菌処理のための塩素も入っているのですけれども、そこら辺が減っているということになります。

委託料につきましても、これは請負残等になります。

原材料費につきましても、これは緊急時の資材購入ということで予算化しているものなのですけれども、緊急の部分で備蓄する部分が足りているというところで必要な部材、復旧に際し使用した部分だけを補給するような形になっております。それで、この分が55万円程度、不用額になっております。

あと、補償につきましても、これは緊急時の漏水等があったときに、装置内とかに入った場合の装置だとかの補償等を考えていたものなのですけれども、それもなかったもので、そのまま不用額となっております。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 特別会計ですから、今年度から、29年度ね。ですから、歳入をもって歳出を抑えていくということに、今年度は黒字になって計上されておりますが、今までの分は一般会計のほうに先ほど言われました徴収すると。今お聞きの仕事請負費が熊牛2号幹線、これは先ほどの理由で中止になったと。これは移設がえなのか、変更工事として今後も見ているのかどうか。

それから、もう一度お聞きしたかったのは、需用費で塩素部分を入れ忘れた、入れるべきものを入れなかったとか、そういうようなことの説明だったのかなど。ちょっともう一度そこを聞いておきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 入れ忘れとかというのは決してありません。これらについては、塩素濃度なのですけれども、1リッター当たり0.1ミリグラム以上という規定が水道法で定められているのですけれども、なるべくこれに近いほうがおいしい水というふうに

なります。それで、値が多いところはその辺を下げるだとか、そういう調整をしたことによって減ったものです。

工事請負費ですけれども、移設を考えていた分がなくなったということです。今現在、畑の真ん中を走っているのですけれども、土砂採取によってそこがひっかかるということで、畑の際のほうに移設するという予定をしておりました。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員、いいでしょう。終わりですよ。

○委員（平川昌昭君） いいです。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

#### ◎散会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、あす10月11日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 3時01分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

館 田 賢 治

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

黒 沼 俊 幸

## 平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

### ○議事日程（第2号）

平成30年10月11日（木曜日） 午前09時55分 開議

### 付議事件

- 認定第 1号 平成29年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 平成29年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 平成29年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 平成29年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 平成29年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 平成29年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 平成29年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 平成29年度標茶町上水道事業会計決算

### ○出席委員（11名）

委員長	黒 沼 俊 幸 君	副委員長	深 見 迪 君
委員	櫻 井 一 隆 君	委員	後 藤 勲 君
〃	熊 谷 善 行 君	〃	松 下 哲 也 君
〃	渡 邊 定 之 君	〃	鈴 木 裕 美 君
〃	平 川 昌 昭 君	〃	本 多 耕 平 君
〃	菊 地 誠 道 君		

### ○欠席委員（0名）

### ○その他の出席者

議長 館 田 賢 治 君

### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
総 務 課 長	牛 崎 康 人 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	服 部 重 典 君
管 理 課 長	相 原 一 久 君
住 民 課 長	松 本 修 君

保健福祉課長	伊藤順司君
農林課長	村山裕次君
農林課参事	柴洋志君
観光商工課長	多津美悟君
育成牧場長	常陸勝敏君
水道課長	平間正通君
建設課長	狩野克則君
病院事務長	齊藤正行君
やすらぎ園長	中村義人君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	相撲浩信君
監査委員	佐々木幹彦君
監査委員	川村多美男君
会計管理者	
兼出納室長	飯島猛美君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(委員長 黒沼俊幸君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 昨日に引き続き平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名、欠席なしであります。

(午前 9時55分開議)

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（黒沼俊幸君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

昨日に引き続き内容質疑を行います。

認定第7号、標茶町病院事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、財務諸表について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で認定第8号を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 主要な施策の実績ということで、ページ数でいきますと、まず産業の振興の4ページに、下水道事業の一環として終末処理場の長寿命化並びに全体を含めた下水道施設全体の、いわゆるストックマネジメントを策定、計画とそこに載っておりますが、29年度の決算におきましては、処理場の策定業務を完了しております。いよいよ、これから管路の策定計画、さらにはまた更新、改築ということでございますが、29年度以降の計画、さらに、どういった内容等で進めていくのか、改修時期というのは、かなりスパンを長くしていかざるを得ないのかなと思っておりますが、全体的な計画について、今現在の策定を行っている段階をお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

平成29年から平成32年までの計画で、長寿命化計画を計画しておりました。この長寿命化計画ですけれども、32年で事業期間はそこで完了で、継続しないということでした。それで、その後、予算要求の重点事項というのは、未普及地対策、防災対策などが優先されて、施設の更新等は事業費調整され、打ち切り完了の可能性が高いという道の指導がありまして、それからストックマネジメント計画に変更したほうが、事業期間のほうも延長され、予定の工種が実施可能ではないかということで指導を受けて、ストックマネジメントのほうに変更しております。

このストックマネジメントにつきましては、平成31年から35年までの計画となっております。平成29年度については、長寿命化計画の実績が、そのままストックマネジメントのほうに移行できるということになっております。29年度におきましては、ストックマネジメントの計画策定の委託業務、それとあと、終末処理場をほかのストックマネジメントの、これ計画策定委託業務です。それと、公共事業の終末処理場ほか長寿命化計画実施設計委託業務、下水道事業の計画策定委託業務等を行っております。

それで、管路につきましては、平成30年、ことし、管路調査を行っております。事業、今後、どのように工事のほうを進めていくかにつきましては、まだ財政当局ともその辺、打ち合わせをしておりますが、35年までの間で何とか完了させるということで考えております。

以上です。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君）　そこで、一番この、いよいよ下水道の管路に着手すると、老朽管の更新ですとか、そういうことに着手していくのかなと。62年度の供用開始ですから、水洗化、当然30年経過していれば、おのずから老朽管の問題等も浮き彫りになってくるのかなと思うのです。あえて、あわせて地震等によって、いわゆる自然勾配がどの程度湾曲しているとか等々、これから調査が肝心なのですが、改修ですとか更新に当たって道のほうに、いずれはそういう工事のほうに着手するわけですが、その前に策定業務のほうを道や国のほうに出さざるを得ない、出さなければならぬ責務というのが生じてくると思うので、その辺の捉え方はどのようになっていますか。

この手のものの計画というのは、過疎債等々は別にして、計画策定の時点で、いろいろ補助金等の関係で、責務として上部団体等々に出す義務があるのかということをお聞きしているのです。

○委員長（黒沼俊幸君）　水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）　この計画につきましては、北海道と協議して、道のほうにこういう計画で進めたいということで協議を行っております。

○委員長（黒沼俊幸君）　平川君。

○委員（平川昌昭君）　協議を行った上で、そういった策定業務、計画業務、更新業務、実施設計等々について、随時そういうことを責務として出さざるを得ないのかなと思っていたので、それは後々、補助金等々の関係が響いてくると私は思いますが、そういったことについては、どのような協議になっているのかなということをお聞きしたわけです。

○委員長（黒沼俊幸君）　水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）　この計画に乗りませんと補助は当たらないというふうなことになりますので、その辺で、その補助をもらいながら今後の更新等を進めていきたいということで、今、協議を行って、申請をしているところです。

○委員長（黒沼俊幸君）　ほかにございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君）　続いて、7ページの教育振興で、中段に教育環境の整備につきまして育英資金貸付制度の、これは一部条例の改正がなされました。これは昨年12月、実質的には30年度の4月から施行ということでございますが、これは画期的なことだと思いますが、拡充を図った中で以降の、30年度もう移行していますけれども、そういったいわゆる活用者というのですか、そういったものはどのような状況になっているかということと、これについての活用策について、教育委員会ではどの程度、どのようにして周知させていただいているのかなと、その点だけちょっとお聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ただいまご質問のありました育英資金の制度拡充の関係ですけれども、ご案内のとおり、今年度よりこれまでの医師、歯科医師に加えて獣医師、薬剤師ということで、拡大を図ったところであります。今年度の貸付申請者につきましては、継続が1名、新規が2名でありましたけれども、今年度につきましては、この拡充にかかわっての、いわゆる獣医師、薬剤師の部分での貸し付けの実績はございません。

教育委員会としての制度拡充のPRといいますか、住民周知の部分ですけれども、例年2月に新規の貸し付けの申請の受付開始ということで、町広報で住民周知をしております。今年度、その際に制度が拡充しました、こういう形に変わりましたという住民周知をしております。今後も、いろいろと機会を見ながら、この制度の拡充については、PRはしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 7ページの教育振興の特別支援教育についてなのですが、標茶小学校へ5名、それから標茶中学校に2名の特別支援員を配置したと書いてありますけれども、実は先日、厚生文教で虹別の小学校、中学校へ行って、いろいろと勉強してまいりましたけれども、その中でちょっと驚いたのは、小学校で結構この対象となる生徒の数が多いのですよね。この下にも「適切な指導を行うため」と書いてありますけれども、この標茶小学校、中学校以外で、ほかの学校はちょっと知りませんが、そういった対応というのはどういうふうになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

29年度現在では、ここに書かれているように、標茶小学校5名、標茶中学校2名の配置というふうになっておりますけれども、ほかのそれ以外の学校につきましても特別支援学級を設置している学校は数校ありますけれども、人数的には教員の加配で一定程度、教育の環境はできているのかなというふうには思っておりますが、今、委員ご指摘ありました虹別小学校につきましては、特別支援学級4学級で、現在11名在籍しております。来年度も3名ほど、これから最終的に保護者と協議して決まるわけですが、3名ほど入ってくる見込みがございますので、特別支援員につきましては、必要な部分で、必要な人数を配置していきながら、教育環境の向上を図っていくという部分が主でありますから、今後、標茶小中以外の部分では、虹別小学校が今そういうような来年度状況になるという

ころも踏まえながら、該当校、虹別小学校とも協議をしながら、今後、配置の部分についても検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木さん。

○委員（鈴木裕美君） 5ページの児童福祉の関係なのですが、1行目の児童館等の運営というふうに書かれておりますが、児童館は標茶の学童保育と合同になりまして、ふだん見ておりますと、児童がたくさんおりますから、にぎやかに利用されているなど感じるのですが、実際は学童に来ている子供たちが中心であって、児童館を放課後利用するという子供の数が、児童の数が非常に少ない。ところが、合同になってから、児童館充実ということで職員をふやしまして、1人体制から、たしか今、保母さんもいて3名体制でされているのですが、児童館の活用というのがなかなか見えてこないのですが、どのような促進といえますか、活用、促進をされてきたのか、伺っておきたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

職員体制につきましては、29年度から係長常勤ということで、1名増という形で、3名体制で運営してきております。確かに委員ご指摘のとおり、学童保育の活動が目立っているということは事実でございますけれども、児童館につきましても必要とされる児童がいるということを確認しているところでございます。

職員含めて、いろいろな例えば事業というか、保護者を集めてのいろいろな事業計画をしている中で、こういった事業を進めていますということをPRする中で、今後進めたいというふうに思っておりますけれども、現状、利用者をふやすという具体的な明確な方向性はちょっと今、押さえていないのですが、ただ、人数的には徐々にふえてきているというふうには認識しておりますので、その辺もう少しPRを含めてしていきたいなと思っています。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 1ページ、産業の振興の中で、標茶のバイオマスの認定を受けた中で、「エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら」ということでありますけれども、今まではどのような取り組みをしてきているかということだけ、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課参事・柴君。

○農林課参事（柴 洋志君） お答えいたします。

昨年度、バイオマスとの関係につきましては、FIT制度が改正されたということもありまして北電との接続契約の枠があいたということもありまして、エコヴィレッジ推進協議会の部会の開催ですとか、地域説明会、また、アンケート調査などを行いまして、北電との事前相談を進めてきたところでもあります。今現在、なかなか北電さんのほうが、新聞報道等でもありますとおり、いろいろ送電網のほうでの空き容量もないということもありまして、具体的な検討までには至っていないといったような状況であります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 2ページ、GOGOチャレンジショップ支援事業の利用なのですが、これ2件で206万9,000円というふうに資料のほうに出ているのですが、件数が2件というのは、どのように評価しているのでしょうか。

また、利用者の事業は、言いづらい面もあるかもしれませんが、順調に進んでいるかというふうに、そのことをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

29年度に申請のあった件数につきましては、2件ということございまして、1件は55万円の助成額の方が1件、もう一件は補助額としては151万9,000円という形での開設事業に伴う経費の部分で、補助事業をしたというような経過でございます。

それと、今までの経過という部分のお話でしたので、平成19年から、このGOGOチャレンジショップ支援事業が始まっておりますけれども、今までの経過でいきますと、29年度までで実績としましては33件というような実績がございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） 評価という部分のご質問がございまして、ちょっと答弁が漏れましたので、ご説明したいと思いますけれども、事業の部分につきましては、もともとは空き店舗活用に伴って新しく創業あるいは事業拡大するような目的で、この事業は想定されておりますけれども、そういう部分で、個人事業者がこの事業を活用し、商店街の活性化あるいは地域経済の振興に寄与しているものでございまして、先ほど33件という部分での決定の中で、現在は28件の事業者が引き続き開業、営業しておりますので、効果としては十分、商店街の活性化の部分では寄与しているのではないかなというふうに判断しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、5ページ、ここは廃棄物の不法投棄、ポイ捨ての根絶

について記述されています。いろいろな取り組みをやって、成果も、具体的な成果については書いていないですけども、これからまたクリーン作戦があるみたいですが、道路沿いのごみやポイ捨ての状況がやっぱりまだ全然なくなっていないということで、この点で我々の取り組みで実態は改善されているのかどうか、その点をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 住民課長・松本君。

○住民課長（松本 修君） 不法投棄防止のための対策としまして、29年度につきましては、新たに常盤町のパークゴルフ場の上のほうに、不法投棄防止の看板を設置したり、それから監視カメラ等を設置してはおりますけれども、ポイ捨ての根絶といいますか、防止にはまだまだ至っていないところであります。また、最近、阿歴内地方でも家電の大量の不法投棄等がありまして、その入り口等に防止の看板等の設置を検討しているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 先ほど同僚の委員が質問されましたが、7ページの特別支援学級支援員で、これは幾つか聞きたいのですが、今、1人当たりの賃金は幾らぐらい払っているのでしょうか。

それから、毎年これだけの人数、人員の確保、この状況はどうでしょうか、困難な状況はないかどうかということ。

それから、これの制度が発足したときは、1つの学校に1人の支援員といううたい文句で発足しましたよね。そうすると、さっき同僚の委員が言ったように、かなり多い人数のところでも配置されていなかったと。少ないところだったら担任の先生だけで済むからという評価の仕方をしていたと思うのですけれども、たしか制度発足したときは、1つの学校に1人の支援員といううたい文句だったような気がするのですが、その辺どういうふうになっているのかということをちょっと聞きたかったのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、支援員の賃金ですけども、日給で8,830円となっております。

それと、支援員の確保の部分ですけども、一応、要綱では教員免許なり保育士免許なり介護士免許なりを持っている方が原則という形にはなっておりますが、なかなか町内でそういった方を確保するのは毎年毎年ちょっと難しい状況で、現在も1名は町外から来ていただいている方がいます。これまでも町外から来ていた方は何名かいたという状況で、本当に支援員の確保については、毎年毎年難しくなっているかなというのが現状であ

ります。

それと、配置の考え方なのですけれども、当初、たしか私の記憶では標茶小学校に重度のお子さんが入学すると、それと同時にこの支援員の配置が始まったかなというふうには記憶をしております。その後、重度のお子さんを、これまでは特別支援学校ということで、当然、適正な就学ということで、こちらのほうとしても就学事務を進めてきた経過があるのですけれども、近年やっぱり保護者の方の意向が、地元の学校に入学したいという意向が強いもので、そういったお子さんをこれまで受け入れをしてきた。その都度、支援員を、これはマンツーマンで見えていかないとならない、そのところを補助していかないとならない、安全面もきちっと環境を整えていかないとならないということで現状の形ができ上がったということで理解はしております。

それで、特別支援学級があるところに1名配置ということではなくて、先ほど委員のほうからもお話があったとおり、私も先ほど答弁しましたが、基本は特別支援学級ができれば教員が1名加配になるということで、これは1学級8名までは1名という国の基準がありますので、それに基づいて教員の配置は進めています。そこでもって、先ほど申し上げました重度のお子さんを受け入れるに当たっては特別支援員が必要ということで、これまでそういった配置をしながら、現状の人数になってきているということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 特別支援員の認識が僕とちょっと違っていたので、それは改めてまた違う機会に質問したいと思いますが、これ、町外からの先生は、通いですか、移住ですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えします。

これまで町外の方は、皆さん通いで来られておりました。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 特別支援教育について、これは何ページになるのだろう、関係機関との連携や指導力の向上についての記述が書かれてあります。しかし、私思うに、一番肝心と思われる保護者のニーズに応えるための取り組みの内容や、保護者との連携強化、この記述がないのですが、これは日常、ふだんには行っていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

関係機関との連携では、特別支援学校からのパートナー・ティーチャーというのが、特

別支援学級を配置している学校で、例年、毎年二、三回ほどそれを活用しております。

そこで、専門の先生に来ていただいて、担当する先生方への指導助言も含め、保護者の方との面談等も行いながら、その子のニーズに合った形での指導をしていく。また、そういった専門の先生から助言をいただく、そういうようなことで進めているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 7ページに移ります。下段のほうに、学校における働き方改革の記述があります。ここでは「できるだけ解消できるように努めてまいりました」というふうな記述であって、必ずしも一定の前進があったという記述にはなっていないのですけれども、何か教育長のまなざしが厳しい。

それで、多忙化の解消について、こういう取り組みをやっているのだけれども、具体的にどういう前進があったのか、教職員自身が評価、改革できているなというような評価は何か聞いていますか、現場の先生方。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、この働き方改革につきましては、委員ご案内のとおり、今現在、国において各省庁で取り組みを進めているところでございます。

北海道、道教委においても、学校における働き方改革、これのアクション・プラン、いわゆる行動計画をこの3月に策定いたしました。内容的には、教職員の時間外勤務縮減に向けた業務改善、見直しの方向性、また、具体的な取り組み、数値目標等々が盛り込まれておりまして、その中でも町教委の役割ということで、町教委においても同じように、いわゆる市町村版の行動計画を策定するという示されておりました。現在、本町においても一定程度この行動計画はでき上がっておりますが、今後、これは学校に示しながら、現場の声も聞きながら、この行動計画に沿って、先生方の時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいく予定となっております。

現場の声という部分なのですが、これはいろいろとそれぞれの学校事情に応じて、これは何度もお話はしたかなと思いますが、これまでも取り組みは進めているところでございます。月1の定時退勤日とか、あるいは時間外縮減に向けたさまざまな取り組みということで行っておりますし、部活動の部分についても複数の顧問の配置ということで、どちらかに負担がかからないよう取り組みを進めているところでありますし、時間的にも週1回は部活の休養日ということでやっておりますし、土日の活動についても、以前は丸1日かけて活動していたのですが、現在は半日で終わるとか、いろいろそういった細

かな取り組みを進めながら、なおかつ、先生方の意識改革も含めて、今現在、各学校でその学校の事情に応じて取り組みを進めているところです。

現場の先生方の生の声というのは、なかなかちょっと聞こえてはこないのですが、そういったことで、一気に進みませんが、少しでも今回のこの行動計画も生かしながら、今後も引き続き先生方の時間外勤務の縮減に向けて、各校と協力しながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今の問題で言えば、現場の先生方の実感、それがどうであるのかってということが一番なのです。これはまた別の機会に聞きたいなというふうに思うのですが、一方的にこういうふうに与えて、これでどうだ、これでどうだというメニューを出しても、現場の先生方がどういうふうに感じているのか、実際に余裕のある時間がとれているのかというところが、やっぱり実績であり、成果であると思うので、それはわかりました。ちゃんとつかまえていないということでもいいのですね。つかまえているのか。

○委員長（黒沼俊幸君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

それで、ただいまお答えしました本町の学校における働き方改革の行動計画、その中で、内容的には道のアクション・プランに準拠した形ではありますけれども、それぞれ本町の実情に応じた取り組み内容も付加しておりますので、今後、この行動計画の案をそれぞれ学校のほうにお示して、それぞれの各学校のほうから、先生方の声、現場の声を聞きながら、それでもって本町にとっての一番いい方向をつくっていききたいなと、そんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） あと少しで終わりますので。

自立ヘルパーの派遣について、これは本町でも、私たちの町で非常にすぐれた施策であるなというふうに私は思っているのですが、これは4ページにかかわってなのですが、自立ヘルパーの派遣で536万8,000円というのは給与のことでしょうか。それが1つと、実績はどのような概括、内容になっていますか。

今、言った金額は13ページに載っているのです、下のほうに。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 13ページの自立ヘルパー派遣の件でございますけれども、これにつきましては、75歳以上の自立世帯、高齢者世帯、基本的には単身世帯あるいは夫婦高齢者世帯につきましては、町のヘルパーが戸別訪問しまして、基本的には、その世帯

状況を確認してきます。健康状態であるとか、困り事、心配事等を聞く中で、また、それに付随してチェックリストに記載の上、介護保険等につながるか、つながらないかというような部分を調査しながら、把握してきている状況でございます。これによって、チェックリスト等で、やはり不安がある部分については介護保険につなげるというようなことになってきております。基本的には、この部分の事業費については、ほとんど人件費ということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 基本的には介護保険を使っていない方々への訪問だと思っておりますけれども、実績ということで、全世帯、全員を対象に年間を通して、これは行っているということによいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） 基本的には、町内にいる全世帯を、把握できる部分につきましては、その世帯について入ってきております。ただ、戸別訪問する件数につきましては、その世帯の状況によりまして年1回だったり、月1回程度、2回程度というふうな区分はしているところでございます。

（「以上です」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） まず、2点ほど聞きますが、財産に関する調書の中で、1ページ、総括、公有財産等でして、これ有価証券というのがございますね、（3）番の有価証券。これは、ずっと前から私も、そんなに流動的になっていないということで、行政が所有している有価証券のあり方というのは、この決算時期で、どのような状況なのかなということをお聞きしたいのと、この有価証券、株券、債券とかいろいろありますが、行政ですから資金運用の目的ではないと思います。しかし、この有価証券の運用状況というのは、どのようになっているかと、その目的とするところの。その辺の、ちょっとそこだけまず聞いておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） ただいまご質問にありました運用状況についてですが、記載のとおり全て株券になってございます。株は、4社の株を取得しているわけなのですが、特にこの株券で何かを、株ですから収益が上がって運用するとかなんとかという部分ではないかと思いますが、その運用状況等については、ちょっと今ここに資料等はございませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それは後ほどできればお聞きいたしますけれども、今言われた4社の株を持っていかれて、株ですから、この処分方法というのですか、行政が証券を持っただけで、ずっと未来永劫持っているわけではなくて、当然。今の行政もずっと引き継いで所有していると。そのあり方というのが、いつか処分するとか、例えば株ですから価値観というのは当然出てくるわけですから、そういう目的的なものというのは、どのような見解を持っていらっしゃるのかなと、ちょっとそこだけ見解をお聞きしたいのです。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 今のご質問についても、後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それは後ほどお聞きいたすことにいたしまして、ではちょっと前後しますけれども、山林について、同じ1ページの総括で山林部門、よろしいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） いいです。どうぞ。

（何事か言う声あり）

○委員（平川昌昭君） 後ほど聞きますけれども、いいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） いや、次の質問はいいというふうに私は言っています。

○委員（平川昌昭君） 委員長、山林部門よろしいですか。

○委員長（黒沼俊幸君） はい。

○委員（平川昌昭君） この山林部門の面積等は計上されているのはわかります。この立木の推定蓄積量というのは、実は蓄積量というのは75万立米ですよという、このあらわしかたの表示の仕方というのは、ただ単純に標茶町の町有林の立木は75万立米ですよ、これ漠然としていて、意外とこのままの数字なのだという解釈にとどめるだけなのですが、推定蓄積量というのは、樹齢とかそれによってかなり変わってきます。経済的な効果もありましょう、経済林的な考えもございしますが、この蓄積量の算定的な基礎というのはどのように出してきたのかということ、そこをちょっと知りたい。

（何事か言う声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時50分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほどの齢級別ということですが、押さえている面積等の中に林齢別あるいは樹種別に分かれておりまして、その中にある程度の係数を掛けた形での立木の材積を表示しております。

先ほど言いました、細かく齢級別に表示したほうがわかりやすいのではないかというお話がありましたので、今後そういうふうな表記ができるかどうか、担当課、管理課も含めて検討したいなというふうに考えていますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういう表示の仕方によっては、次の質疑等も入ってきますから、ぜひそういうふうに前向きに検討していただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほどの平川委員のご質問にお答えいたしたいと思いません。

先ほど私、4件の会社の株を持っているということで、お答えしました。

1件目は、標茶町観光開発公社の株でございますので、これは設立当時の状況等で、私ども町が約半分ということで出資しておりますので、現在、運用状況については、益が出ておりませんので配当等はございません。

それと、もう2件は空港でございます、釧路空港ビル、それと中標津の空港ビルの株を所有しております。これは、このビルが、空港ができた当時の設立状況で、管内で一応支援するという形で、それぞれの町村が株を保有して持っているということでございます。

それともう一件は、北海道曹達という会社でございます。これの取得の状況は、ちょっと古いものですから、よくは承知しておりませんが、全道的に、全道の市町村が取得して持っているということでございます。

ちなみに、この運用状況ということでございましたが、歳入の15款財産収入、1項2目の利子及び配当金の中の利子及び配当金で、空港ビルについては、この2件のビルの内訳はちょっと今押さえていませんが、配当金としては、空港ビルは4万2,500円の配当がご

ございます。それと、北海道曹達につきましては、1万2,000円の配当があるということでございます。

あり方、目的、今後の状況でございますが、今、空港ビルは民営化の動きもございしますが、直接その部分は来ておりませんが、今後、民営化になるとすれば、この株は処分しなければならないこと、譲渡しなければならないことになりますので、その段階で私どもの手から離れることになるかどうかというのは、その時点でまた考えていかなければならないかというふうに考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） この質問はもう一点だけ、今、事情を、株の状況、どこの所有しているとかをお聞きいたしました。最後のソーダというところはかなり古いということで、それは当然古くなれば何らの処置ということで、これはもう処分されたほうがよろしいのではないですか、そういう点では。先ほどの空港ビル等については、本町のほかに市町村の連携によって取得したと。公社につきましても、50%の保有ということは、これは話し合いで決められたことですから。でも、古いものについては運用目的でございませぬから、そういった面は意義があるのかという点での処理、処分、それはいかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

平川委員のご指摘のように、北海道曹達等々については、過去の経緯等については私、承知しておりませんが、何らかの理由があって先人がそういうぐあいに決定されたと思いますので、取得経過も踏まえてもう一回検証し、本町として持つことが適正か否かについては判断をしてみたいと思いますし、この件につきましては次の町長に伝えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況についての内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） これも1件だけお聞きしたかったのですが、継続費の報告書ということでございますが、この衛生費と土木費で、土木費のほうにつきまして、標茶中茶安別線道路改良と、これは当初、10年計画、10年のスパンで着工を始められて、はや何年経過しているか、5年以上たっているかなと思います。今の状況としては、10年のスパンで

順調に推移しているか、いわゆる進捗率というのですか、そういう工程につきまして、この29年度の中でどの程度の状況か、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 標茶中茶安別線道路改良事業の進捗状況についてご説明いたします。

本事業は、町道標茶中茶安別線、全体延長が1万2,590メートル、この延長の路線を防衛省所管の補助事業によりまして、改良舗装する事業でございます。

第1期計画といたしまして、平成19年に着手しまして、19年から27年までの10年間で延長5,560メートル、これを実施いたしました。現在は第2期計画に入っております、こちらにつきましては、残り延長7,030メートルを平成27年から平成36年までの10年間で計画して、現在、実施中であります。

進捗状況につきましては、平成29年度の継続費の精算までの延長としまして、7,030メートルのうち1,611メートルを完了いたしております。全体延長の計画延長から23%実施しております、ほぼ計画どおり推移して実施している状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 36年までの計画を持たれているということで、一番懸念されるのは、ずっと社会状況を見ていますと、工事に当たって直接的に燃料費の高騰ですとか人件費の高騰等がありまして、工事費等についても、どんどんはね返ってきているのではないかと、そういう懸念があるのですが、そういう工事費とのバランスというのは、どのように捉えているかと。その都度その都度スライドして、いわゆる物価変動に合わせてスライドしながら見直していくのか、経費率なんかどんどん変わっていきますね。今、まさに人材不足でどんどん人件費が高騰していく、あわせて急激な燃料高騰によって見直しをしていかなければならない時期というのが必ずや出てくるのではないかと、それがおのずから工事費にはね返り、補助金等々においてもどのように変動していくか。防衛省絡みの大変優先度の高い工事だと思います。その辺の考え方をこの機会にお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 工事費の高騰につきましては、委員ご案内のとおり、現在、燃料費、人件費とも上がっております。毎年、北海道のほうから指名されます作業員単価、見積もり、工事の施工、歩掛かり表を使って適切に現在の最新の単価で積算しているところでございます。

事業費全体としましては、当初の事業費が12億9,000万円、正確に申し上げますと12億9,297万円の全体事業費で、第2期計画はスタートいたしております。それについては、

今までのところ、今の状態では、現在、見直してはおりません。今後、このような今までの実績等を踏まえまして、残事業費及び残延長の状況を見ながら、防衛省のほうと事業計画費の相応の見直しというのが考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定8案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 1番、櫻井ですが、先日もちょっと質問したのですが、酪農センターの管理委託に関することなのですが、虹別酪農センター及び磯分内酪農センターがあるということはわかりました。酪農センターの中で虹別は、地元の振興会に頼んでいるということも説明され、磯分内は直営で行っているという回答でしたが、なぜこのように同じ酪農センターであるのに委託先が違うのか、そこをまず伺いたいということが1つと、今後も今までと同じような方法を続けていかれるのか、あるいは今後はもうちょっとそれぞれの振興会だとか、そういうところをお願いしていくような方法も考えておられるのかとか、もう一点は、委託料の支払いについては、毎月払っているのか、それとも1年分一括で払っておられるのか、そのまず3項目についてお伺いしたいということでございます。

そして、あと2つは、これを聞いてから質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

まず、酪農センター2つの施設についての管理業務の方法なのですが、虹別、磯分内いずれも以前は直営で管理及び清掃もしておりましたが、虹別については、非常勤職員の方が退職を迎えると同時に、それまで地域からの要望もありました酪農センターの開館、例えば土曜日、日曜日、祝日とか、そういった休館日に対する特別開放とか、地域の行事等で、何とかそういった施設を開放できないかといったところを考えたときに、職員対応では勤務上の関係もありまして、なかなか難しいと。そういったところで、その機会に民間の活力を活用した外部委託の方法を検討した結果、虹別については、虹別の連合振興会が受けていただけるということで、そういった方法をとってきました。

磯分内につきましては、現在直営であります。この施設についても臨時職員の対応でこれまでやっておりますが、いずれは退職年齢が来ますので、そういった時期までに虹別同様に、できれば地域の中で賄っていただけるかどうかも含めて振興会と協議をしていく必要があるかなというふうに考えております。

委託料の支払い方法につきましては、年度当初に契約を結びますので、1年間の契約料ということで支払っております。

以上です。

○委員（櫻井一隆君） ありがとうございます。磯分内については、今後も虹別同様な振興会対応を含めて流動的に考えていきたいという答えでよろしいかと思います。わかりました。

同じように、管理委託しているところに阿歴内地区に夢広場というところがあるのですが、ここの管理委託料というのは、前にもちょっと私も一般質問でしたことがあるのですが、夏場においては阿歴内の振興会にお願いし、冬は阿歴内地域振興会が民間に管理委託をしているように伺ったのですが、この委託料というのは何ぼぐらい、これも一括で当初に支払うということですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

今、夢広場というか農村公園だと思いますが、農村公園の管理ということでご質問あったのですが、以前ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、年間を通して維持管理につきましては、振興会のほうにお任せしているということになっております。

委託料につきましては、ちょっと今、金額はすぐ出てこないのですが、月の管理報告等をいただいております関係上、月割りで支払いさせていただいているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） そうしたら、それぞれの所管において年間で一括で払うときもあるし、月別で農林課の場合は払っているということでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 支払いの関係なのですが、実際に管理委託の委託料につきましては、中山間事業のほうで支払いをしております、支払いの方法も中山間のほうは、契約が、先ほども言いましたが、毎月報告が上がってくるという関係もありまして、毎月支払いをしているということで聞いております。中山間の事業の中から農村公園の委託料を支払っているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 今、中山間事業でこちらは払っているということで、中山間の中の委託経費で見ればいいということなのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

中山間の取り組みの中に地域全体で取り組む事項というものがあまして、その中で農村公園の維持管理という部分で支払いをしているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 中山間の中で払っていくということで、それはわかりました。今後もしそういうことでしょう。

ちょっとこれは、今やっているのは29年度の予算なのですが、ついでにちょっと、どうせ聞かないとならないことなので、聞いてしまいます。

というのは、ここで、農村公園の中で町の馬3頭を飼われているわけです。その馬に関する委託管理も含めて、この中山間で払っているのかというふうに理解をしましたが、過日、ここにいる3頭のうちの1頭が死んでいるわけなのです。その報告がまだないのですが、これは29年度の話ですから出てこなくてもいいのですけれども、こうなってくると、その馬の、どこか穴を掘って埋めるとか、そういうことにはならないと思うのですが、その死んだ馬の処理や何かはどのように現在になっているのか、ちょっとお聞きしておきたいなと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

農村公園の管理の中での、今、農林課長が答えた馬の管理の委託料もというご質問もあったのかと思いますが、馬の管理につきましては、地域振興会のほうで町の牧場で持っていた馬3頭をかりたいと、それについては、地域のほうで乗馬等々に活用するというところで、その管理経費等々についてお支払いをしているわけではございません。それはあくまでも地域のほうで使うということで、馬の管理も自分たちでやっている、振興会のほうでやっているということになります。

先ほど質問のありました1頭亡くなったという、死んだということがあります。経過といたしましては、9月の29日の早朝に地域の振興会のほうから、馬1頭が亡くなったという報告がありまして、どういう処理をしていいかという問い合わせもありましたものですから、町所有の馬でございます。地域のほうに貸し出しているだけのものですから、町の所有物でございますので、死んでしまったものですから、へい獣処理のほうに回しました。それについては、獣医師の検案等が必要なものですから、阿歴内のNOSAIさんのほうにお願いをし、獣医師に検案をしていただいて、その指示書のもと、鉏路の業者のほうに、へい獣処理のほうに回して処理をさせていただきました。

なお、その経費につきましては、町所有物でございますので、町のほうでお支払いをするということになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 9月の29日に1頭死んだと、こういうことですから、そのとき、これは早朝に発見したということですが、もう既に発見したときは死んでいたのか、それとも獣医を頼んで何らかの処置しながら、その中で命が絶えていったのか、そこが獣医の死亡診断の書面なんかもあると思うので、わかれば教えていただきたい。そしてまた、馬のへい獣処理というのはどのぐらいの金額がかかるのか、牛は大体わかるのですけれども、馬はちょっとわからないものですから。今後また、馬ほか2頭がいますから……

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井さん、お話し中ですがけれども、29年度の決算から外れていますので、簡略に終わらせてください。

○委員（櫻井一隆君） わかりました。これで終わりですから。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） 済みません。先ほど櫻井委員の契約料の支払い方法について、一括支払いという説明をしたのですが、誤りまして、年間契約の委託料を12カ月分に分割して毎月の実績で支出をしている支払い方法です。

終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 馬の経過についてというご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

どういう状態で亡くなっていたか、状態だったかという、詳しいことまでは私ちょっと経過として承知していないところもあるのですが、こちらに報告いただいた時点では、朝の時点でもう亡くなっていたということでお聞きしました。平成6年生まれの馬でございます。高齢でございますので、多分朝見たときには倒れていた状態だったと思います。その上で獣医師を呼んで、もう既に亡くなっている状態だったので、検死という状況になったという経過であります。

なお、へい獣処理の費用ですが、ちょっと手元に資料、請求書のコピー等々を持ってきていないものですから、詳しい金額をお答えできないのですが、それほど高額な、牛等々と変わらない金額、二、三万円のはずだったと思います。そういう状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） わかりました。私は、こんなところでやめておきます。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） まず、屠畜場の問題ということで、釧路・根室管内を含めて標茶町においても農業振興に大きな期待をしたにもかかわらず、凍結になったということがあったわけですが、我々全員協議会なんかの中では余り詳しく話が聞こえてこなかったという点がありますけれども、ただ、これに関しては、費用等については、恐らく茶安別にボーリングをしたやつが1,300万円くらいと、その調査費用や何かについても四、五百万円というような形の中でやっていたと思うのですが、町長もあと何日もないですから、その辺のところを我々にはっきりと示していただきたいなというふうに思うのですが、この各町村のこれにかかった費用の配分については、どのような形で整理されているのかお聞きをしたいと思いますけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

実は、委員ご承知だと思うのですが、事業推進室で行っていた事業でございますが、ことしの3月をもって事業推進室が廃止になったということで、その後の事務を当初畜産係で担当していたということもありましたので、農林課のほうで引き継がせていただいております。

今の調査費用の関係でございますが、農協の組合長会と町と協議いたしまして、今までかかりました委託業務について、どういう負担をするかということをお話し合いまして、覚書を交わしております。それにつきましては、30年の3月8日付で町長、鉏路地区農業協同組合長会の河村会長、根室管内農業協同組合長会の原井会長の三者で覚書を交わしております。その中で、かかった経費につきましては、応分の負担をいただくというふうな話になっております。中身につきましては、平成26年度の地質調査については、かかった経費の2分の1を負担していただく、平成27年のボーリング調査につきましては3分の2を、応分の支払いをいただくというふうな覚書になっております。

金額につきましては、平成26年の地質調査につきましては、468万7,200円の2分の1ということで、234万3,600円を負担していただくということになっております。また、平成27年のボーリング調査につきましては、1,021万6,800円の経費がかかっていて、その3分の2、681万1,200円を組合長会で持っていただくということになっております。

なお、ただいまのボーリング調査の金額につきましては、平成29年度に支払いをしていただいております。これにつきましては、30年3月23日に収入をしているところでございます。また、30年度負担額を支払いしていただきます先ほど言いました234万3,600円につきましても、これも既に納入をしていただいております。これにつきましては、9月10日に収入をしているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、詳しくお話をいただきました。ということは、これは、かかった経費等については、素直に解決済みだということですのでよろしいですね、とりあえずね。そういうことですね。いいですね。

それと、凍結と我々は聞いているわけですがけれども、凍結ということはゼロではないだろうというふうに判断するのですけれども、この辺のところ、町長として、凍結になった段階でどう考えたのですか。どう思いましたか、正直なところ。凍結だと言われたときに、あれだけ皆さん一生懸命頑張ってもらっただろうと思いますけれども、それなりの努力もしていただいたことは事実だと思いますけれども、ただ、そのときに本当にどのような感じになったのか、ちょっと聞かせてください。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この案件につきましては、この間何度も申し上げますけれども、管内の農協組合長会さんのほうから、この施設が必要であり、標茶町に協力してほしいということで、私どもとしては同じ意見でありましたので、最大限努力しましょうよということで進めてき

たわけであります。それで、組合長会さんのほうから凍結はしたいということですので、私としては、それはいたし方ない問題だというふうに、凍結ということですから、いつの時点かでそれは解けるかもしれませんけれども、それがいつの時点かということは、それは申し上げられないと思います。

だから、こういった方向といいますか、こういったスキームで進めることについていうと、もう一度これをというのには、これはかなり困難な問題だと。それと、この間の経緯として何度も申し上げておりますけれども、経緯として、漁協さんのご意見を伺い、また、全体でやるという中で、ある町村から反対という声があったと。この経過を踏まえれば、将来的に管内でやっていくということが、どれほど困難なことになるかということが容易に想像できるのではないのかなと思っております。ただ、世の中の状況等が、今後どのように変わるかというの、私も全然想定できませんので、何とも申し上げられませんけれども、一度凍結という判断をされた、その理由を踏まえたときに、これからもう一度というのには、かなりといいますか、至難のわざではないのかなと、そのように判断しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 町長がそういうふうにおっしゃることはわかりますけれども、そうすると、それだけ至難のわざだということであれば、凍結でなくて結果的にはもうゼロになったというふうにしたほうが、まだ我々としてははっきりするのではないかなという思いもありますけれども、一縷の望みをやっぱりかけるような形になると思いますけれども、当初はそれなりに法的にも何にも問題はなかったというふうに聞いていましたから、そうであれば、それをどうしても実行するという意欲があれば、もっと強くできたのかなと、正直言ってそういうふうに思いますけれども、今となってはいたし方ないわけですがけれども、いつかまたこれがぶり返って標茶町がやるというような状況が起きるかどうかはわかりませんが、とりあえずそれについては、半分は期待をしながらいようかなというふうに思っています。いずれにしろ、この屠畜場の問題については、これで終わりたいと思います。

次に、6月の段階で私は、一昨年の水害の段階で排水機場ということを申し上げて、標茶町を救うのには、この機械しかないだろうということで、我々も池田のほうまで排水機場を見に行ってきたわけですがけれども、幸いに、どう言ったらいいかわからないですがけれども、道新に釧路川氾濫の対応、万全にということで載っていましたがけれども、タイムラインの試行版が完成したということで出てきたのですけれども、このタイムラインというのは、どんなものなのかちょっとわからないので、これについてできればちょっと説明を

していただければと思うのですけれども。これ関連するから話をしているので、きょう、この部分としてはできないというのであれば、それはそれでいいのですけれども。私も、きょうのことだから、ちょっとどうかなと思ったのですけれども、ただ、水害に関連をするのでどうなのかなというふうに思ったのですけれども、言えないのであれば、別に話を進めます。

(何事か言う声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） 29年の決算のみお願いしたいので、30年にかかっている排水機場の部分は言わないで、29年の部分だけ質問してください。

○委員（後藤 勲君） きょうの分のやつはだめだということでしょう。

○委員長（黒沼俊幸君） そういうことだ。

○委員（後藤 勲君） だから、排水機場の問題は構わないわけでしょう。

○委員長（黒沼俊幸君） そうです。29年に関する部分だけ。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

ということで、とりあえず排水機場がなければだめだということなのですから、これで国に要望するということが、これは緊急な状態なのですから、これについてどのような国との対応をしてきたのかということ、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

(何事か言う声あり)

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤さん、今、特定に排水機場という言葉が出ましたが、水害の関係のことを言われているのではないかと私は察しているのですが、その辺の質問と受けとめていいですか。

○委員（後藤 勲君） そうですよ。

○委員長（黒沼俊幸君） そういうことで、ご答弁をしてください。

総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

29年度中ということで話を起こすときに、30年3月の融雪大雨の災害に起因してということになるかと思いますが、実はタイムライン自体については、29年の11月に1回目の検討を始めております。それは、一昨年、28年の台風の災害の反省のもとに、どうすればスムーズな避難誘導ができるのか、被害を最小限度に抑えることができるのかということを検討あるいは関係機関との協議をする中で、アメリカのほうでつくられたものとしてタイムラインが紹介されました。大型ハリケーンが来たのだけれども、ハリケーンが来る前に地区の住民を避難させて、死傷者を極力抑えた、そういう事例があるのだという紹介を

受けて、29年11月の1回目の検討会から始まりまして、検討を重ねて、委員ご指摘のとおり、きょうの新聞報道にあったように完成をしたという経過になっております。

それから、排水機場のほうは、委員から紹介された折には、正直申し上げて私自身、排水機場に対する知見は持っておりませんでしたので、終わってから排水機場のことを調べ、そして対象が釧路川であるということで、釧路開発建設部のほうにも相談に伺っております。その中で、途中なのですが、期成会関係の要望に上げるか上げないかというような相談も持ちかけられたのですけれども、まだそれについては内部体制が整っていないということで、待ってもらったような状況であります。

開発建設部との協議のほうなのですが、そちらについては今のところ、事務レベルの相談あるいは協議という状況であります。排水機場をつくる場合、かなりの事業費になってしまうというのが1つと、それからその事業費を調達する際に、いわゆるB/Cです、費用対効果の部分が非常に強く求められるものだという、そういう説明を受けております。そのケースを本町に当てはめたときに、被害額が大きく出ないと、要は大きな金額を要する排水機場を整備するまでの被害実態にないのではないのかというような、そういう話がありまして、ちょっと難しさを感じているところであります。

それから、排水機場なのですが、今までの間、調べたり、あるいは教えてもらったりした中では、必ずしも万能選手ではないというようなところもお伺いしているところであります。と申しますのは、3月のように避難指示を出さなければいけないような水位になってしまったときに、標茶の1つの樋門の水位だけを判断して、いつまでも水を排出することができるかという、判例として下流域の住民から損害賠償を求められたときに、その排水機場を動かしたために被害が大きくなったというようなことで、裁判になる可能性があるというようなこともお聞きしておりまして、なかなか難しさを感じているところであります。ただ、一定程度のところまでは内水氾濫を未然に防ぐ効果は間違いなくあるのだろうというふうに思っております。

済みません、ちょっと話が29年度だけではなくて、あるいはごちゃごちゃになってしまうのですが、今、防災担当のほうとしては、水害に関しては、釧路川の外水氾濫対策と、それからオモチャリ川などの内水氾濫対策の2つに切り分けて考えるべきではないかなというふうに考えております。釧路川の外水氾濫、釧路川本流の破堤などによる水害については、今、釧路開発建設部のほうで堤防の増強について検討に着手していただいておりますし、それらを中心に進めるべきなのかなというふうに考えているところであります。また、内水氾濫については、建設課、水道課と連携しながら、市街地に水がたまりにくい仕組みづくりというものが必要なかなというふうに考えております。また、それら

ハード的なもののほかに、今回のタイムラインを、本を活用しながら、住民の生命、安全を守る、そういう取り組みにつなげていければというふうに思っております。

以上が、29年度に起きた大雨融雪災害を受けての、この間の対応であります。

それから、済みません。タイムラインの説明がちょっと簡単過ぎたかもしれないのですが、日本語に訳すと災害予防計画という言われ方をしております。これは事前に察知できるものについて特に有効だというふうにされておまして、例えば台風であれば進路予測が立って標茶のほうに来ると、そうすると3日ぐらい前から準備に入るという、そんなような形でつくられております。

ですので、地震に関して言うと、なかなか事前予測ができないものですから、タイムラインの適用というのは難しいかもしれないのですが、ただ、水害のタイムラインをつくった過程の中で、災害が起きた後にどんなことをしなければいけないのかということ、事前にピックアップして、そして、それに順次対応していくという部分では、発想としては適用できるものでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今いろいろ話あったのですけれども、タイムラインについてはことしのものだからという話で言っているから、私は言わなかったのですけれども、そちらのほうから話が出てくるからあれなのですけれども、この問題について、何ぼこれが確立されても、例えば標茶の左岸に水がついたときに誰が何をどうするかと書いてありますけれども、実際にはそれより先に水がまずあふれてきてしまったときには、誰が何をどうするか何も関係ないのだろうと思うのですよ。考え方によっては、そしてその費用対効果ということを考えていくと、この右岸側には官庁、いろいろありますよね。でも、向こうにはないから、そうしたら結果的には20億円も30億円もかけてやることが費用対効果として、それだけの値があるかという判断になってくると思うのですよ。そうすると、常に人の命は地球より重いとかなんとかということをやりますけれども、そういうようなもので判断をすること自体が間違っていると思うのですよ。まずは、外水氾濫が起きたときにどうするのかということを考えて標茶町は対応していかなければならないと思うのですよ。

ということは、これができるまでの間に、いろんなやり方があると思うのですよ。例えば、オモチャリ川が草が生えていっぱいになっていると、あれをまず清掃すると。それと、そのもう少し奥のほうまでオモチャリ川を、ああいう形の中で改修をしていくというようなやり方だとか、それだとか、例えば桜町、あの近辺に、前に私言ったことありますけれども、町内会に土のうを渡しておいて、どこかに砂でも置いて自由に持って行ってくださいと、そして自分のところを守ってくださいというやり方もあるだろうし、町としては配

水のポンプ車をもっと強力なものをやると。今、いつ来るかわからないわけですよ。今、役所に持っている3台のポンプでは恐らく対応できないと思うのです、借りてこなればできない場合もありますし。そうすると、もう少しそれに見合っただけの、そういうようなポンプが必要になってくるのではないかと思うのですけれども、町としては守るのはそういうようなことしかできないのではないかと思うのですが、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

貴重なご提言だと受けとめて、検討させていただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） オモチャリ川のお話が出ましたが、オモチャリ川にたまっている土砂につきましては、しゅんせつ工事を今年度から計画的に予定しておりまして、下流の漁組等の意見調整がありました。サケのふ化の関係でありまして、サケ・マスの関係で、11月以降の工事にしてくれという形で協議が調っておりますので、今ここについては11月以降の着工に向けて準備して実施する予定であります。区間につきましては、現在のオモチャリ橋、ルルラン通りにかかる橋から、道道のきぬた橋の間の区間からまずスタートして、何年かかけてになってしまいますけれども、河道の部分を広げる工事を継続しております。

以上でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） いずれにしろ、この秋にも水害が起きたときにはどのような対応をするのかということを考えると、やはり今言ったように、排水ポンプでもなければ対応できないのだろうなというふうに、私は思っていますけれども、その辺のところをきちっと頭に入れながら対応していただければなというふうに思っております。そうしたら、これはそれで終わります。

次に、私よく常盤のパークゴルフ場を犬の散歩で回りますけれども、いろんな意見が聞かされてくるのですけれども、その中で平成18年からですか、あそこはお金を取ってやっているように書いてありますけれども、標茶以外の人たちが回数券を買えないと、何でなのだというをよく言われるのですけれども、この辺についてはどういう形の中でそれを設定していったのかなということをちょっと聞きたいと思いますが、教育委員会のほう、どうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

平成18年の有料化の恐らく議論の中でも料金体系の細部にわたって議会とのやりとりをしていると思うのですが、まずは町民に対しては1回券、それから回数券、そういったものを利用できると。ただ、町外利用については、そこは一線、差別化を図って、町民に対しての待遇というのでしょうか、そういったもので、そういった形態をつくったというような記憶があります。

今ご指摘ありましたように、有料化になりましてもう12年たちまして、パークゴルフ場以外でも有料施設あります。そういったところからも、例えば回数券も含めてシーズン券とか、そういった形態もありまして、町外からの利用者に対して、もっと使いやすいというか、買いやすい方法、それによってその施設の長期にわたる利用が見込めるのではないかというような、そういった貴重なご意見もいただいておりますし、常盤パークゴルフについても同様に同じような、委員おっしゃるようなご意見もいただいております。

いずれにしましても、料金体系も含めて、施設の現況も含めて、実は昨年から社会教育委員の会の中で専門部会がありまして、その中で調査研究という項目を設けておりまして、その中で特に社会体育施設の有料化に伴う状況の検証と評価という、そういった調査を継続して、今現在も実施しているところで、その中にはパークゴルフ場、その他プール含めて、今、検証を進めている段階で、いずれにしましても、そういった総合的な町の体育施設だけなのですが、私どもの所管のある施設に対する使用料等も含めて、今、検討中ということをご説明いたしまして、回数券の町外の利用者に対する活用についても、含めて検討をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（黒沼俊幸君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 将来に向けて検討しているということでありまして、それはそれでいいのですけれども、やはり公認のパークゴルフ場ということであれば、やっぱりそれなりの人も来て練習もしたいと、まして、いろんな管内の大会もここであるようですから、それなりにやはり皆さん方よく使っているのかなというふうに思っていますので、できるだけそういうような形を考えていただけるように要望して終わりたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時59分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

総括質疑を行います。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、産業振興の部分で、近年の異常気象により被害を受けた私有耕作道を補修するため、支援をJAしべちやと連携して進めたという部分について質問させていただきます。

この私有耕作道の補修という点では、農地の中の耕作道を指すのか、それとも公道から施設地までの公道も含まれているのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

ただいまご質問ありました被災農道の関係でございますが、農道等の整備事業の関係につきましても、農協等と打ち合わせをしまして、その補助対象となる部分についてはどこまでの範囲かということで、すり合わせをしております。対象につきましては、農家の畜舎や圃場までの通作道路あるいは農家の牛歩道等の農業用施設、これは圃場は除くことになっております。または、農家がみずから維持管理している明渠排水等の農業用施設ということになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それでは、町道、道道、公道からそこを通過して畑に行く道路でのそういう被害を受けたという場合は、対象にはならないという理解ですか。耕作、畑に行く、そこを牛が通るといふ、重なるという意味かな。両方に使われるという、そこでの破損、被害に遭った道路に対する支援ということは対象外になるのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） 先ほどもちょっとお答えしましたが、生活道路の部分はまるっきり抜かされるということなので、例えば通作道路が生活道路とある程度若干かぶっているようなところは対象になるのではないかな、全面が、全部生活道路というふうに使っている部分については、この事業には含まれないと。例えば、国道、道道から畑まで行く耕作道路でしたら対象になるのではないかなというふうに考えています。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それでは、かぶるといいますか、両方に使用されている場合は対象になるという今のお答えですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、生活道路に限っての部分については、まず対象にはならないと思うのですが、一部例えばかぶる道路がもしあるとしたら対象になる可能性はある

かなというふうに考えていますが、ケース・バイ・ケースと申しますか、それによるのではないかと思いますが、今の時点では生活道路が、それには補助の対象にはならないということでもあります。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） その判断というのは、本人と申しますか、それが認められれば対象になるということ、本人がここも、耕作地に行くために使うし、牛も通るのだということの申請があれば、対象になるというぐあいに理解してよろしいですか。

（「ケース・バイ・ケースだって、だから」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

その本人が申請すればなるのかということではありますが、あくまでもこの補助の対象になるならないというのは、現地を農協職員等が確認しまして、その部分については補助の対象になるかならないかという判断をするかと思われまます。それで、その多重使用になるという判断をされた場合については、この事業の対象になるのではないかなというふうに考えています。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 次に、これは非常に地域の中で避難所と指定されている場所の中に設置されているピンク電話なり公衆電話のことについてお伺いします。

私どもの地域では、避難所に指定されている施設の中にピンク電話が設置されているのですけれども、常日ごろは非常に使われない状況で、緊急事態の発生時にということを考えて、今、地域の中でも迷っていることでもありますし、地域会の総会に参加していただいた町職員の方にこの実情を訴えて、これに対する対応をお願いしたいということがあったと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えしたいと思います。

ただいま委員お話しになられたことは、ことしの春に中虹別の地域会の総会に、町長、副町長が所用がありましたので、私が代理で出席した折に、その中で地域の方のお話として出ておりました。その部分は持ち帰って、災害等ということでお話はされていまして、交通防災のほうとも一応確認はしましたが、ピンク電話は地域が設置しているものでございますので、地域の責任によるのかなというふうに考えております。

公衆電話ですか、電話を設置した時代背景と現在は全く違って、今、個人個人のポケッ

トの中に電話が入る時代になっておりますので、直接町のほうでピンク電話がなかったら連絡がとれないかといったらそうではなくて、比較的、地域の責任者、会長さんなり副会長さんなり等と直接やりとりもしている部分がありますので、災害のためだけにそこに置くという部分では考えていないというような防災担当の係長の話ではございましたが、正式な部分ではないです。私、その総会に出席して、そういう話が出ていたぞということを話した中で係長と話した内容でございます。地域の自費でと私も聞いておりました。全く会館でその電話を使う人はいないと。何かがあった場合、そこは町の避難所になっているので、避難所に避難された方への連絡のために町がそこに電話をかけてくるのではないかというような話でございましたが、直接そのピンク電話がなくても支障がないとい部分でございましたので、ちょっとその辺の扱いは地域と、まあ町が何が何でも置かなければならないという考えではないと。

実際にもう公衆電話というか、ピンク電話もない場所もあるというお話でございましたので、その辺は、もともと設置していて、その使用料はピンク電話の設置費のほかには使用した使用料が、要するに10円なら10円とか入っていますので、その部分の余剰部分が出れば、それは地域のほうで使えるという部分も当時はあったかもしれないですけども、今、委員おっしゃったように今は使う人も少ないということでございますので、その辺は地域の部分も、とるとい部分があれば、とっていただくのがいいのかなと。防災上の部分で、そこに避難された方や何かに連絡する場合は、当然、地域の会長さんなり副会長さんなりという部分で、地域の役員の方もそこに多分来ておられるでしょうから、直接その方に電話をするような形になるのではないかというお話でございました。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 先日のブラックアウトのときには、みずからの携帯電話なんかも一切使えなくなったという状況に陥った中で、実際あそこのピンク電話を使ったわけではないのですけれども、冷静に考えてみたら、あのピンク電話は生きたのではないかと、使えたのではないかと、そういう思いからこの質問をさせていただいたのですけれども、そういうことも考慮していただけたらというぐあいに思うのですけれども、どうでしょう。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

もともとの集会施設の部分については、企画財政課長の範疇であります。今は町の施設というよりは地域の施設ということになっておりまして、経過があってピンク電話が置かれたと。この状況の中で、非常時の情報伝達手段として有用であるというところで、町のほうで何がしの採用ができないのかというようなお尋ねだと思います。ピンク電話が置

かかれている避難所に指定の集会施設がどれほどあるのか、正直、電話の設置者は町ではありませんので、詳細に把握しているわけではございません。

ご指摘の情報を伝達する手段として、委員ご指摘のとおり、携帯電話も長時間の停電の場合についてはダウンもするというようなことがありますので、活用をし得るものの一つではあるのかなというふうに認識しております。今後について少し検討させてもらいたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういうことで、地域のほうにはお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから何点か昨日の質問についてお話をお聞きしたいと思います。

まず最初に、事項別明細書の中で、収入の部で15款2項1目の中で、土地売払収入の未済額が17万5,766円出ております。これは、私もずっと調べましたら、5年間同額であります。なぜ、このようなことになっているのか、まず1点お聞きしたいと思います。財産収入です。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

収入未済額の17万5,766円、土地売払収入に関しての金額でございます。こちらに収入額として計上しております金額につきましては、川東地区の区画整理事業、こちらの事業の中で行いました際に、つけ保留地という土地が発生しています。その部分の処分代金が未納になっている部分でございます。

これにつきましては、つけ保留地といいますのは、区画整理事業を行う際に、その地区内の土地所有者から、まず土地を提供していただきます。そして、その地区内に道路、上下水道を整備しまして、区画を整理して再配分するわけでございますが、提供していただいた土地の価値が上がることから、面積は減歩して配分することになります。そのそれぞれの土地所有者と、減歩された土地の面積で了解していただくか、また、所有者によっては減歩された部分の土地を購入していただくか、そういった2択の協議ということで進めることになっておりますが、ここの土地、売り払い未収額の金額につきましては、当時、保留地を取得したいということで、保留地の処分分を、売買契約を結んでおりましたが、

その売買契約を分割して支払う際に、途中でその所有者がかわったということもありまして、あと、それを引き継いだ方が生活が苦しいということから、その支払いが滞って滞納している、その金額でございます。この件につきましては、その後も個人と交渉等を進めてまいりましたが、その部分でいまだに支払いが済んでいない状況でありまして、5年間にわたって同じ金額で残っているというような状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 状況はよくわかりました。その中で、土地の所有者がかわって、苦しい生活の中でのご本人の意向を確かめながら交渉を進めているということで、理解はしたいと思いますが、決してこういう場でもって臆測では私は物は言えませんし、多分、課長も臆測では物は言えないと思うのですが、5年間この交渉を当然していると思うのです。その中で、どうしても解決ができないというふうには思いませんか、思いますか。それだけ今回お聞きしておきますが。

○委員長（黒沼俊幸君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 地道に本人と話し合って、その分割金額を減額しながらでも、引き続き分納の部分で協議を進めていって、これからの支払い交渉についてしたいというふうには考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ぜひ、そのような方向での解決を望むところでございます。

同じく、19款の諸収入の中で、雑入で4項2目でもって24万3,841円の収入未済額がございます。これについての説明をお願いいたします。18ページ。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） この事項別明細のほうの調整をしておりますので、私のほうから一応お答えをいたしたいと思います。

まず1つが、電気利用料の現年分が3,900円、それと電気利用料の滞納繰越分が5,250円、それと高額医療費の払戻金の滞納繰越分が9万412円、それと町営住宅の営繕料、これの滞納繰越分で14万4,279円、合計で24万3,841円となっているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 実は私、この雑入が何なのかなとちょっと気にしていたわけですが、その上に4目で、いわゆる第三セクターの貸付金の元金収入1,000万円がございますね。これについて、昨年の決算委員会で同僚議員の質問で、もし入らなかった場合、町に戻らなかった場合の延滞金はどうなるのかという質問があったと思います。そのときの答弁ですと、この条例については3月31日でもって廃案になるということから、その滞

納利息はかけることができない、かからないのだという答弁だったなというふうに私は実は理解して、ちょっとここに去年のやつをメモしていたわけですが、しかしながら、確かにその条例の中での貸付金限度は、期日はありました。しかし、現実に29年度に入ったのは12月でしたか。となりますと、4月から12月を見ますと、約7カ月、8カ月の、いわゆる滞納金が発生するのではないかと。幾ら条例がなくても、町が某会社は無担保、無条件でもって1,000万円を貸し付けていたということは、私は、これは許されるべきものではないというふうに実は考えております。

したがって、その考え方について、会社側と行政側で何らその滞納金についてのことが話し合われなかったのか、それをまずお聞きします。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

町側と会社側との話の内容については私ちょっと把握しておりませんので、昨年の企画財政課長の答弁の中では、一応条例が失効しているので財務規則の規定によって管理するというような答弁をしていたかと思っておりますので、ちょっと私のほうでお答えをできる部分だけしたいと思います。

28年度の貸し付けについては、平成29年度で貸付条例が失効しております。財務規則に基づいて処理をさせていただいておりますので、私のほうで一応お答えしますが、平成29年12月20日に貸付元金の1,000万円、それと、延納利息6万4,849円を、12月20日付で受けております。元金は、ここに記載のとおり、19款3項4目標茶町第三セクター貸付金元金収入に1,000万円が記載されております。

延納利息につきましては、今、委員おっしゃったように19款4項2目雑入で受けておりますが、雑入の中に、この事項別明細では細かい部分が記載されておられません。間違いなく、この延納利息は6万4,849円受けております。

この延納利息の考え方ですが、当初、失効した貸付条例には延滞利息14.6%を徴するというふうに記載されておりましたが、委員先ほど申しましたように、条例が失効しておりますのでこの規定は適用できないということで、財産管理上にある財務規則の219条という規定を使いまして、「利息は、普通財産取扱規則第17条を適用する」と一応ありまして、この普通財産取扱規則第17条というのは、延納利率の規定が記載されているものでございます。これは大蔵省令で決められているものなのでございますけれども、この第1号に「財政融資資金の貸付金利に、10分の8を乗じ、0.9%を加えた利率」となっております。この財政融資資金の貸付金利というのが5年未満については0.01%となっております。この0.01%に10分の8を掛けますから、0.8を掛け、それに0.9%を加えると、0.908%ということにな

ります。0.1%未満は切り捨てというふうになってございますので、0.908の0.1%未満となると、0.008%を切り捨てるということになりますので、0.9%を掛けるということになっています。延納期間、4月1日から返していただいた12月20日までの263日分になりますので、263を掛け365日で割ったものが6万4,849円ということで、私どものほうに延納利息として会社のほうから支払いを受けているということでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長のほうから詳しい算定基準、さらには条例が消滅してもということでの話を承りました。初めて今、私の質問の中でお答えいただきましたので、実は私も安心しております。この件は終わります。

続いて、町有林の関係について、いま一度また、きのうに引き続いてお話を伺いたいと思います。

午前中、平川委員の蓄積量の関係についても、私のことしの6月の質問でもいたしましたし、それにお答えいただいておりますので、重複するようなことは避けたいと思いますけれども、しかしながら、単純に申し上げまして、27年、28年、29年、それぞれ毎年約2万5,000立方メートルが蓄積されております。その計算基準というものは、改めて私は今聞きません。午前中の平川委員へのお話で、私はそれでいいというふうに理解しております。

ただ、今回、894万円の収入が利息代金で入っております。昭和25年より68年間で約4,750ヘクタールを植栽しているわけでありまして、改めてお聞きいたします。29年度は、立米数にして何立米売り払いをしたか、再度お聞きいたします。その売り払った木材は、間伐材であるのか皆伐材であるのか、それによって樹齢年数をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほど言われました、平成29年度の立木売払収入の立米数ということでありまして、まず、これにつきましては全て素材ですので、切った後の素材の売り払いとなっております。立米数につきましては、合計で4,146.061立方メートルとなっております。中身につきましては、パルプ材が1,394.985立方メートル、残りが用材として売り払った面積となっております。2,054.165になるかと思っております。

あと、何か抜けているものはありますか。

（「まず、これでいいです」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君）　それで、今、間伐材か皆伐材かとお聞きしたら、素材だと言いましたが、素材とはどういうことでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君）　農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君）　間伐についてのお尋ねなのですけれども、切った後、間伐にした木となります。

○委員長（黒沼俊幸君）　本多君。

○委員（本多耕平君）　では、間伐材というふうに私自身、捉えていいのですね。

今回の売り払いの原木は素材であると、4,146立方メートルというふうにあります。私、3年間しかまだ調べておりませんが、毎年約2万5,000立方メートルが蓄積されているわけですよ。となりますと、単純の計算でもって、今回の素材の立米単価が6月にもお聞きいたしましたけれども、2,000幾らでしたよね。となりますと、毎年2万5,000立方メートルが蓄積されているわけですよ。総体で29年度の末では約75万立方メートルが、いわゆる自然林も含めて全てあるわけですよ。となりますと、私お聞きしたいのは、既に今までの質問の中で、いわゆる町有林については標茶町の森林整備計画に基づいてやっていると、これは町長の答弁でもいただいております。それで私も、先般、本町の森林整備計画はどういうものかということで、実は議長にお願いして取り出させていただきました。これはちょっと一晩や二晩で読み切れるものでないものですから、私も内容はよくわかりません。

したがって、お聞きいたしますけれども、この中に、いわゆる森林整備計画というもののほかに、森林経営計画というものがあります。さて、私が思ったのは、この森林整備計画と経営計画というものはどういうものなのか、まずそれをお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（黒沼俊幸君）　農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君）　お答えいたします。

森林整備計画と申しますのは、標茶町全体の木材、森林の整備に関する基本的な事項をうたったものでありまして、森林経営計画というのは、個人的な所有者が行うべき森林経営計画に基づいて計画を立てているものと、あくまでも、これは標茶町全体として考えている基本的な森林整備に関する事項であります。経営計画と申しますのは、個人所有の私有地、私有林に関するものをうたったものが経営計画というものでございます。

○委員長（黒沼俊幸君）　本多君。

○委員（本多耕平君）　と申しますことは、今、課長おっしゃられたように、本町における植栽地も含めての山林は、全て整備計画の中で経営をしていくのだという、個人の私有地については、さっき私もお聞きいたしましたように、課長がお答えになったように、森

林経営計画の中で、本町の個人経営の場合のものについてはこれでまとめていっているのだということで、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、標茶町全体としての経営の考えがこれに載っております。これに基づいた形で経営計画がつくられているということになっております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） となりますと、この中で、多分お持ちだと思うので26ページをお開き願いたいのですが、私、常に今までの議会の中で2回、本町の山林についての運用の仕方ということで町長にも質問をいたしました。私は、そのときには、これだけの資産価値のあるものであるがゆえに、本町としての資産運用を考えてはいいのではないかという何度か質問をいたしました。しかしながら、本町としては、いわゆる時の市場価値、いろんなことも考えれば、資産価値というよりも、本町の自然を守り、そしてまた、本町の豊かなこれを守っていくのだというような、そういう対極的なご返答をいただいたわけですが、（5）番目で、町有林の整備に関する事項の中で、末尾のほうに「地域住民が求めている公益性を重視した環境保全とあわせて、生産力の増高と総合的な機能の発揮に留意しつつ、町全体の発展のため、森林の有効活用を図ります」というふううたってあるわけであります。私、これで実は大変注目したのは、「地域住民が求めている公益性を重視し」というのは、これはどういうふうに捉えていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山裕次君） お答えいたします。

公益性というのはいろいろあるかと思うのですが、山地災害の予防ですとか、水源の涵養林として、森林の中に入っていく保養の関係とか、いろいろこの中に入っているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで、ごく普通の自然の森林のある姿だというふうに私は思いますし、自然を守る場合、あるいはまた山林を守る場合、やはり単なる公益性という言葉で言う、ただ益を求めるだけでなく、生産から来るもの、生活環境から来るもの、いろんなものがあると思うのですけれども、いつも言うように、これだけはいま一度お話をしたいと思うのですけれども、これだけの、ことしは75万立方メートルがためられています。町長が前に答弁なさったように、それを切ってまた植えていく、その繰り返しをしていくことによって自然環境を維持していくのだという、私は簡単に言えばそういう説明を受け

た気がするのですけれども、しかし、その切った木を、単純な販売ではなくて、私が思うには木材関係、林業も1次産業です。1次産業の中で、何か酪農と林業が好循環するような、いわゆる産業革命を本町としてできないものかと。せつかく75万、そしてまた約5,000ヘクタールの山林を持っている者が、単純な環境整備だけではなくて、本町における産業の維持に貢献できるような、好循環できるような施策を考えていただきたい。

特に今、酪農の中でも、いわゆる分業化が進んでいます。ご案内のように、大規模もそうです。育成する、そういう分業が行われていますし、大型化されている酪農牛舎の中でも、おがくずの量というのは莫大なものだと思うのです。前場長にも私お話しいたしましたけれども、なかなかそれだけの、本町には木材の、あるいはまた、おがくずの生産力がないのだというお話を聞いていました。ならば、これだけの資産がある、財産がある、立派なこの75万立方メートルの、あるいはまた当然伐期にも来ていると思うのです、68年間植栽しているわけですから。そういうものをやっぱりフルに利用しながら、酪農と林業を好循環させるような計画を今後持たれるか持たれないか、課長。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 森林総体に対する全般的なお考えだと思いますので、私のほうからお答えしたいと思います。先ほどから、委員、私のほうをずっと見ていらっしゃいましたので、多分私に答えるということではないのかなと思って。

ぜひご理解をいただきたいのは、経済性をまるっきり重視しろと言った覚えは、私全然ありません。ただ、歴史的にきちっと考えたときに、これは委員もご理解いただいていると思いますけれども、コッタロ分収林の整備のときに、どういったお話になったのか。林業基本法が新しくなりました、従来の経済林としてではなく、環境保全全体の中でという位置づけになって、先ほど課長が答弁をされましたように、公益性等々を重視、これも重視しなければいけないということ。ただ、あの当時の担当課の発想としては、30年たてば家が建つという話で植えたのにどうなっているのだと。分収林というのが国の詐欺事業だと新聞でたたかれたことがあるのも、ご存じだと思います。それで、私どもが考えたのは、やはり長伐期化、大径木化ということで、当時30年で伐期を迎えるということで植えられて、でもそれは当時の経済状況からいってそうはならない、経済というのは当然の話で、幾らで売りたいと、幾ら金かけたからといって、買ってもらえなければ意味がないわけです。

それと、やはり世の中の状況が、環境保全というものが非常に大きくなってきた。これは、農業にしても同じことだと思います。釧路湿原の自然再生事業が始まった。結局、産業で物を安く大量に生産することだけが使命ではないというぐあいに農業もなりましたし、

森林もなつた。そういった中で、今後どうやっていくのか。森林環境税というのも始まってきます。これはやはりどういうことかということ、森林の持つ多面的な機能に対して、全国民が負担をしようということでもあります、これから先どういった形になるかわかりませんけれども。

はっきり言って、例えばカラマツであれば50年というのは一つの伐期だということが想定できるかと思えますけれども、内地府県には杉、ヒノキというのがあります。これは100年、200年のお話なのです。だから、植えたときに幾らで買ってもらえるか、幾らで売れるかというのは、これはどなたも明確なものを持っていない。ただ、それが、木を植えて大きくなる過程の中で、いわゆる温暖化のガスの吸収源としての役割というのが非常に大きい。一番今問題になっているのは、地球全体で温暖化をどうやって防いでいくのかという話の中で言うと、森林の持つ可能性というのは非常に大きいであろう。だから、どういった中で私どもは森林をどうやって維持していくのか。確かに、先ほど課長が答えましたように、計算上はそれだけふえているかもしれませんが、現実問題として、ではそれを売るときに、切ったときに、この木はこれだけ大きくなっておくべきだ、計算上はこうだと、でも実際にそうになっているかと思ったら、それはなっていないことは、これはご理解をいただいていると思うのです。だから、そういった意味で言うと、私どもは材等については、当然、経済性も重視しながら考えていかなければいけない。

それと、先ほど言いましたように、バイオマスという発想が出てきました。これによって、今までの素材中心、パルプ中心からは、かなり違った意味合いが出てきて、逆に言うと材価が上がり過ぎて困っているという状況もあるかと思えます。

こういった社会的な状況というものを、ある程度私どもは見ながら、ただ、はっきりしているのは、切った以上は植えたほうがいいと。これだけは確かだと思いますので、そういった意味で、その時々々の社会経済状況をきちんと見据えて、いかに有効に森を育てていくのかという発想が、これからも重要ではないのかなということでありまして、決して経済を無視しているということではない。ただ、なかなか育てたからといって、それがコストに見合うだけの対価が得られるかということ、そういったものではない。世の中が変わって行って、木が大きくなることによって果たすべき役割というのがどんどん変わってきて、それに対する世の中の評価も変わってきている、そういうことだと私自身は思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 町長の拝聴をさせていただきました。このことについては、私、決して今の町長の考え方に異論を唱えるものではございません。

ただ、今このような町有林が完成されているわけです。今、この5,000町歩の町有林が完成されて、もうほぼ完成されると思うのです。68年間も植栽を続け、間伐をし、また木を植えて、その循環をしているわけですから、それを維持していくのは当然、今、町長がお答えになったような、いろんな時代背景はありましょう。森を、森林を維持するためにはいろんな考えが、これはまたいろんな議論をしていかなければならないと思うのですが、私がここでいま一度確認をしておきたいことは、その全てを経済的な、いわゆる経営をしろということは、私は今ここで申すつもりはございません。先ほど言いましたように、単純に言えば毎年2万5,000立方メートルの蓄積がされているわけです。そのうち、ことは4,000立米程度ですけれども。

したがって、そういう切ったものを、もうちょっと1次産業の中で循環させる方法を考えるようなことを、ぜひ、いま一度理解をしてほしいと、単純に素材であるからパルプに回すとか、あるいはまた、いい用材になるようなものをそちらに向けるということではなくて、例えば、今、町長がおっしゃったように、バイオマスの関係もこれから事業で出てくるとすれば、そういうやっぱり今後を見据えた、町長が言う時代背景に合ったこれからの森林のあり方ということ、いま一度私どもに理解できるような、ただ切って植えればいいのだということではなくて、そのような施策をやっぱり打ち出していきたいということを私は求めておきたいと思います。

この件について、いま一度、また町長ですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。委員のご質問が、将来も含めての考え方だということで私のほうから申し上げているわけであります。

言いましたように、その時々々の社会状況というものを踏まえながら、これ例えば、先ほど言いましたように、計算上はこれだけふえているけれども、実際に、ではどのぐらいふえているかというのは、これは切ってみなければわからない、これもご理解をいただけると思うのです。それを、どうやって使っていくのか。現時点におきますと、委員がご指摘になった、畜産業の振興のために、のこくずにすべきだというお話も、当然ある程度は考えなければいけないことだと。

ただ、それと同時に、私どもとしては、せっかくの財産をいかに、より適切な価格で売っていくかということも考えなければいけない。そうすると、今ののこくずで売ることと、例えばバイオガスの業者の方に売るということは、どちらが得かということになると、これはまた違う判断も必要だということだと思います。これだけのものがあるから、畜産業の振興のためにのこくずをとということになったときに、そこら辺の比較検討をして、

なおかつ例えばこちらのほうがマイナスであっても、町の畜産振興のためにこちらにすべきだと。実際にそういった業者もいるということであれば、それはその時々の方針判断になろうかと思えます。

したがって、私は今までも、だから、そういった意味で、売るときはできるだけ高くというのは今までも変わっておりませんので、これは議会でも随分ご質問を受けたことがあります。何でこんなに安く売ると。何回か、町外業者も入れたらどうかという提案を受けたことも実際にあります。ただ、町有林である以上は、やはりできるだけ町内業者に対する供給というものをまず第一に考えるということで、今こういった形になっていますよという答弁をしたこともあります。

だから、そういったことを踏まえて、やはりこれから先どうあるか、これは最終的には、私の任期はもう残り少ないので、新しい町長さんが決められることだと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私の思いも、あるいはまた町長の思いも、私は町長の思いもお聞きいたしましたし、私としての今の標茶の林業に対する、本町の持っている山林の有効利用に対する考え方は、多分、池田町長も最後に本多はこんなことを考えているのかということをお聞きしたいと思うので、ぜひまた別な機会に、今度は新しい町長になる、そのもとでもって、いま一度、本町における林業のあり方、あるいはまた本町の持っているこれだけすばらしい財源をどうするか、財産をどうするかということについても議論をしていきたいと思えますけれども、今、町長が私に答弁なさったように、逐次そういう方向性を考えながら林業を振興していくということを今ご答弁いただけましたので、ぜひ担当としても、今、私と町長の議論の中で得たものを、今後の林業の中で、あるいは次年度からの林業の施策の中で生かしていただければと思えます。ご答弁は結構です。

続いて、各集落にある集会所のことについてお尋ねをしたいと思います。

私も小さい若年のころでしたのでよくわかりませんが、多分という質問をここでするのは不謹慎かと思うのですが、昭和30年代に、各町内集落に集会所という、いわゆるコミュニティー施設を、多分、私の年からいえば高島町長の時代だと思っておりますが、各集落に小さなコミュニティー集会所をつくって、その集落でもって十五、六軒の方々がその集会所を中心にしながら地域のコミュニティーを回っていたというのは、私もその体験の一人であります。しかしながら、時代背景がこうなっております。人口減少、さらには集落が崩壊したところもございます。

その中でお聞きいたしますけれども、今はほとんど集落というよりも地域に大きなセン

ター、農村環境改善センターですとか公民館ですとか、いろんなものが建っておりますけれども、私が言う各集落にある集会所的な施設は、今、何カ所ございましょうか。そして、その運営の実態はどのようになっているかご存じでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

町で設置している施設以外で地域にある集会所、今はコミュニティハウスと呼ばれているものが37カ所ございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 私もびっくりいたしました。これだけ、当時は本町に、町政が、行政として集落の維持あるいはまた地域のコミュニティーのために37カ所もの集会所をつくったのかなという気がいたすわけですけども、その後、いろんな古くなることから改築が進み、さらには町から管理委託を、管理費を一括その集会所に、多分あれは100万円ちょっとだったかな、をいただいて、その集落でもって維持しているところがございますけれども、しかし、この37カ所の集会所のうち、全く使われているか使われていないか、これは町のほうでは把握しておりませんか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 現状、その施設を日常使用しているかどうかという部分の把握については、私どもでは行ってはおりません。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、私先ほど言いましたけれども、行政でもってこの37カ所全てを維持管理するのは大変だということで、さっき私言いましたように、地域に多分100万円か幾らの維持管理費を預けます、したがって地域でもって管理運営してくださいということがあったのですが、この37カ所全てにその維持管理費を一括出していますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 当時でございますが、維持管理費ということで、施設の維持管理に要する光熱費といいますか、維持管理費として、年間七、八万円がかかるという話があって、当時の金利の利率が6.5%程度だということで、120万円をお渡しし、それを定期等に積み立てて、得られる利息が7万8,000円ほどになるということで、7万8,000円程度であれば地域の維持ができるのではないかとということで、委員おっしゃった100万円がしというのは、120万円、維持費補助ということで出されておりました。

今、全てにこの維持費が出ているかというご質問でございますが、全ての地域といえますか、会館にその維持費が出ているわけではございません。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 多分、課長の若かりしころのことで、よく記録を見ないとわからないかというふうに、まことに質問がしにくいわけですがけれども、確かに、今、課長おっしゃったように、37戸全部に120万円が出ているわけではないのです。

それで、お聞きいたします。これの維持管理が出ていなくても、町が設置したとすれば、その権利と申しますか、所在、土地は町有地になっていますから、その建物、誰がその運営をすとかしないとか、これをはっきり言えば壊すとか壊さないとか、もう要らないとか要るとかという判断は、これはやっぱり役場ですか、行政のほうでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） この地域にございますコミュニティハウスにつきましては、地域で新築する場合も補助を出しておりますし、あと新築されていなくて町から無償譲渡を受けている部分もございますので、この全ての37カ所のコミュニティハウスの所有は地域の持ち物ということになっていますので、壊す壊さないの判断は地域によるというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今そのようなご答弁をいただいて、実はそういう相談を受けた地域があるわけですがけれども、十四、五軒あった集落が、今のところが3軒ぐらいしかなくて、全くそこはもう使っていないと。そして雨漏りもするし、どうにかならないのかと。そして、地主がかわったのですよ。昔建てたころはAさんがいたわけですがけれども、今その方が離農して、Bさんという方が実はその隣接を全部所有しているのですが、その方に全く使っていない集会所を役場で壊してくれないのかという相談を受けたものですから、さっきの言う、その管理費の120万円をもらっていないのかと言ったら、いや、俺らのところはもらっていないのだと。だから、何とか役場でしてくれないのかという実は相談を受けたものですから、そんな簡単に壊せるものではないだろうと思って今質問したわけですがけれども。となりますと、もしこれを取り壊すにしても、これは地域、自費でもってやれということになりますか。それとも、町のほうで、では壊してあげますよとなるのでしょうか。どうでしょう。

○委員長（黒沼俊幸君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 委員のほうからは個別のお名前は出ておりませんが、多分これだと思う部分はあるわけですが、そこも一応、当時この補助金を出すときに戸数と面積要件というのがあって、当時40戸、90平方メートルが基本ということであって、それで維持費を出す出さないという判断がされていたようです。多分その施設については、

ここに残っているものを見ますと、戸数によって、40戸に満たなかったということの判断で補助対象外とされ、建物については無償譲渡ということで、その地域に譲渡されておりますので、あくまで判断は地域ということになろうかと思えます。

ただ、今、今後それについて町でやるのかやらないのかという判断を私に今求められても、私が判断する部分ではございませんので、今後どうするかという、もし今後こういうことが出てくるようであれば、考えてはいかなければならない部分はあるのかなと思えますが、今ちょっと私がここで答弁する部分ではないというふうに考えますので、その辺についてはご容赦願いたいというふうに考えております。

あと、ちょっと余談になるのですがけれども、今言われた雨漏り等ということであれば、私どものほうの補助金がございます、地域振興補助金というのがございます。これは、各コミュニティーというか、町内会、地域会で、ある場所によっては、それこそ屋根の塗装改修工事ですとか、利用備品の整備事業だとか、あと椅子やテーブルの整備だとか、刈り払い機を整備するとかというのにも使っている部分がございますので、もしそういった部分を使いながらも維持補修できるという部分であれば、そちらも考えてみる部分はあるのかなというふうに考えていますが、今後、先ほど委員が言われましたように、解体したいとか、どうのこうのという部分の話になると、これからの話し合いにもよると思えますけれども、その辺の判断は今ちょっと私のほうではできかねるのでご容赦願いたいと思えます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そういうことですので、今、某地域ですから、ぜひ今後、地域会なり集落の代表の方が来て相談になろうかと思えますので、よき理解のもとに相談をしていていただきたいと思えます。ありがとうございます。

最後に、非常に多くなるわけですがけれども、いま一度、育成牧場についての内容について質問をいたし、説明をお願いしたいと思います。

特に、昨日の質問の中で、私は堆肥の移動費が非常に大きいという中で、場長の答弁をいただきましたけれども、私も実は帰って昨夜ちょっと数字を見てみました。頭数はふえている云々あるいはまた現況の環境問題からいって、あるいはまた町の育成牧場だということでの堆肥の運用の仕方、さらには処理の仕方については十分留意をしたことから、これだけの額になったというお話を承りました。

しかし、牛の頭数、総頭数が28年と29年では7万3,000頭ぐらいしかふえていないのですね、月別の合計でいきますと。と同時に、生堆肥の処理の量が28年は1万6,762トン、29年は1万7,430トン、約1,000トンぐらいしかふえていないのですね。さらには、コンポ

ストの量でありますけれども、28年が256トン、29年が90トンというふうに、この金額的に300万円から900万円になるような到底数字にはちょっとならないのですよ、私が単純に思う中では。それで、納得のいく、このように、こういうふうにしてこうなったから900万円というような増額になりましたという説明をまず前段でいただきたい。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

納得できる答弁になるかどうか、ちょっと不安なところはありますけれども、頭数的には、今、委員のお話あったように、28年から29年にかけての伸びというのは、多少の伸びはありますけれども、それによって3倍処理する量がふえたのかという状況では当然ございません。委員もご案内のとおり、頭数がふえたことが原因かどうかというのは難しいところがあるのですが、飼養管理の部分で一昨年、死亡事故も集中したというようなケースもございます。職員の中で家畜管理、飼養管理を当然、頑張っていたところなのですが、そういう事故も発生した中で、やはり育成牧場の基本となる、農家から預かっている牛を健康で元気に返すと。それで、帰った後に、いい牛で喜ばれる牧場であるべきだということも基本だと思っております。その中で、飼養管理を含めたところ、当然手を抜いているわけではないのですが、そこをやはりもう一度見直そうと。重点的に今までの飼養管理も含めてどうだったのか、あとはどういう管理をしていくべきか、それには当然、専門者の意見も伺いながら、体制も整えて当たってきております。

そういう中で、29年度、家畜管理部分にやはり重点的にまず取り組むべきですという、当時の場長からの指示もあったのだと思います。その中で、委託の部分で堆肥の量が3倍になったわけでは当然ございませんが、外注をせざるを得ない部分がふえたという部分があります。昨年からは、美幌の堆肥舎も町のほうで、こちらの牧場のほうで使うことになりまして、都度たまった堆肥舎から美幌の堆肥舎に搬出する、それで、でき上がった堆肥については戻ってきて使うという作業もふえております。それらの運搬作業委託も出ております。あとは、コンポストも当然使って、毎日のように切り返しをしております。そのでき上がった堆肥についても、都度圃場には当然持っていきませんので、でき上がった堆肥を一度堆積し、それを時期を見計らって圃場還元するという作業をしております。

いい堆肥ができ上がって、それを有効に当然活用するというのが基本でございますので、その中で、先ほど言ったように、家畜管理の部分をやはり重点的に取り組む、まず第一優先にしたというところがあります。その中で、今までは直営で賄っていた部分が、やはりちょっと難しくなった部分もありますので、堆肥関係の部分については、その美幌の搬出、搬入も含めて外注がふえた部分で、経費として3倍ぐらいになったという状況でございます。

す。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） あれだけの機械が整備されていて、さらには人件費の中でも、職員、非常勤あわせて、かなりの方々があそこで働いておられます。その中で、これだけ外注をしなければならないのか、これは場長の力量というわけではないのですけれども、臨時の職員の方々が、どれだけ重機に乗れるとか、そういう才能を持った方々が当たれるかということも問われるところではありますけれども、ぜひ堆肥の運用については非常に、環境問題だけでなく、いわゆる土壌を守る、あるいは土地改良する上では、堆肥というのはまことに必要なものですから理解いたしますけれども、この堆肥の切り返し、運搬でこれだけかかるということになると、ちょっと果たして、それが本当の仕事ができていくのかというふうに私はまだちょっと、申しわけない、場長の今のご答弁では、近いうちに私もそのときに現場に立ち合わせていただいて納得をしたいかなと思っていますので、ぜひ、その辺も検討しておいていただきたい。

それと同時に、内容審議みたくなくなってしまいますけれども、キャンプ関係でもって外注しているのが122万7,000円あるのですよね、外注の中でキャンプ場関係で。特に、トイレの掃除に48万円、草刈り55万円、受付で24万7,000円。そこで、観光振興係の事務報告書を見ると、標茶町のキャンプ場の利用状況ということで、多和平は1,048人が利用されているとなっているわけです。

そこで、私は、本町の観光施策を考えるときに、やっぱりこれは、多和平にどうして任せるのだと。やっぱり観光係が主体性を持った、観光係が責任を持って外注するとかなんとかというなら私はわかるわけですけれども、その辺はいわゆる縦横のつながりでどうなっているか、私 行政的にはわかりませんけれども、どうして多和平さんが、人もいない、家畜に力を注ぎたいという中でこういうものを引き受け、できないものはやっぱり外注せざるを得ないのですよね。そこで、私はいつか言いましたけれども、観光と多和平のつながりはどうなっているのだという質問をしたことがありますけれども、その辺の観光係としての主体性は持っておられますか。多和平に対しての、やっぱり本町としての大事な観光資源の一つであるという多和平の考え方、いかがですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先に冒頭ひとつ、堆肥の関係で質問があった部分、答弁をつけ足しといたしますか、お答えしておきたいと思いますが、重機、車両云々私どもの牧場にも当然ございますが、堆肥を運ぼうとする場合に大きなダンプが必要になります。牧場には1台しかございません。

やはり作業が重なる場合もありますし、ほかの作業で使う場合もあります。その中では、やはり制限がかかってしまう。やはりそういう車両を持っている業者さんに頼まなければならない部分もあるところもありますので、そこはぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、キャンプ場の管理の部分で、牧場のほうで120何万円云々という部分の支出があるという部分でございます。この部分については、当初からどういう整理をというのはなかなか私も把握できていないところもあるのですが、牧場の施設の中の一部として、多和平キャンプ場、隣接しております。牧場として管理できる部分については当然うちでやる、牧区だとか放牧地、採草地、当然の部分があります。キャンプ場、多和平展望台云々については、観光課の所管でございますが、牧場の多面的機能云々という部分もあります。そこを一連で職員のほうで目が届きやすいという部分もあります、管理しやすいとか。ただ、そこについては、自分たちでできる範疇をやはり超えていますので、キャンプ場の草刈り、トイレの清掃等については外注をしているという部分で、牧場の中で羊の飼養を含めた放牧を夏場にしております。そこも含めて、ふれあいゾーンということで、ここは牧場側が管理とか見てあげるべきではないのかというところで、当時整理したのだと思います。観光とのすみ分けの部分がございますが、同じ町でございますので、そこはどちらが責任を持ってとかというところではなくて、当然観光、あそこは多和平でございますので、観光客が来て、すばらしいところだなと思われる環境整備を図る中で、牧場としての責務もあるだろうというところで、この間、来ている状況もあります。ですから、その費用負担をどこでするかという部分については、今後、整理が必要なのかなと私も思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えいたしたいと思います。

多和平の施設につきましては、観光施設、観光商工課の所管の財産でございます。もとの施設につきましては、牧場のあったところに展望台等を含め、観光客の方が非常に観光地として、そういう部分で年々整備されて、現在の状況になっているところだと思っております。標茶町の一つのシンボルの観光地として多和平があるというふうに認識しておりますし、先日の道新にも出ておりましたが、SNSで非常にきれいな写真等も踏まえて観光客が多く来ているところだと思っております。

牧場との仕分けの部分の話でございますけれども、草刈り等の部分は先ほど牧場長からご説明がありましたとおりの部分で費用負担をしておりますけれども、施設の浄化槽とかを含めた維持管理等につきましては、観光振興係のほうで支払っております、そういう費用分担の中で維持管理しているというような状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） だんだん時間がなくなってきたので、端的に。

今度は、係でなくて課になりました。常にいつもの議会でも出ておりますように、本町にとっての観光、多和平も1つ、シラルトロ、塘路も1つ、たくさんそのほかにもあるわけです。これを肝に銘じまして、いま一度多和平の観光振興についての、本当でしたら私もまだ言いたいのですけれども、30年のことは違いますから別の機会に言わせていただきますけれども、ぜひ育成牧場との連携を密にしながら主体性を持った観光に取り組んでいただきたい、このように思います。

それで、1つだけ言っておきます。展望台ですね。あそこに私も上がってみました。四方に、こちらは阿寒とか、こちらは知床連峰だとかとありますね。あれ、見えないです、もう。見えていません、何を書いてあるか。そこ、行っていますか。これは牧場の人だけではないです。これはやはり係の人がきっちり行って、常に連携をとりながら注意をしていただきたい。言っておきますよ。お願いいたします。

それと、駆虫剤の関係でございます。収入で553万円ありますけれども、この薬代はどこで出ていますか。駆虫処理料でもって収入で入っています。収入で入っているというのは、薬を買わなかったら注射できないというか、駆虫できないわけですよ。その経費、どこにありますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

駆虫薬の支出の項目については、需用費の消耗品として支出しております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。

それと、これも私、2回目か3回目になります。あそこの旧職員住宅の1棟はコスモスの方々の寮棟として整備されているのは、私もこの場でもって要請をし、すぐに行政として改修工事をやっております。あとはどうするのだと言ったら、解体いたしますということであります。先日行ってまいりました。屋根が剥がれてそのまま1棟は建っていますし、もう一棟は骨だけになっていました。あれは、どのような解体計画を持っていますか。持っていたというよりも壊すということで私にお話しになっていますので、何で解体されないのかお伺いいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

旧職員住宅、旧基地のところに残っている住宅です。所管が、もう実際のところ使用し

ていませので、行政財産からは外れているような状況で、本来であれば管理課さんのほうに所管がえをしてやるべきなのかもしれませんが、その手続が済んでいない状況もありました。昨年、一昨年でしたか、当時、場長が来年に向けて取り壊しをするという御答弁もしておりました。私も来て、実は骨組みだけになっていた住宅を見て、これは何だと思ひながら、今、眺めていたところなのですが、当時、台風等々で壁が剥がれたり屋根が剥がれたりという状況が起きて、応急処置で職員のほうでその壁等については取り外したと。それで、骨組みだけが残っているような状況です。

今、委員からご指摘あったように、多和平の入り口にもなります。景観的にどうなのかというの、私も思っております。早急に取り壊しをするべく、できればことしの冬期雇用対策のほうで申請のほうをして対応していただけるかどうか、今後なのですが、それが無理であっても、来年度、新年度の予算の中には取り壊し、これは管理課さんとの協議が必要なのですが、施設の解体のほうの部分に入れて、ぜひ早い段階で整理をしたいと考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） わかりました。

続いて、これまたトラクター。これで4回目。多くは申しません。展示してあるトラクター、何で看板を立てないのですか。看板というか、その具体的説明欄といいますか、立てないのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

たしか紹介する看板があると私も聞いておりました。あのトラクターについては、春先、雪が溶けて、あそこの芝生がしっかりしてから移動して持ってきております。あそこのグリーンヒル多和の隣に置いているのですが、今回その掲示をしていないという状況がありましたので、来年度からについては、それについてはしっかり看板を立てるようにしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） したいと思うでなくて、これはもうとっくに昔から言っていることですから、ぜひ実行していただきたいと思ひます。

それから、上御卒別の施設料であります。先般の私への答弁でも、あの施設については、本町酪農の危機管理上必要なものであると理解していると、緊急時に備えた避難所として、いわゆる目的を持った施設として利用していくのだという答弁をいただいております。それはわかります。もし、きょう、あずに突発的な牛の病気が出たと。直ちにあそこ

に避難させるという状況になっていますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

例えば、きょう、あすにそういう状況が発生した場合に、すぐ使える状況かといいますと、そういう状況ではないというのが正直なところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） といいますと、今まで私が答弁にいただいていた、緊急避難舎としての利用ということであそこを維持していくということの答弁には、全く行政として真摯に受けとめてもらえていない、答えていない。何か答弁はありますか。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

当時、どの施設を指して緊急避難施設ということでお答えしたのかが、ちょっと私も把握できていないところがあるのですが、上オソのほうには、D型ハウス2つ、それから機械格納庫的な倉庫が3つほどあります。D型ハウスについては、1棟はすぐにでも、ちょっと農機具等々を入れさせてもらっている部分もありますので、そこについては移動さえすれば、そんなにしないで使える。ただ、もう一つは、ご案内したとおり、寄贈を受けた農機具が入っております。ですから、その整理にはちょっと時間がかかるのかなど。ほかにある格納庫につきましては、そこも機械を格納させていただいております。ですから、それを、今ぱっと行って使えるかという状況かという、先ほどお答えしたように、そういう状況ではない、それらの移動を含めて対応しないと、そういう緊急避難的な施設としてすぐ使えるかという状況かという、格納庫、D型ハウスの1棟については半日、1日あれば整理はできるのかなという状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） とにかく、言い訳は別にして、一度この上オソの施設についてはそういうふうにご利用するというふうにお答えになっているわけですから、ぜひ、総合的にどうするのだということをいま一度検討していただいて、着実に実施できるような、当初答弁をいただいたような目的に沿った施設の管理にしていきたいと思っております。

最後に、綿羊飼養のあり方でありまして、いま一度基本的な考え方をお聞きいたします。

○委員長（黒沼俊幸君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

これは、私が答えるべきかどうかというのは、ちょっと難しいところもあります。現状

として、牧場としてどうかというお答えになってしまいますが、現状として、羊を飼養している施設、管理している施設については、古い牛舎、D型等を利用しながら羊を飼養している状況です。ですから、飼養環境としてどうなのかというと、私的にはちょっと疑問が出てきています。

さらには、そこに今は福祉連携の部分も含めて、社協さんとの連携も含めて飼養管理をしていただいている部分もあります。それだけでは、やはり手に負えない部分もありますので、町の職員も管理に当たっております。ですけれども、やはり家畜管理、牛、乳牛の管理がうちの牧場がメインでございますので、なかなかそこに人手を割くことが現実としては結構限界に来ている状況です。ですから、私個人的な考えでは、現状としては施設の何か考えないと、例えば増棟をすとか、あと人を考えないと増頭をすることには至らないなという状況で考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 時間が長くなりました。

最後に、今の綿羊の問題でありますけれども、前の議会でも同僚議員の質問で、将来はすごい、1,000頭とか2,000頭とかにしたいというような場長としては希望を述べられておりました。そんな中で、綿羊の飼養のあり方について、今、場長がおっしゃったように、場長の考え方としては、綿羊の飼育については、かなり今の情勢から見て厳しいのだ、現状だけ見ると厳しいのだというようなお答えをいただきましたけれども、これについては、本町における綿羊の飼育については長い歴史もありますし、あるいはまた、社会福祉的なこともございます。あるいはまた、それを楽しみにして来る観光客もいろいろいらっしゃいます。

したがって、確かに厳しい、多和平としては厳しい環境状況にあるかもしれませんが、いま一度やはり綿羊の飼育のあり方について、ぜひご検討願いたいと。時間があれば、また別の機会に綿羊の飼育についてのお話を伺いたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 綿羊飼養の考え方についてのご質問でございまして、これ、ただいま場長のほうから現場としての考え方は申し上げました。

実は先般、牧場との打ち合わせの中で、綿羊飼養というのが非常にコスト的に牧場の経営を圧迫しているというお話がありました。私が申し上げたのは、綿羊というのは、牧場の中のコスト計算だけではないよと、個々から出てくる肉の、いわゆるトータルの町の観光振興という面から見て、牧場での採算はマイナスかもしれないですけれども、トータルで考えたときに、プラスアルファというのはありますよと。そのことと、今、委員もご指

摘になりました農福連携ということ、これは私は、これから先の非常に大きな私どもが考えなければならない部分ではないのかな。何が一番、今の牧場の場合問題なのかということで、実は生産率がやっぱり極端に低いということが牧場としては課題だというぐあいに、そのように現場のほうからは来ましたので、とりあえずは、生産率を高めるために牧場として何ができるかということ頑張ってくださいということ、私は牧場との話し合いの中で申し上げました。

確かに、過去に当時の場長が1,000頭というお話をしたことは私も記憶にありますけれども、それは決してそういうことではなくて、やはりかつては、平成5年、6年には1,000頭飼っていた経過があります。ただ、そのときは、売り先を全然想定せずにただ頭数をふやしていた時代、それを一旦、それとスクレイピーという病気の問題もありまして、そこをきちんと1回してスクレイピーフリーの羊群にして、なおかつ肉の需要というものを踏まえて、町としてどう捉えていくのか。

委員もご案内のように、町がやっている事業は、もうかればいいということではないと私は思います。そうではなくて、トータルとして考えたときに、その場その場はもうからないかもしれないけれども、町にとって必要なことであれば、それはやはり現場として任務を果たすべきではないのかということで、そういった話し合いもあって、現場からは先ほど言いましたように、場長から話があったように、コスト的に非常に難しいのでというお話を聞きました。私は、もう一回、コストだけではないよと、そのことを踏まえて考えてくれという指示を出しました。

ただ、これにつきましても、新しい町長さんがどのように考えられるか、私はそれは存じ上げておりませんので、そういった意味で、私は、ただ、やっぱりその場その場の採算性だけではなくて、もっときちっとトータルで考えたときにどうあるべきかということ、私どもはどの現場においても考えるべきではないのかなということで考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最後に、町長と全く同感であります。ぜひ、新しい町長にも今の綿羊の問題については、確かに多和平としては厳しい状態なのかもしれないけれども、私も、この綿羊の飼養については、ぜひとも今後とも続けてほしいという気持ちでございませし、新しい町長への引き継ぎもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わらせていただきます。長くなりました。

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

総括質疑を行います。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 1点伺いたいというふうに、ぜひご検討をしていただきたいということでのご質問をいたしますが、文化の日には必ず表彰式がありまして、ずっと自分も思ってきましたし、町民の方々からもずっと言われてきたのですが、端的に申し上げますが、賞状の額を記念品として多分表彰された方に差し上げているというふうに思うのですが、はっきり言えば要らないと。

というのは、特に在住功労者、標茶から離れなかったら70歳で在住功労を受けられるということなのですが、今のはやりの言葉で言えば、終活体制に入ってきていると。そういう意味で、子供にまでそういうものを残したくないと。それに、最近、自分もそうですけれども、正直言って賞状とか表彰状とかというのは、おうちの中で飾るということがまずないのではないかとこのように思うのです。昨年も多くの町民から言われたのですよ。ですから、ぜひ決算委員会でしたので、これは検討していただきたいなど。言われた方々は、額は要らないよと、賞状も小さくていいと。欲を言えばお買物券で十分ではないかと、正直言って、そういう言われ方もしたのです、要らないという人もいますし。ですから、ぜひ検討していただきたいなというふうにいきなり言うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 総務課長・牛崎君。

○総務課長（牛崎康人君） お答えいたします。

こういった形が一番ふさわしいのかについては、常に検討しなければいけないというふうに考えておりますので、検討させていただきたいと思っております。表彰審査委員会にも、都度ご意見を伺ったりしておりますので、そういったところからもご意見を聴取しながらやっていきたいと思っております。

それで、実は今、記念品として差し上げている額なのですが、それ以前は金杯を差し上げておりました。平成17年、18年の行財政改革の指導の一環で、総務省のほうから一層の行財政改革を実施してくださいという通達がありまして、それに基づいて一度表彰式の内容についても検討したときに、金杯について、今の鈴木委員のお話と似た話なのですが、やはり飾られもしない、後片づけしたときに押し入れの中から出てきたような状況だという声もあつたりしたものですから、金杯をやめて額にしたところ。額は、

当時の検討の経過の中では、通常の木枠の額と違ってアクリルを採用したというのは、表彰状を入れなくても、例えば家族の写真であるとかそういうものを大きく引き伸ばして転用することも可能ではないかというようなことで、そういう発想で今の形にしたものであります。終活等、世の中の環境が変わってきている中で、活用されていないというような声も多いのであれば、冒頭申し上げたように、この先について検討していきたいというふうに思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 確かに、賞状を入れなくて写真を枚数を多く入れて、写真用の額にといいふうなご意見もございました。しかし、大きいのですね。そうすると、それを飾るとか置くとか、そういうのも非常に難しいなというふうに思いますので、さらに審査委員会も含めながら、ご検討いただきたいというふうに思います。終わり。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 委員長。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） きょうは、29年度の決算ということで、それに関連しまして、時間的なことも委員長から言われておりますので、速やかに3点ほどに絞って総括質疑をまずさせていただきます。

まず、町有施設の整備について若干お伺いいたします。町有財産の一つとして、本町には温泉井戸というのが3カ所ございます。これは事務方にもお聞きいたしましたので、1号温泉、2号温泉井戸、3号温泉と。1号温泉につきましては、やすらぎ園や駒ヶ丘荘、プール等で活用されて、2号温泉は町立病院の裏で町民の方々に提供されて使っていただいていると。3号温泉は、ご存じのように憩の家の茅沼温泉で使われていると。町有財産ですから、1つには町有施設の整備ということで、毎年、整備事業で上げている中で、決算して結果的にどのような財産としての整備をしているのか、そういった点について、まとめた中での状況をお伺いしておきます。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

町有施設の中の温泉井戸に関しての質問でございますが、委員ご指摘のとおり、本町におきましては、3カ所の温泉を持っております。1号温泉につきましては、野球場の敷地内にありまして、そこにつきましては、やすらぎ園、駒ヶ丘荘、それと町営プールの熱交換用として利用している状況でございます。また、2号温泉につきましては、ふれあい交

流センターのところにございまして、それにつきましては、病院及びふれあい交流センターの浴室、それから床暖房の熱交換、それとあわせて廃熱利用としてロードヒーティングとしても利用しております。3つ目につきましては、茅沼温泉井戸ということで、憩の家の方の施設で利用しているところがございます。

施設の維持管理につきましては、定期的なポンプの交換ということで、予備ポンプを含めまして、購入と取りかえを、温泉の質によって長もちの度合いは違うのですが、その辺調査をかけながら、その都度、ポンプ入れかえのときの傷みぐあいを見ながら、温泉のポンプですとか、配管の方の取りかえを実施しているところがございます。いずれにしましても、自噴ではなくてポンプのくみ上げという形の中で利用している温泉施設なものですから、できるだけポンプ、配管等を定期的に交換することによって、延命を図っていくというような形の中で管理をしているところがございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 3号温泉というのは、今、説明の中で、憩の家かや沼、これは指定管理者になっております会社側に委託してやっているのだなと思いますし、1号、2号については説明を受けました。それで、いわゆる点検整備、保管管理という、いわゆるどういう形で、直営ではなくてそういう管理委託、そういった面では、どういう形で委託しているのですか、管理をさせているというのは、作業工程ですね、それはどのようになっているのですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、相原君。

○管理課長（相原一久君） お答えいたします。

ポンプの維持管理につきましては、備品購入費でポンプを購入する予算と、取りかえを含む委託料でポンプ配管等を交換するという2本立てで行っております。ポンプの交換につきましては、さく井戸、建設業の許可をとっている井戸ポンプの交換ができる業者に委託して交換を行っているところがございます。

また、ポンプの方につきましては、地元業者の設備業者さんのほうを信頼していきながら、定期的に購入していくという形の中で、2年ないし3年ぐらいでポンプの寿命が来ることもありますので、それは交換の時期に何年ぐらいもちますよと、配管を含めてこのポンプはあと何年もちますよというのを聞き取りしながら、次回の委託のほうに、交換のほうに反映させている状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 地下の温泉といいますから、地下からどの程度出てくる、湯の量等々について、今度はそちらの方の点検となれば、例えば憩の家は10年ぐらい前にはち

よっとお湯がぬるいのではないかという声が聞こえた中で、そういうボーリング調査を再度して、湯上げた経緯がございます。

また、1号については、もう4年、5年前ですか、管が断裂して急遽12月に手当てをしたという状況がございます。そういう中で、委託されている側にとってはどういう点検をしているかというのが問われてくると思うのです、そういう時期にそういう発生した場合に、つまり、管理者側にとってはどういう対応をして、例えば月に1回を、そういった報告しなさいとか、年に1回なのか、そういったシステマ的な報告義務をどのように徹底させるかということが問われてくるのではないかと。つまり、地震等々によってそれがどの程度わからないのではなくて、どういう点検をしているかによって手当てのやり方なので、発生してからどうこうではかなり遅くなってしまわないかと。その辺、点検業務についての報告義務ですね、これは徹底されるべきだと思うのだけれども、その辺についてちょっと、3号のほうは指定管理者のほうありますから、指定管理者もわかればお願いをしたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長・相原君。

○管理課長（相原一久君） 日々の点検業務のことだと思われませんが、1号ポンプにつきましては、施設の維持管理ということで、電気事業者、電気業者を含めましてポンプの稼働状況ですとか電気の盤、その他の状況の検査をしております。また、各施設ともほぼ毎日使っているものでございますので、日常の使用の中で、温泉量の出ぐあいですとか、そういうものを聞き取りしながらというか、報告を受けながら実際には運営しているところでございます。特に水量を定期的に、お湯の量をはかるとかという委託は今現在はやっておりません。

○委員長（黒沼俊幸君） 相原君。

○管理課長（相原一久君） 3号井戸につきましては、施設そのものは観光開発公社のほうで運営しておりますが、施設そのものの整備につきましては、町のほうで行っておりますので、そこも定期的なポンプ取りかえ等の中で、お湯の出ぐあいを確認しながら実施している状況でございます。だんだん古くなってきますと、ポンプの目詰まり等も発生しますので、その時点で若干お湯の量が減る等の情報は得ていますので、その辺をはかりながらポンプの交換等も進めている状況でございます。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 貴重な、標茶町にとって、施設の方々も期待しながら大いに活用されている施設等でございます。ましては温泉ということになれば、いつどういう状況で温度が下がったりする、人員等もございますが、老朽化する管の取りかえ等々を小まめに

やるということがまず大切であるということですね。この貴重な温泉井戸につきましては、より徹底した管理業務というものを今後も続けていけるよう期待するところですが、その辺についての次年度に向けての取り組みということは、これは財産管理費等々に附属等については明記されておきませんので、こういう場でちょっとお聞きするのですが、その点について再度お聞きします。

○委員長（黒沼俊幸君） 管理課長、相原君。

○管理課長（相原一久君） 先ほど3カ所の温泉の温泉の質によってポンプの傷みぐあいが変わってくるというふうにお答えさせていただきましたが、特に憩の家につきましては、塩素がきつい温泉でございまして、ほかの施設に比べまして、ポンプの傷みぐあいが非常に激しいところでございます。また、あわせまして配管等の損傷も目に見えている状況でございまして、そこにつきましては、交換の年数を早めるのが1つと、それから通常1回の点検のときにポンプの入れかえをするのですが、入れかえをしないまでも一度、休館のときにポンプを抜いて損傷ぐあいをはかるというような取り組みも来年以降することで考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） それでは、2問目に入りますが、まず収納対策について若干お伺いします。未収金等々、いろいろ質問等も出ましたし、各種負担金、分担金、使用料等々についての未収金対策、これは各会計ごとにいろいろと質問が出ましたし、その対策等も出ておりました。私も毎年度この決算時期については、未済額の決算額についての質疑等も聞いておきまして、担当課は非常に努力されているなという思いは受けとめますし、しかしある一方では、どんどんふえていくという、何かふえていきながら回収していく、頑張っていく、この姿には非常に、業務といいながら、担当といいながら、一定の評価するところでございます。

けれども、ではどこの自治体も苦慮されているこの未収金、収入未済額、それらをどう解決していくのですかと言われたときに、相手があるわけですから、いろんな事情のある方がいますから、それは収納対策の一環として督促状等々を出したとしても、なかなかそれは解決に結びつかない、これがまさに実態かなと受けとめております。昨日は、決算の状況につきまして、企画財政課長から、納税については98%になってきている、一方ではこの負担金、分担金、使用料については依然として前年度の繰り越しがあったり前年度の未収金があったり、そういうものについてはなかなか成果が出ないような気がしております。

そこで、町税等の場合は、何年か前に機構に、道庁から派遣されてそういった担当課で

徴収のノウハウをお互いに研修しながら、成果を上げてきた記憶がございますし、今もそれを引き継がれながら、係一丸となって取り組んでいるのだなという思いは、そういう説明の中から酌み取っていたところがございます。

しかし一方では、そういった年に1回の監査の方々の意見もありましたし、どうしても結びの中で対策を求められてくるのですね。特に私も気になっていろいろ見ている中で、下水道の場合はこういう監査の意見もございました。下水道事業は生活環境整備の重要な施策の一つであることから、引き続き効率的、効果的な運営されることを望む。しかし一方では、そういう処置を望むというのは、ある程度考え直していかなければならないのではないかと。私は、担当課に一つ一つをやるというのが困難な状況になってくるのではないかと。お金を扱う、集金をする、収納義務をなさい、これは限界に来るのではないかと、そう思うところになっております。

そこで、町全体でそういう一丸になって取り組む姿勢、例えば専門的な方を重点的にこのところへ行って収納業務をさせるとか、また、整理機構のような仕組みというのは今はございませんから、その辺のことをやらないとなかなか解決できないのではないかと、その辺のことについて、いわゆる未収金、収入未済対策として、収納対策の一環として考えるべきではないかなという、この決算状況を見ながら思うところがございますが、そういったことについて私の考えといたしましょうか、その辺についていかが考えるかお聞きしたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 全般にわたる税金、それから税外収入含めての、基本的には、私どもが努力しているように払っていただく努力をすることしかないと思っております。税金を払うということが、やはり私は国民としての一番大事なことだと思っております、このことをぜひ皆さんで確認をし合うということしかない。ただ、それと生活実態をやはり私どもとしては、国民というのは基本的人権に基づきまして最低限の生活を営む権利というのを、これは有しているわけでありまして、そこを尊重しながらどういった方法がいいのか、当然、専門的なスキルアップというのは、これは必要だと思っております。ただ、特定の人間をずっとそこにということになりますと、それは町全体としていかがかなということとはあります。

滞納整理機構につきましては、現在も釧路・根室管内で、いろいろな各町村から引き受けた案件を整理すべく努力をしております、本町からも過去に何人か職員を派遣して、彼らが非常に現在の重要なスタッフになっているということは事実であります。これはどういった方法がいいのかということについて、何か具体的にいい方法があれば、ぜひご教

授をいただきたいと思うのですけれども、やはり私どもとしては、粘り強く払っていただきたいということをお願いしていくしかないのではないのかなと思っております。ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 町長の答弁で、私が言ったのは専門の立場の人を雇用ということではなくて、例えば一時的に臨職の方に委ねて、それを定期的に成果を上げる、1年、2年なり、そういうことをやっていただく手もあるでしょうということを提案したわけであって、その窓口の業務は、例えば皆さんは、その担当担当によって異動されます。当然異動されれば、またそういったデータを一から見直したり、そういったことの事務的な処理というのは、かなり時間を要するのではないか。であれば、こういったことを見据えて、一つ一つ町長が言うように納税義務は当然ではないかと、それは当たり前なのです。であれば、こういうことの意識というのは、こういう結果はなかなかそういう浸透すればないと思うのですが、こういう結果が出た以上は、その対策として、対策の一環として、そういうような再雇用対策、臨時職員にそういうことをやっていただくとか、そういう手もあるのではないか、そのことが一つの成果が生まれると、まずやってみようではないかということをして1つ私は提案したわけですが、それと町長のとちよっと食い違ったのですが、それについての検討をすべきでないかということをご提案したわけです。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

委員もご案内のように、行財政改革の中で、私ども職員をできるだけ少なくするという努力をしてきました。それと、やはりやらなければいけない仕事というのが、非常に多くなってきているのが事実であります。今までのように、私どもの年代であれば、若いうちにいろんな経験を積んで、年をとったときに町全体をという考え方でこれまではやってきたのですけれども、ご案内のように、いろんな意味の技術者というものを確保するのが非常に困難になってきております。そうした場合に、これから先の役場職員のあり方等々、ただ、これは定年が現在は60でありますけれども、これはおのずと延びていくものだと思っておりまして、そこら辺の考え方というのは少し違うとは思いますが、そういった意味でやはり職員だけではなくて、今ご提案のあった例えば経験者を再雇用するとか、いろんな意味で、そういったものは有効な手段だと私は思っておりますので、ぜひそういった意味で検討してまいりたいというぐあいに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 町長、来年に向けて検討というふうにはならないと思いますが、ぜひ引き継ぎながら、そういうことを伝えるようなことをやっていただきたいと思いますと思うところではございます。

最後に、3つ目です。

町長、いろいろ政策としては、継続費のことで私、お聞きいたしました。施策としても、小さいながらも町のために協働のまちづくりの一環として、そういう施策も随時打ち出しきながら、今日まで来ているのは事実でございます。

その1つとしては、GOGOチャレンジショップ支援事業、これはまさしく協働のまちづくりの中で活性化に向けて取り組んでほしいというのは、申請者が1名、2名でございますけれども、それは大いに施策として評価をしてもいいのではないかと私自身は思っております。このGOGOチャレンジショップ、これは池田町長が、これ18年から始まっているわけだから、ちょうどいみじくも12年ですね。もう早、そんなに経過したのだなど。そして、今もって申請者が2件、3件ということは、やはりその方々が、若い方々として何かやりたいと、何かやろうという意識が出てきているのだと思うところではございます。

ただ、先ほど深見議員の中で、内容質疑を私も聞いておりましたけれども、なかなか駅前ですとか商店街にこだわらない地域の中で、そしてそれを小さく目指していこうというのは志向としては変わってきておりますね。その辺を見据えて、ぜひこの評価される施策というのは以後も続けていって、住民とともに若い経営者または新規創生的なことをやりたいと、そういうことに応える意味では、施策としては大いに評価できるものと私は思っておりますが、その辺のことは町長、思いを込めて施策に取り込んだ、小さな施策であります。その思いも伝えるように、ぜひ関係担当に言ってほしいと思うのですが、それだけ見解を聞いて終わりにします。

○委員長（黒沼俊幸君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

確かに任期は残り11日になりますけれども、現在、私、町長としてお答えをしているわけでありまして、町長として、今、委員のご提案になった施策というのは、私は現時点においては今後も続けるべきであろうと。先ほどの収納対策にしても、私は現時点の町長として検討をしたいということを申し上げたことでもありますので、個人的ということではありませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（黒沼俊幸君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 最後に、1分間で終わりますが、これ時限立法というのは見直して2年ですから、2年ということの意義が非常に大きいのですね。2年後にどうするかは、

これは次期に委ねなければならぬと思いますが、この2年の間に何をすべきかという、やはり若い経営者の方々、若いそういったいろんな意見を集約する、聞く、それは担当課の役目でありまして、そういったこともぜひ実行されてこれは続けるよう私は期待するところでございますが、いかがですか、その辺、最後に。

○委員長（黒沼俊幸君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、現在の交付規則につきましては、平成31年3月31日限りの規則となっております。先ほどのご質問にお答えしましたが、今までの実績等の部分で非常に効果的な事業というふうに考えておりますし、今後の部分につきましては、引き続き、この規則が続くような形で進めていきたいなというふうに担当としては考えているところでございます。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 早速、私は未納者への催告と差し押さえの実績について、角度を変えてちょっと伺いたいと思います。差し押さえでいけば、動産2件、税還付金20件、預貯金45件、給与5件、その他4件というふうになってはいますが、端的に伺いますので端的に答えてください。

この差し押さえによって、著しく生活が困窮するような町民はいなかったのかどうか、どのような基準で行っているのかということについて伺いたい。

あわせて、これは審査意見書を拝見いたしましたけれども、いずれも滞繰未済金の回収については努力しなければいけないという意見書が出されています。下水道のところだけ、「法に従い処理を進めることも必要である」と、ちょっときつい文末になっているのですね。これは何か意味があるのかどうか、この2点だけ伺います。

○委員長（黒沼俊幸君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

差し押さえにつきましては、それぞれ給与等であれば差し押さえ禁止金額等もございしますので、そういった部分で言いますと、最低限の生活に支障がない形で差し押さえは実行しているところであります。

また、そのほかにつきましても、これは当然、滞納になっていきなり差し押さえするわけではないので、前段でそれなりの納税折衝をして、こちらとしては当然支払える能力があるのにもかかわらず支払わないということで、やむなく差し押さえを実行しているということなので、そういった、それによって生活が苦しくなったりという形ではないという

ふうに思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 監査委員・佐々木君。

○監査委員（佐々木幹彦） 今、委員から下水道についてのみ若干きつい言い方だということがありますけれども、特にそれを意識したわけではございませんけれども、先ほどからいろいろ収入未済については意見が出ていますように、あくまでもこれは公平、公正の立場ということを最重要視いたしまして、下水道だけでなく全て、税外収入金、それから税も、やっぱり公平、公正ということが一番基本でございます。そのことを言いたかったということでご理解いただきたいと思います。

○委員（深見 迪君） 同じような意味だというご答弁だったと思います。

2つ目、これで終わりですが、除雪援助なのです、49万4,000円。これ福祉除雪のことだと思うのですけれども、ことし、この間の冬も非常に人員確保が各地域で厳しい状況になっているのではないかと思うのですが、実態はどうですか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

現在、平成29年度におきましては、除雪援助の実施主体でございますけれども、標茶厚生勤労者企業組合さんと茶安別地域振興会さんの2件については、委託契約を結んで実施しております。これに対応できない分については、標茶町高齢者事業団にお願いしてやっってもらうというケースがございました。委員ご指摘のとおり、ここに所属する方も高齢化してきておまして、なかなか人員確保ができないということで、各団体からのお話は聞いております。これも含めまして、今後こういった形がいいのかということで、検討していかざるを得ないという時期に来ているということは重々理解しておりますけれども、ただ、人を確保するということではなかなか難しいということで、今これから次年度に向けて検討していきたいなというふうに考えております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これ、制度をつくった以上、頼む側は待たないですね。私も実際、除雪をしている人たちに会ってお話を伺ったのですけれども、本当に今、課長がおっしゃったように、高齢化でやめたいと。もう自分もできないというような方が結構いらっやっやっ、本当に大変な人員不足になっているのですよね。それで、だけれども、除雪を待っている人は減らないわけで。そういう意味では、私は次の冬を乗り越えるために、必要であれば役場の職員の方も力を発揮していただきたいということが1つ。

それから、私自身も隣近所の、私より高齢の方がいますから、時々除雪を手伝うのですけれども、そういう町内会の体制といたしますか、そういう呼びかけといたしますか、そう

いうことを考える時期に来ているのではないかと。待っている人は待たなから、そういう意味では、役場の職員の方の力と、それから町内会の体制というか、隣近所の助け合いと、これをぜひことしの冬は考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（黒沼俊幸君） 保健福祉課長・伊藤君。

○保健福祉課長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず、地域町内会の件でございますけれども、実際、隣の方が除雪をするというケースもあり得るということは情報としては聞いておりますので、その辺も含めまして、地域会のほうにどういった対応ができるのかということは働きかけていきたいと思っておりますけれども、現実として距離が離れている場合等々、なかなか地域だけではできない部分もございますので、その辺をどうしていくのかということは検討課題かなと思っております。

職員が対応すべきではないかという点でございますけれども、限られた職員の中で、全て事業委託者ができない部分を町職員が行うというところにつきましては、担当課としてはかなり厳しい状況であるというふうには思っております。検討するかどうかということにつきましては、なかなか返答が難しいのですけれども、現状厳しいという状況しか言えないということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（黒沼俊幸君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後は、お願いといいますか、私の意見を述べて終わりたいと思うのですが、全国の自治体では、やっぱり自立ということも含めて、役場の職員が自主的にといいますか、頑張って除雪の援助に向かっているところもあるのです。ですから、すばっと難しいと言わないで、一応は検討していただきたいと。

それから、隣近所の除雪の力は、私、毎冬2件くらい受け持って、いつまで続くかわからないですけれども、受け持って必ずやるようにしているのですけれども、この力も意外に大きな力なのです。そういう意味では、それらを含めて、どうしたらそういう力が地域から生み出せるかということも、ぜひ努力して検討していただきたいということを私の意見として述べまして、質問を終わります。

○委員長（黒沼俊幸君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案一括して採決いたします。  
お諮りいたします。

認定8案は、いずれも認定すべきものと決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。  
休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時42分

○委員長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎閉会の宣告

○委員長（黒沼俊幸君） 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成29年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時44分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長                      黒 沼 俊 幸